

# 史跡興國寺城跡保存活用計画

2022

沼津市教育委員会



## 例　言

1. 本書は沼津市根古屋字赤池ほかに所在する史跡興国寺城跡保存活用計画である。
2. 本計画の作成は令和元年度（2019 年度）に事前準備に着手し、令和2 年度（2020 年度）、令和3 年度（2021 年度）に行なった。
3. 計画策定にあたり、興国寺城跡整備調査委員会（委員長：服部英雄氏）、山下信一郎氏、渋谷啓一氏（文化庁）、溝口彰啓氏（静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課）の指導を得た。
4. 本書の執筆・編集は、沼津市教育委員会事務局文化振興課が行なった。
5. 計画内における年号の記載については和暦を使用したが、参考文献については西暦を用いた。
6. 曲輪等の名称は、沼津市教育委員会が平成 31 年（2019）3 月に刊行した『史跡興国寺城跡調査報告書』に倣う。また本計画内の調査成果の概要等については、報告書に掲載した内容を一部抜粋・整理して再録した。

# 目 次

## 例 言

第1章 計画策定の沿革と目的.....	1
1－1 計画策定の沿革.....	1
1－2 計画の目的.....	2
1－3 計画の対象範囲.....	3
1－4 本計画の位置づけ.....	4
1－5 計画策定における委員会設置と経緯.....	8
1－6 地域住民の合意形成の経過.....	9
1－7 計画の期間.....	10
第2章 史跡指定等の概要.....	11
2－1 史跡指定に至る経緯.....	11
2－2 指定地の状況.....	13
2－3 史跡に関わる調査成果.....	30
第3章 史跡の本質的価値.....	45
3－1 史跡の本質的価値.....	45
3－2 史跡に関わる構成要素.....	47
第4章 史跡をめぐる現状と課題.....	49
4－1 保存管理に関わる現状と課題.....	49
4－2 活用に関わる現状と課題.....	58
4－3 整備に関わる現状と課題.....	64
4－4 運営及び体制整備に関わる現状と課題.....	66
第5章 保存活用の基本方針.....	67
5－1 目指す姿.....	67
5－2 基本方針.....	67
第6章 史跡の保存管理.....	69
6－1 保存管理の方向性.....	69
6－2 保存管理の区域と方法.....	70
6－3 現状変更の取扱い基準.....	74
6－4 植生管理について.....	79
6－5 埋蔵文化財包蔵地の取扱い.....	81
6－6 史跡の公有地化と追加指定.....	81
6－7 防災計画.....	81

第7章 史跡の活用	85
7-1 活用の方向性	85
7-2 活用の具体的な方法	85
第8章 史跡の整備	91
8-1 整備の方向性	91
8-2 史跡全体の整備方針	91
8-3 区域ごとの整備方針	93
8-4 史跡内の動線計画	101
第9章 運営と体制整備	103
9-1 運営と体制整備の方向性	103
9-2 運営と体制整備の方法	103
第10章 実施計画	105
10-1 各施策の実施計画	105
10-2 経過観察	106
文化財保護に係る関連法令	109



# 第1章 計画策定の沿革と目的

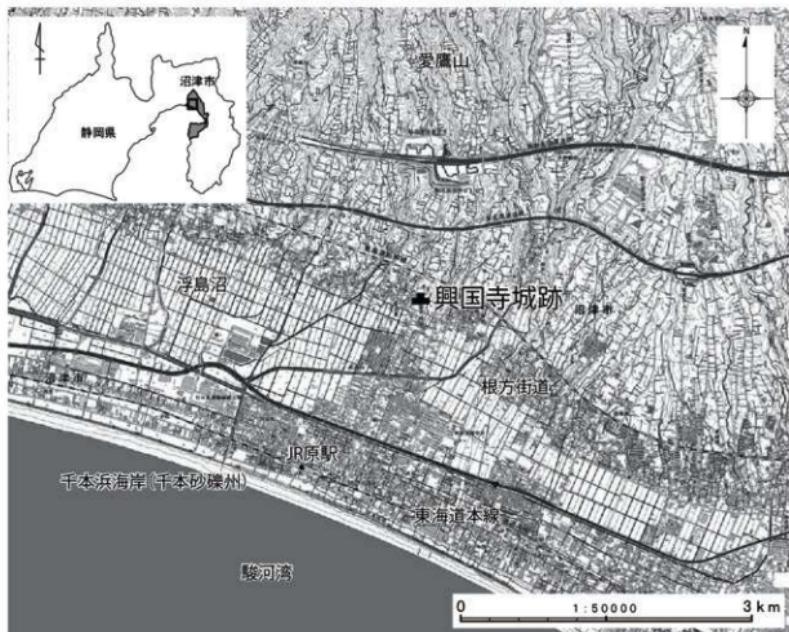
## 1-1 計画策定の沿革

興国寺城跡が所在する沼津市は駿河湾に望む伊豆半島の西側付け根に位置する。中心市街地の中央部には狩野川が流れ、北には愛鷹山を主とする山麓、西には千本砂礫洲と浮島沼、中央から東にかけては黄瀬川扇状地、南には複雑な海岸線を有する海岸地域と、多様な環境にある。

その中で、興国寺城跡は沼津市西部の浮島地区に所在し、愛鷹山の尾根の先端に築城されたものである。城の南側はかつて浮島沼であった低湿地に面し、城の三ノ丸南端周辺が山麓地域と低湿地の境目にあたる。

ここは戦国時代に関東一円を支配した小田原北条氏（以下、北条氏）の祖、伊勢宗瑞（北条早雲）ゆかりの城として知られ、以後も江戸時代初期に至るまで東駿河の要所として用いられたこと、また城郭遺構も良好に残存することから平成7年3月17日（文部省告示第25号）に国史跡として指定された。

沼津市では史跡指定前から興国寺城跡を重要な文化遺産と認識し、昭和57年に『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』、昭和58年に『興国寺城跡整備基本プラン報告書』、平成11年に『興国寺城跡保存管理計画報告書』（以下、保存管理計画）を刊行した。保存管理計画策定後、沼津市では地下遺構の状況を把握するために遺構確認調査を継続して実施してきており、その成果は文献・絵図調査成果と合わせて平成31年に『史跡興国寺城跡調査報告書』として刊行されている。



第1-1図 史跡の位置

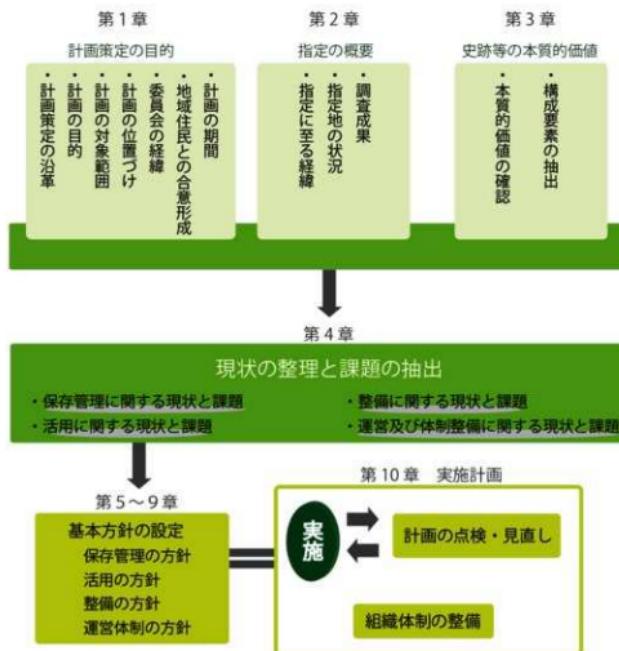
しかし調査の進展とともに史跡の価値が顕在化したことと反して、現在では、かつて策定した『保存管理計画』だけでは興国寺城跡の持つ文化財的価値を適切に保存し、またそれを後世に正しく伝えるための活用方針が提示できていないという課題が生じている。このため、保存管理計画を踏襲するものの、史跡の本質的価値について明らかにし、現状や課題を整理した上で、現時点までの調査結果等を踏まえた保存・活用・整備方針を定めた『史跡興国寺城跡保存活用計画（以下、本計画）』を策定する。

## 1-2 計画の目的

本計画は、学術・歴史的価値を踏まえ、史跡の本質的価値と構成要素を明確化するとともに、興国寺城跡を適切に保存・活用して次世代へと確実に伝達していくことを目的として策定するものである。

そのため、以下の3点を明示する。

- (1) 多様な価値に即した保存基本方針・方法の明示
- (2) 現状変更の取扱い基準を明確にした管理方針の明示
- (3) 諸法令と整合・連携した史跡の活用・整備方針の明示



第1-2図 保存活用計画の構成

### 1-3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡指定範囲を基本とするが、周辺の関連する文化財や景観と一体的に保存活用を図っていくため、史跡の構成要素を整理するとともに、周辺の文化財についても言及する。

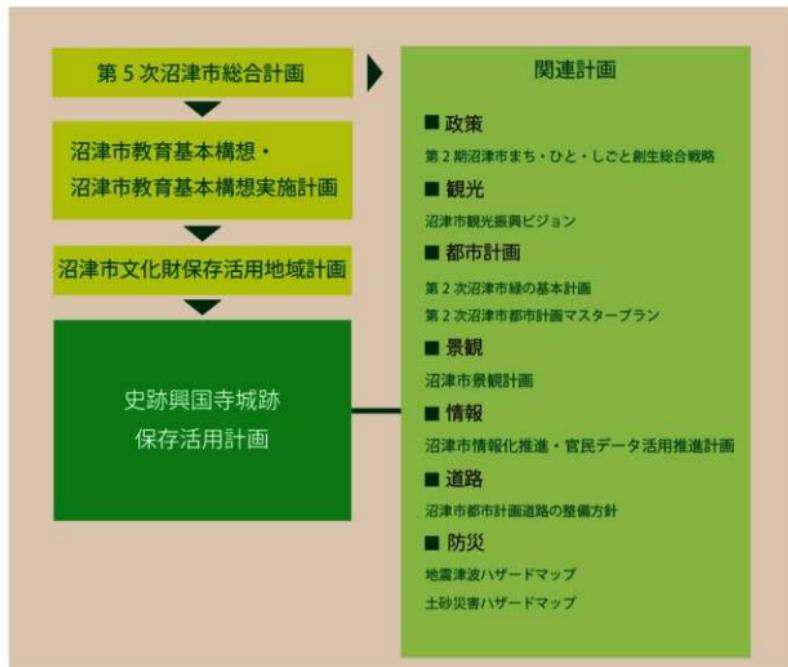


第1-3 図 計画の対象とする範囲（平成 27 年度撮影）

## 1－4 本計画の位置づけ

本計画は、沼津市の将来像を示した『第5次沼津市総合計画』(令和3年策定)、沼津の教育の目指す姿を示した『沼津市教育基本構想』『教育基本構想実施計画』(令和3年策定)、今後策定予定である『沼津市文化財保存活用地域計画』が上位計画となり、これらの計画に則ったうえで本計画を策定する。

また第1-1表に示した関連計画及び『整備基本構想』、『整備基本プラン』、『保存管理計画』がすでに策定されているため、これらを踏まえた上で策定する。



第1-4図 上位・関連計画との関係

第1-1表 上位・関連計画一覧

分野	名称	策定
① 総合計画	第5次沼津市総合計画	令和3年3月
② 教育	沼津市教育基本構想・ 沼津市教育基本構想実施計画	令和3年3月
③ 文化財	沼津市文化財保存活用地域計画	策定準備中
④ 政策	第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年3月
⑤ 観光	沼津市観光振興ビジョン	令和3年3月
⑥ 都市計画	第2次沼津市緑の基本計画	令和3年2月
⑦ 都市計画	第2次沼津市都市計画マスタープラン	平成29年1月
⑧ 景観	沼津市景観計画	平成22年12月 令和3年4月改定
⑨ 情報	沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画	平成22年12月 令和3年4月改定
⑩ 道路	沼津市都市計画道路の整備方針	令和元年12月
⑪ 防災	地震津波ハザードマップ 土砂災害ハザードマップ	平成26年3月

#### ① 第5次沼津市総合計画（令和3～12年度） 上位計画

第5次沼津市総合計画は、今後10年における沼津市の総合計画である。「まちづくりの柱4」の中の「基本計画4-2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で、文化財等を「歴史・文化資源」として表記し、「取組2 歴史・文化資源の保存と活用」において、「興国寺城跡などの整備にあたっては、近隣の觀光資源との連携等により回遊性のある活用が図られるよう、地域と協力して進めます。」と掲げている。各地域別のまちづくりの方向性を示した「地域別のまちづくりの方向 西部地域（原・浮島・愛鷹・今沢・片浜）」では、「自然・歴史とともに紡ぐ、次世代への発展とつながりを大切にするまち」を掲げ、「豊かな自然や景観、歴史・文化資源の保全に取り組み、次世代に継承します。」「海岸線や山間地といった自然環境や、地域に根差した歴史のある地域資源の活用を図ります。」と明記している。

また、計画前期5年について定めた前期推進計画「人・まち・自然が調和し、躍動するまちへ誇り高い沼津を目指して～」（令和3～7年度）の中で、「まちづくりの柱4 地域の宝を活かすまち」の11事業のうちの一つの事業として「興国寺城跡保存整備事業」をあげている。この中で、「戦国時代の城跡である国指定史跡興国寺城跡の保存顕彰を図るとともに、歴史体験の場として修景を整備し、その活用を図る。」とし、具体的な事業内容として、公有地化、計画策定、遺構確認調査、整備工事を推進するとしている。

② 沼津市教育基本構想・沼津市教育基本構想実施計画（令和3～7年度） 上位計画

沼津市における最上位計画である「沼津市総合計画」に基づいて市長が策定した「沼津市教育大綱」を踏まえて、沼津の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために「沼津市教育基本構想」が策定された。同時にその具現化のために「沼津市教育基本構想実施計画」が策定されている。

「沼津市教育基本構想」の「第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」「1 郷土を愛する心の育成」における「(3) 文化財の保存・活用」では「国民共有の財産でもある国指定史跡や天然記念物、国宝などの有形文化財等については、後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。」と掲げられている。

また実施計画では、その具体的事業である「史跡等保全整備事業」において「歴史的な価値のある興国寺城跡及び高尾山古墳、松城家住宅、また、国天然記念物大瀬崎ビャクシン樹林を保存活用するため、計画の策定など整備や活用に向けた検討を行う。整備の過程にあっても、文化財の価値の啓発イベントや情報発信を実施する。」としている。

③ 沼津市 文化財保存活用地域計画 上位計画

令和5年度の策定を目指し、現在策定準備中である。

④ 第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3～7年度） 関連計画

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法第10条」の規定に基づき沼津市の目標・講ずべき施策の基本的方向性を示すものである。本計画では自然環境や歴史・文化遺産など地域資源を活用して交流人口の拡大を図るものとして位置づけており、この中の基本目標「沼津への新しいひとの流れをつくる」を実現する施策の一つに「2-1 まちなか居住の推進と都市的魅力の向上」があり、具体的な施策として「文化財の保存活用」を掲げている。ここでは「市内の文化財を西部、中央、北部、南部の4つのエリアに分け、それぞれの拠点となる本市固有の貴重な財産である文化財を中心に、地域資源として保存活用を図ること」を目標とし、「講演会や体験学習等文化財活用事業の開催」「SNS等を利用した情報発信」「公開活用事業」を具体的な取り組みとしている。

⑥ 沼津市観光振興ビジョン（令和3～7年度） 関連計画

「沼津ならでは」の地域資源を最大限に活用し、官民一体となって観光振興に取り組むことにより、地域経済の活性化のほか、シビックプライドの醸成などを図っていくために改定された。本計画の中で、目標を具現化する4つの柱のうち「観光振興の柱2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で「基本施策3 地域資源の創造」として、「市内の歴史・文化資源のほか、海・山・川の自然資源を効果的に活用することにより、新たな地域資源を創造するとともに、これら地域資源が、新たな沼津の魅力となるよう努める」としている。また、「基本施策5 県東部・伊豆地域等との連携」として、「北条五代観光推進協議会や NHK 大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の促進」を掲げている。

そして目標達成に向けた具体的な施策として「(6) 歴史・文化資源の活用」において、「本市には、皇室ゆかりの沼津御用邸記念公園をはじめ、北条早雲旗揚げの城として知られる興国寺城跡、国指定重要文化財である擬洋風建築の松城家住宅など、市内各所に「沼津の宝」が点在しています。これらを効率よく散策できるよう「まちあるきマップ」を作成するほか、施設に相応しい、ユニークベニュー（歴史的建築物等で開催するイベントなど）として活用します。」とし、さらに「(11) 北条五代観光推進協議会や NHK 大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の推進」において「映画やドラマなどのロ

ヶ地を巡る周遊観光は、本市をはじめ近隣地域の観光交流人口の拡大を図る上で、大きな効果が期待できることから、映画のほか NHK 大河ドラマなどについて、関係団体や近隣市町などと連携し、ロケの誘致を図ります。また、ロケ地巡りツアーなどを企画・実施することにより、更なる誘客を推進します。」としている。

また興国寺城跡が所在する沼津市西部地区のエアビジョンに「歴史・文化と観光体験」を掲げ、その具体的な戦略に「白隱のみちや興国寺城跡、阿野全成ゆかりの大泉寺など西部エリアにある歴史・文化資源のネットワークを図り、観光ポータルサイトなどを活用した情報発信を行います。」としている。

#### ⑥ 第2次沼津市緑の基本計画（令和3～12年度） 関連計画

本計画は、市内の「緑」について市が独自性と創意工夫を發揮し、まちの中の緑について将来あるべき姿と、それを実現していくための施策を定めるものである。その中で興国寺城跡は「興国寺城跡（国指定史跡）において、調査成果を踏まえた保存活用計画や復元整備計画の策定を推進し、市民に親しまれる歴史公園としての整備を目指します。」としている。

#### ⑦ 第2次沼津市都市計画マスターplan（平成29～令和18年度） 関連計画

本計画では沼津市の都市計画に関する基本的な方針を定めている。将来の都市構造の中で興国寺城跡周辺は「日常生活ゾーン」と「環境調和ゾーン」の境に位置付けられ、「第4章 まちづくりの分野別方針」「水と緑と景観」内の「都市景観の形成」「歴史・文化景観の保全と活用」において、「旧東海道沿道のまちなみを中心とした、帯笑園、白隱禪師ゆかりの寺など歴史的な要素や風情を残す地区や、旧沼津御用邸、興国寺城跡、長浜城跡、松城家住宅など地域を特徴づける景観資源を活かし、歴史的な雰囲気のあるまちなみ景観の活用に努めます。」と興国寺城跡を位置づけている。

#### ⑧ 沼津市景観計画 関連計画

本計画は、景観法第8条に基づき、より良好でうるおいのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めしていくための計画である。本計画「2 良好的な景観の形成に関する指針」「(1) 市域の景観形成方針」「(2) 景観形成の方針」「(2) 美しいまち並み景観の形成」「【②集落地景観の保全・継承】」において、興国寺城跡に関連する「根方街道の集落周囲の緑地等の保全を含め、集落景観の維持・保全あるいは在来の形式を活かしたまち並みの形成を図る」とし、「⑤歴史・文化景観の形成」では、興国寺城跡そのものへの言及ではないが、原駅前地区（興国寺城通り含む）に対し、「歴史的な雰囲気のまち並み景観への活用を推進します。」「地域の自然・歴史・文化を後世に伝えていきます」と示している。

#### ⑨ 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画（令和3～7年度） 関連計画

本計画は市を取り巻く環境の変化に基づき、ICTを活用した市民サービスの向上や行政の効率化を目的として策定されたものである。令和2年度まで「埋蔵文化財出土遺物データベース化」作業を進めてきたが、今後も引き続き推進を目指していくことが本計画の「第2章 個別施策の概要」「(4) 地域の宝を活かすまち」において「(4) ICTを活用した文化財情報の電子化」として位置付けられている。さらに「第3章 個別の施策の詳細」において「埋蔵文化財、史跡、建造物などの文化資源情報のデータベース化や、刊行物を電子書籍としてウェブ上で情報提供し活用してもらうことにより、文化資源の価値に対する人々の認識を高めるとともに、地域の文化活動の活性化を図る。」ことを目的に、今後は「市内の史跡や建造物などの文化資源情報のデジタル化を進め、オープンデータとして順次公開していく。」ことなどが示されている。

**⑩沼津市都市計画道路の整備方針 関連計画**

本方針は、市内の都市計画道路に対し、「時間の経過とともに当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、必要性等を再検証する必要」があり、「本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証する」ために定められたものである。

この方針内では短期的に事業着手をする「優先性が高い路線・区間」として、興国寺城跡の南側を東西に横断する「金岡・浮島線」が位置づけられている。さらに、その下位であって長期的に事業着手する区間であるものの「一般路線・区間」には、興国寺城通りと呼ばれる「原青野線」が位置づけられている（都市計画道路の予定地については第4章を参照）。

**⑪地震・津波ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ 関連計画**

「静岡県第4次地震被害想定地震・津波ハザードマップ」をもとにした沼津市の地震・津波ハザードマップでは、南海トラフで発生する地震について、興国寺城跡周辺では震度6弱で被害が発生することが想定されている。また史跡そのものの位置ではないが、周辺では危険度小の液状化も想定されている。

また土砂災害ハザードマップには、興国寺城跡の伝天守台および周囲を取り巻く土塁や斜面地は「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」に設定されている（区域の範囲は第2章を参照）。

## 1－5 計画策定における委員会設置と経緯

### (1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、令和元年度に学識経験者による「興国寺城跡整備調査委員会」に地元関係者を加えて、史跡の本質的価値について議論し、協議を進めた。また委員会には静岡県（スポーツ・文化観光部文化局文化財課）及び地元自治会である根古屋自治会より自治会長が出席して、検討を行った。

**第1-2表 興国寺城跡整備調査委員会（令和元～3年度 所属は令和3年度段階）**

氏名		所属	備考
委員長	服部 英雄	九州大学名誉教授	中世史
副委員長	高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	史跡整備、庭園史
委 員	柴垣 勇夫	静岡大学名誉教授	考古学（陶磁器）
委 員	麗 和善	名古屋工業大学名誉教授	建築史
委 員	千田 嘉博	奈良大学教授	考古学（城郭史）
委 員	貴田 潔	静岡大学准教授	中世史

## (2) 計画策定の経過

本計画は、遺構確認調査の指導と合わせて、令和元年度より検討を開始し、3カ年で策定を行った。策定の経過は以下のとおりである。

第1-3表 興国寺城跡整備調査委員会での検討項目

日程	主な議題	概要
第1回 令和元年 10月 16日（水）	保存活用計画策定に向けて 保存活用計画の検討状況について	・目次の検討 ・本質的価値の検討 ・本質的価値の検討 ・現状課題の整理
第2回 令和2年 12月 5日（土）	史跡指定等の概要について 史跡の本質的価値について 史跡をめぐる現状と課題について	・第2章～4章までの検討
第3回 令和3年 2月 3日（水）	史跡の本質的価値について 史跡をめぐる現状と課題について	
第4回 令和3年 7月 2日（金）	保存活用の基本方針 史跡の保存管理 史跡の活用 史跡の整備	・第5章～8章までの検討
第5回 令和4年 2月 9日（水）	保存活用計画全般の内容について	・計画全体の確認

## 1－6 地域住民の合意形成の経過

本計画策定に先立ち、史跡の本丸には江戸時代後期より現地に備わる「高尾山穂見神社」が鎮座することから、これを管理する根古屋自治会に対して先行して方針の説明会及び意見収集を行い、その後は原地区連合自治会、沼津市商工会、沼津市観光協会、浮島地区連合自治会、青野自治会において説明会及び意見収集を実施した。各段階における地域からの要望やコメントは以下のとおりであり、意見の一部は計画に反映させた。

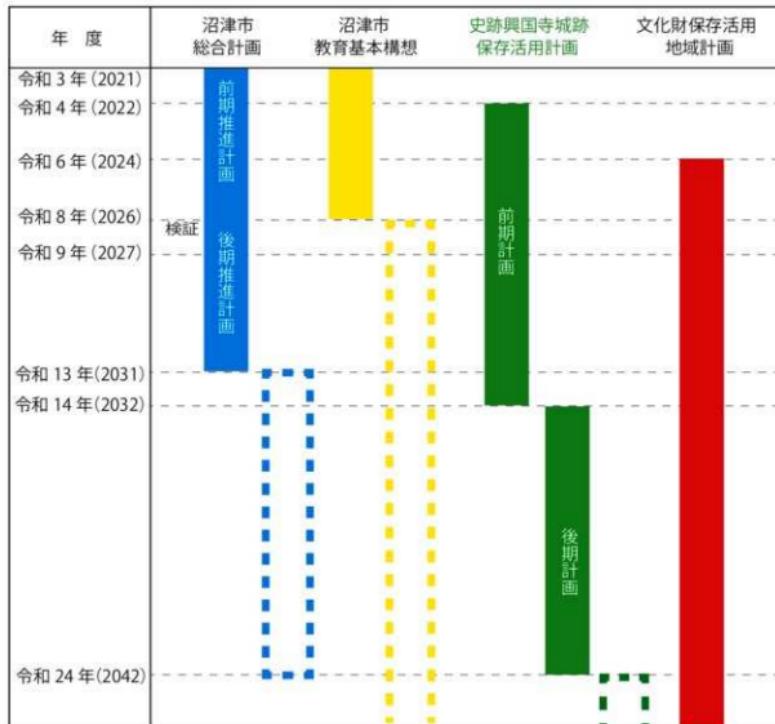
- ・学校利用も考え、大型バスも駐車できる整備計画を早期に位置づけてもらいたい。
- ・ボランティアガイドの育成やガイドが待機する場所を整備したほうが良い。
- ・「地元協力」と説明があったが、城に興味があっても人材不足。養成講座などが必要。
- ・本丸整備において、神社を大切にしてもらいたい。桜も残して欲しい。
- ・建物復元は難しいと聞いているが、検討は続けてもらいたい。
- ・危険箇所の雑木伐採は早期に実施してもらいたい。
- ・地元が実施している神社の祭典と城郭の祭りを共催で実施して欲しい。
- ・城郭にふさわしい武道などの企画の開催を希望する。
- ・子供が楽しめる整備やイベントの企画、実施をしてもらいたい。
- ・興国寺城跡を中心とした原・浮島地区的観光ルートの開発が必要。
- ・スマートフォンを活用した整備（VR・AR）や企画の実施。
- ・大河ドラマの誘致の継続。

## 1-7 計画の期間

本計画の計画期間は令和14年度（2032年度）末の10年間とする。

ただし、史跡の面積は広大であって整備には長期間を要することが想定されることから、全体としては本計画を「前期計画」として位置づけ、保存・活用・整備（第1期整備工事）の方策を示すことを中心に記載する。

令和15年度（2033年度）以降は、前期計画の経過観察と課題の検討に基づいた「後期計画」へと変更を行う。その内容は第1期整備工事を踏まえることに加え、上位計画である「第5次沼津市総合計画」の目標年次が令和13年度（2031年度）であること受け、この計画検証内容も検討した上で、計画期間を令和24年度（2042年度）を目処として進めていく。以降は、上位計画との整合性を図りつつ、残る整備工事以降の整備の完了までの期間を見据えて、適宜改訂を進める。



第1-5 図 計画実施期間

## 第2章 史跡指定等の概要

### 2-1 史跡指定に至る経緯

興国寺城は慶長12年に廢城となり、以後江戸時代には畠地や山林として使用され、明治時代に入るとな宅地化が進んでいった。興国寺城跡の所在する沼津市根古屋は、かつては駿東郡原町に属しており、沼津市に合併する以前から城跡については史跡指定の検討がされていた。昭和36年から工事着工した東海道新幹線は当初、本丸付近を通過する計画であったが、路線決定時には城跡を避けるように線形を変更して北側に迂回させている。

保存・保護対策については、原町と沼津市の合併直後の昭和44年には既に指定について検討されていたが、昭和47年には二ノ丸上塁の一部が土取りにより崩される事態が発生したことから、急速史跡指定を再検討するため、翌年には現地形測量を実施するなどの作業が行われ、さらには地元でも城跡顕彰の動きがあった。しかし、この段階では全面的な保存を検討するには至らなかった。

その後も急傾斜地の危険回避の為に、土塁が少しづつ削られるなどの事態が進行したため、再び史跡指定について検討が続けられたが、進展は見られなかった。しかし昭和53年に城跡の中心部である伝天守台を土取業者が買収して、土塁を削平するという計画が表面化することで、城跡保存のため土地所有者から市への売却打診があり、城跡の滅失につながるものとして急遽沼津市において当該土地の買上げを図り、昭和54年度に3,800m<sup>2</sup>の公有地化を行った。同時に抜本的な保存対策の検討を開始し、地元説明会の開催や城跡の全体地形測量を実施するなど、城跡の面的な保存・保護に向けての実質的な業務を開始した。

さらに昭和55年度には学識経験者等から構成される興国寺城跡保存整備基本構想策定委員会を設置して、城跡の調査及び保存に向けて基本的な方策を検討し、昭和56年度にはその構想をとりまとめた。検討の中で、歴史的に意義深い城跡であることから、国の史跡指定を受けて抜本的な保護対策を講ずるべきであるとの結論に達し、史跡指定に向けて準備作業を開始した。

昭和57年度には、遺構の残存状況を把握し、将来の検討資料とするため、取得した伝天守台等の発掘調査を実施し、伝天守台では建物礎石と南側石垣の残存状況を確認した。

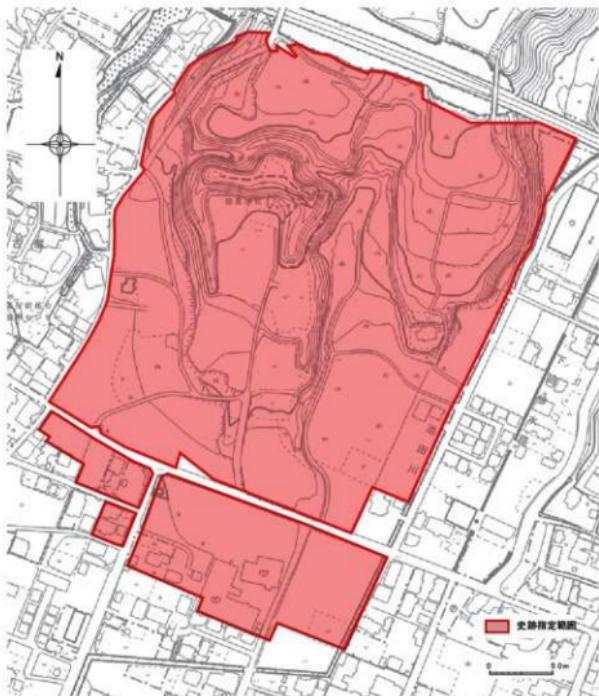
以後も市民や研究者、学識経験者等の保存に対する要望を背景として、保存を図るべく事務が進められた。数回に渡る地元説明会や土地所有者に対する説明会によって、地元根古屋自治会の賛同が得られるとともに、同自治会に興国寺城跡保存対策委員会が設置されるなどの協力体制もとられ、さらに土地所有者への個別訪問により、史跡指定について多くの同意が得られるまで至った。しかしこの段階では、地価の上昇期に遭遇しており、代替用地の取得が困難なことが予想されていたため、一部の宅地化希望者や農家の同意を得ることができず、事務は一時的に停滞せざるを得ない状況となった。停滞により土地所有者の一部からは、史跡指定に疑問を感じる声も上がり始め、その間にも周辺部の宅地化が進行したため、土地所有者の中からは新たな事業計画の意向が示される状況となった。

こうした状況に加えて、城跡のすぐ北側に国道の東駿河湾環状線が計画決定され、さらに南側には、県道原停車場線整備、県道三島富士線バイパス（根方バイパス）新設等の計画が進められるなど、周辺道路交通網の整備計画が推進され始めた。周辺部の環境が激変させる交通網が完成した場合、一帯は急速に宅地化が促進され、それに伴ってさらに保存条件が困難になることは避けられないと想定されたため、沼津市は再度新たな保存対策を講じた。

以上のような経過をたどりながらも、沼津市は地域の意向をとりまとめたうえで、史跡指定を意見具申しし、平成7年3月17日に文部省告示第25号で指定を受けた。

平成10年度に保存計画を策定するため「興国寺城跡保存管理計画策定委員会」（委員長 服部英雄）を設置したが、その内で未指定地については、宅地化が進展する可能性が強いため、保護に万全を期すために早急に追加指定を推進することが提言された。これに基づき、同意の得られた41,068.10m<sup>2</sup>の範囲については、平成11年に追加指定を申請して平成12年3月7日に文部省告示第26号で追加指定を受けた。その後、さらに同意の得られた20,158.51m<sup>2</sup>の範囲についても平成18年に追加指定を申請し、平成19年7月26日に文部科学省告示第109号で追加指定を受けた。

また、三ノ丸南側外縁部の沼湿地跡については、既に宅地化が進んでいたこともあり、当初は土地所有者の同意が得られず、その一部は指定地から除外せざるを得ない状況であったが、沼津市は興国寺城跡が周囲を堀と低湿地に囲まれた天然の要害の地に築かれていたこと、さらに交通の要衝に構築されていたという性格を明示するためにも、外堀と外縁部の沼湿地跡も城郭の一部として主郭部と合わせて保存することは必要不可欠と判断し、同意を得られなかった一部を除く1,673.88m<sup>2</sup>を平成24年1月に追加指定を申請して、平成24年9月19日に文部科学省告示第151号で追加指定を受けた。したがって、現在の史跡指定範囲は、以上のような3回の追加指定を経た範囲である。



第2-1図 令和3年度末段階の史跡指定範囲図

## 2-2 指定地の状況

### (1) 史跡興国寺城跡の指定告示、指定説明とその範囲

指定に係る告示内容は以下のとおりである。

#### ①当初指定

##### ○文部省告示第25号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成七年三月十七日 文部大臣 与謝野 馨

##### 【指定名称】興国寺城跡

【指定年月日】平成7年3月17日指定（文部省告示第25号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字赤池、西池田、池田、清水、古城、谷入、丸尾

【指定面積】46,795.98m<sup>2</sup>

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部 二（城跡）による

#### 【指定説明】

興国寺城跡は北条早雲が築城した城であり、北条早雲はこの城を最初の足がかりとして勢力を伸ばし、堀越公方を倒して戦国大名として成長していくことは、名高い。後に今川氏、武田氏の城として使われ、その後廃城となったが、現在も本丸、二の丸、北の廊、三の丸土塁などの遺構が良好に残っている。戦国時代の幕開けを示す遺跡として重要であるので、今回史跡に指定し保存を図るものである。

#### 【所在地・地域】

静岡県沼津市根古屋字赤池一二六番ノ三、同字西池田二九五番、二九六番ノ一、二九六番ノ二、同字池田三〇三番、三四一一番ノ二、三四二番、三四三番ノ一、三四三番ノ二、三四四番、三四五番、三四六番、三四七番、三四八番、三四九番、三五〇番、三五一一番ノ一、三五一一番ノ二、三五二番、同字清水三五四番、三七一番、三七二番、三七三番、三七四番、三七五番、三七六番ノ一、三七六番ノ二、三七七番、三七八番、三七九番ノ一、三七九番ノ二、三八〇番ノ一、三八〇番ノ二、三八一番、三八二番、三八三番、三八四番、三八五番ノ一、三八六番ノ二、三八六番ノ三、三八六番ノ四、三八六番ノ五、三八六番ノ六、三八六番ノ七、三八七番ノ一、三八七番ノ二、三八八番、三八九番、三九〇番、三九一番、同字古城三九二番ノ一、三九二番ノ二、三九二番ノ三、三九二番ノ四、三九二番ノ五、三九二番ノ六、三九二番ノ七、三九二番ノ八、三九二番ノ九、三九二番ノ一〇、三九二番ノ一一、三九三番、三九四番ノ一、三九四番ノ二、三九四番ノ三、三九四番ノ四、三九四番ノ五、三九四番ノ六、三九四番ノ七、三九五番、三九六番、三九七番ノ一、三九七番ノ二、三九七番ノ三、三九七番ノ四、三九七番ノ五、三九七番ノ六、三九八番ノ一、三九八番ノ二、三九九番ノ一、三九九番ノ二、三九九番ノ三、三九九番ノ七、三九九番ノ八、三九九番ノ九、三九九番ノ一〇、三九九番ノ一一、四〇〇番ノ一、四〇〇番ノ二、四〇〇番ノ三、四〇〇番ノ四、四〇〇番ノ四、四〇一一番ノ一、四〇一一番ノ二、四〇一一番ノ三、四〇二番ノ一、四〇二番ノ二、四〇二番ノ三、四〇二番ノ四、四〇二番ノ九、四〇二番ノ一〇、四〇三番、四〇七番ノ一、同字谷入四一二番、四一三番、四一四番ノ三、四二五番ノ一、四二五番ノ三、四二五番ノ四、四二六番ノ一、四二六番ノ二、四二六番ノ三、四二六番ノ四、四二七番ノ二、四二七番ノ三、四三二番ノ一、四三二番ノ五、同字丸尾八〇九番ノ一、八〇九番ノ五、八一〇番ノ一、八一〇番ノ五、八一〇番ノ八、八一九番ノ二、八一九番ノ三、右の地域に介在する二線引き畦畔、道路敷及び水路敷を含む。

②第一次追加指定

○文部省告示第26号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡興国寺城跡（平成七年文部省告示第二十五号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成十二年三月七日 文部大臣 中曾根弘文

【指定年月日】平成12年3月7日指定（文部省告示第26号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字城下、池田、西池田、清水、古城、谷入、丸尾、同市青野字谷津

【指定面積】41,068.10m<sup>2</sup>

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部 二（城跡）による

【追加指定説明】

興国寺城跡は、静岡県東部に位置し、駿河守護今川氏によって15世紀後半に築かれたと伝えられる中世山城跡である。戦国大名北条氏の初代、北条早雲の最初の居城、伊豆奪取の拠点となった城郭として史上著名である。戦国時代には甲斐の武田氏、駿河の今川氏、徳川氏、相模の北条氏の境目城として争奪が繰り返され、慶長12年(1607)に徳川家康の家臣、城主の天野康景の除封によって廢城となった。

城跡は愛鷹山の山裾が浮島沼に突き出した、東西に二股に分かれる丘陵の先端部に占拠する。富士山から愛鷹山の山麓部は根方と呼ばれ、甲斐と駿河、伊豆、相模を結ぶ根方街道が通る。興国寺城跡は、根方街道を三の丸内に取り込み、交通の要衝を押さえている。三方を天然の堀の浮島沼に囲まれ、尾根を切断する大堀切と土塁によって防御し、西側の台地の大部分と、東側の小台地と堀跡の一部が史跡指定されている。

既指定地の東側に接する小台地上に占地する清水曲輪は、農地改良に先だって平成9年度に沼津市教育委員会が実施した発掘調査によって、空堀跡と土塁跡が検出されている。

今回は、清水曲輪と三の丸地区、及び城跡を取り囲む堀跡の一部を追加指定し、既指定地と一体として保存を図ろうとするものである。

【所在地・地域】

静岡県沼津市根古屋字城下一二七番ノ二、一二七番ノ三、一二七番ノ七、一二七番ノ八、一二七番ノ九、一二七番ノ一四、一二七番ノ一五、一二七番ノ一六、二五五番ノ二、二五六番ノ二、二七七番ノ一、二七七番ノ二、二七八番ノ一、二七八番ノ二、同字池田二七二番ノ一、二七二番ノ二、二七二番ノ三、二七三番ノ一、二七三番ノ五、二七五番ノ三、二八三番、二八三番ノ二、二八五番ノ一、二八五番ノ二、二八五番ノ三、二八五番ノ七、二八五番ノ八、同字西池田二九〇番ノ一、二九〇番ノ二、二九一番ノ一、二九一番ノ二、二九一番ノ四、二九一番ノ五、二九二番ノ一、二九二番ノ二、二九三番ノ一、二九三番ノ二、二九四番ノ一、二九四番ノ二、二九四番ノ三、二九七番、二九八番、二九九番、三〇〇番、三〇一番、同字清水三五三番ノ一、三五三番ノ二、三五五番、三五六番、三五七番ノ一、三五七番ノ二、三五八番、三五九番ノ一、三五九番ノ二、三六〇番ノ一、三六〇番ノ二、三六〇番ノ三、三六一番、三六二番、三六三番、三六四番、三六五番、三六六番ノ一、三六六番ノ二、三六七番ノ一、三六七番ノ二、三六八番ノ一、三六八番ノ二、三六九番ノ一、三六九番ノ二、三六九番ノ三、三七〇番ノ一、三七〇番ノ二、三八五番ノ七、三八六番ノ八、同字古城三九九番ノ四、三九九番ノ五、三九九番ノ六、三九九番ノ一三、三九九番ノ一四、四〇二番ノ六、四〇二番ノ七、四〇二番ノ八、四〇四番ノ一、四〇四番ノ二、四〇四番ノ四、四〇五番ノ一、四〇五番ノ二、四〇五番ノ五、四〇五番ノ六、四〇六番、四〇六番ノ二、四〇六番ノ三、四〇七番ノ二、四〇七番ノ四、四〇七番ノ五、四〇七番ノ六、四〇七番ノ七、四〇七番ノ八、四〇七番ノ九、四〇七番ノ一〇、四〇八番ノ一、四〇八番ノ二、四〇八番

ノ三、四〇八番ノ六、四〇八番ノ七、四〇八番ノ八、四〇八番ノ九、四〇八番ノ一〇、四〇九番ノ一、四〇九番ノ二、四〇九番ノ三、四〇九番ノ四、四〇九番ノ五、四一〇番ノ一、四一〇番ノ二、四一〇番ノ三、四一〇番ノ四、四一〇番ノ五、四一〇番ノ六、四一〇番ノ七、四一〇番ノ八、四一〇番ノ九、四一〇番ノ一〇、四一〇番ノ一一、四一一番ノ一、四一一番ノ二、同字谷入四一四番ノ一、四一四番ノ二、四一四番ノ四、四一四番ノ五、四一五番、四一六番、四一七番ノ五、四二〇番、四二一一番ノ三、四二一一番ノ五、四二四番ノ二、四二四番ノ三、四二五番ノ二、四三一番ノ一、四三一番ノ二、四三一番ノ四、四三一番ノ五、四三三番ノ一、同字丸尾八二〇番ノ一、八二〇番ノ二、八二一一番ノ一、八二一一番ノ三、八二二番ノ一、八二二番ノ三、同市青野字谷津五三一番、五三五番ノ二、右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。

### ③第二次追加指定

#### ○文部科学省告示第109号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日 文部科学大臣 伊吹 文明

【指定年月日】平成19年7月26日指定（文部科学省告示第109号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字城下、出口、水門、西池田、清水、谷入、大城、同市青野字谷津

【指定面積】20,158.51m<sup>2</sup>

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部 二（城跡）による

#### 【追加指定説明】

伊豆国との国境に近い、現沼津市の北西部、愛鷹山の尾根裾が浮島ヶ原の低湿地帯に張り出した、低い丘陵上に立地する。北条早雲旗揚げの城として著名。戦国大名による争奪が繰り返された。今回、条件が整った堀跡と沼沢地部分を追加指定する。

#### 【所在地・地域】

静岡県沼津市根古屋字城下一二三番二、一二四番二、一二四番三、一二四番四、一二四番五、一二四番六、一二五番二、一二五番三、一二五番四、一二五番五、一二六番二、一二七番一〇、一二七番一一、一二七番一七、一二七番一八、二五四番二、二五五番三、二七九番一、二八〇番二、同字出口二六七番一、二六七番四、二六七番五、二六七番六、二六七番七、二六八番一、二六八番五、二六八番六、二六九番一、一〇三五番、同字水門二八五番六、二八六番一、二八六番二、二八六番四、二八六番五、二八六番六、二八六番七、二八六番八、二八七番一、二八七番二、二八八番一、二八八番二、二八八番三、二八八番四、同字西池田三〇二番、三〇四番、三〇五番、三〇六番一、三〇六番二、同字清水三八六番一、同字谷入四一六番一、四一七番一、四一七番五、四一七番九、四一七番一〇、四一七番一一、四一九番、四二一番一、四二一番二、四二一番四、四二二番、四二三番一、四二三番二、四二三番三、四二三番四、四二三番五、四二四番一、四二七番一、四二七番四、四二八番二、四二八番三、四二八番四、四二八番五、四三一番六、四三一番七、同字大城四五八番一、同市青野字谷津五三五番四、五四三番三、五四三番四、右の地域に介在する畦畔、道路敷及び水路敷、静岡県沼津市根古屋字谷入四一七番一一に接する道路敷、同根古屋字西池田二九二番一と同三〇六番一に挟まれ同二九五番と同三〇二番に挟まれるまでの水路敷、同根古屋字城下二七九番二と同根古屋字水門二八六番四に挟まれ同根古屋字城下二七九番一と同根古屋字水門二八五番六に挟まれるまでの道路敷及び水路敷を含む。

④第三次追加指定

○文部科学省告示第151号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日 文部科学大臣 平野 博文

【指定年月日】平成24年9月19日指定（文部科学省告示第151号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字ウハ田、出口

【指定面積】1,673.88m<sup>2</sup>

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部 二（城跡）による

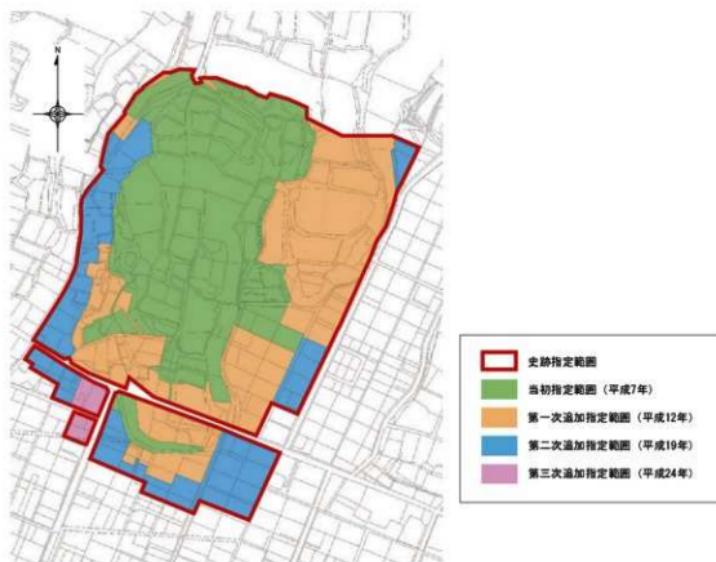
【追加指定説明】

伊勢宗瑞（北条早雲）がここを拠点に伊豆国に進攻し、堀越公方を滅ぼした早雲出陣の城として著名である。慶長12年（1607）に廃城。

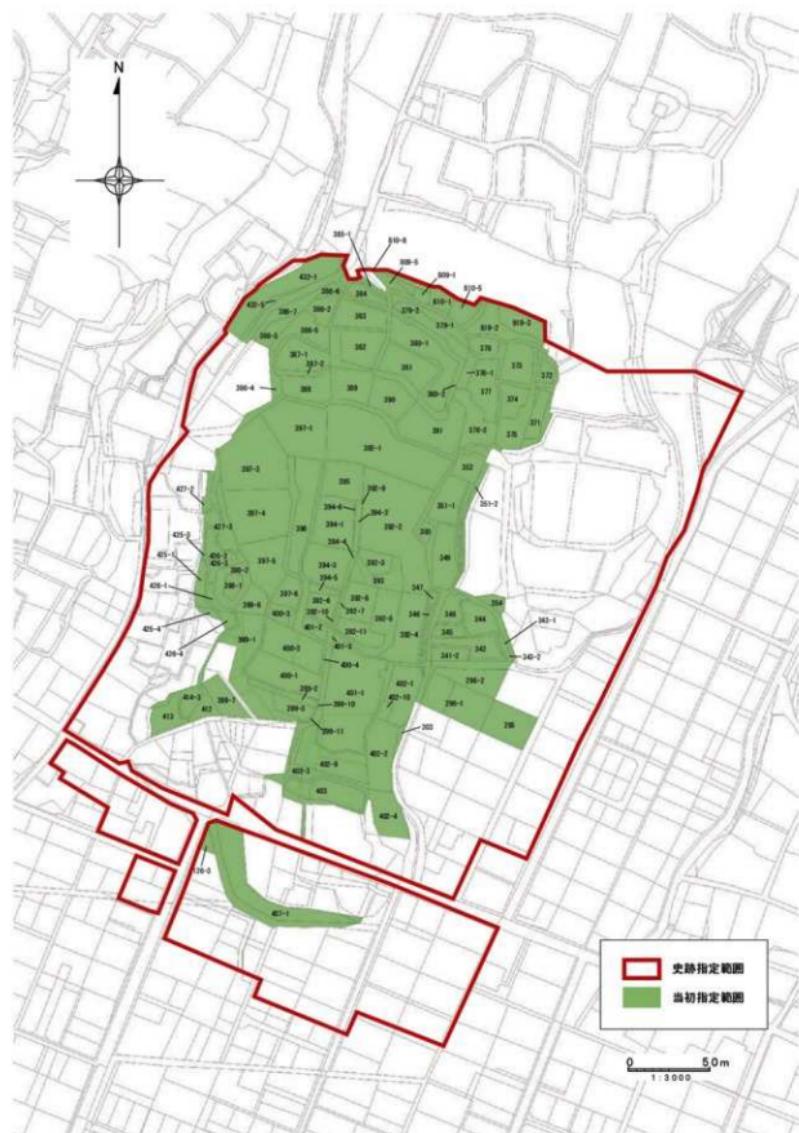
今回、周囲を堀と沼沢地に囲まれていたという特質を明確にするため、条件の整った南西部の一画を追加指定する。

【所在地・地域】

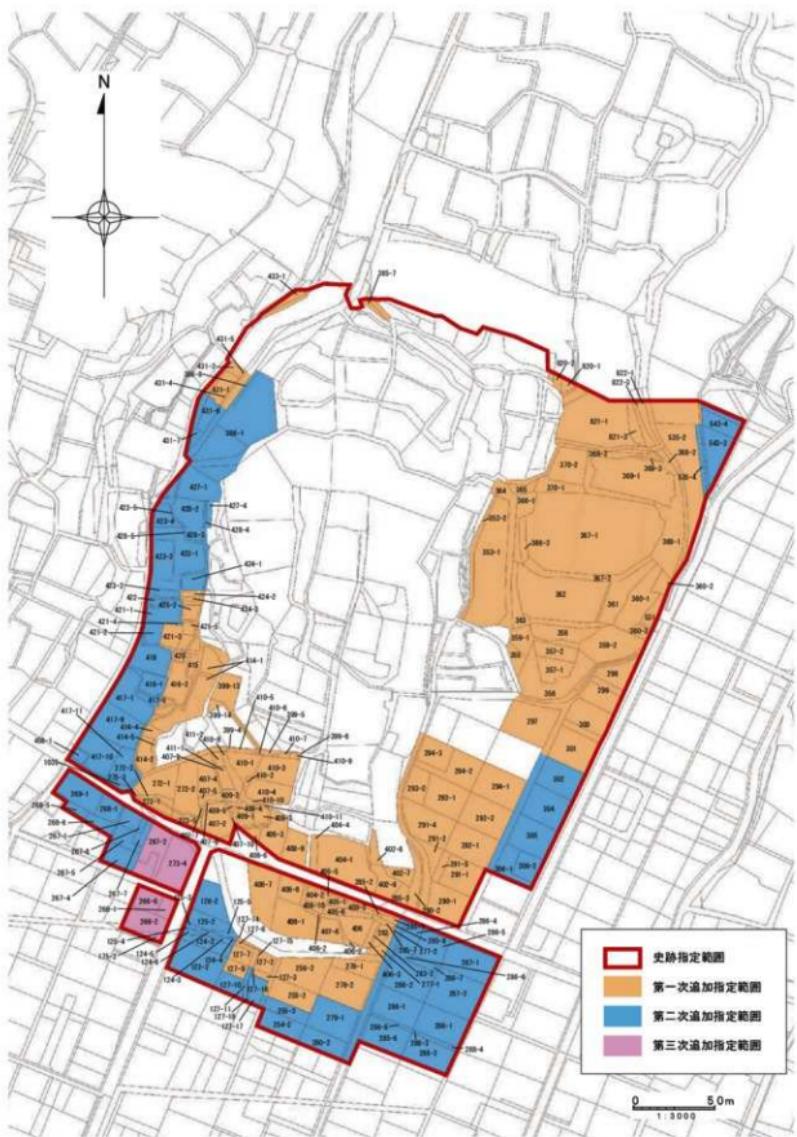
静岡県沼津市根古屋字ウハ田一七五番二、同字出口二六六番一、二六六番二、二六六番六、二六七番二のうち実測四七一・四八平方メートル、二七三番四



第2-2図 史跡興國寺城跡 地籍図（全体）



第2-3図 史跡興國寺城跡 地籍図（当初指定）



第2-4図 史跡興国寺城跡 地籍図（追加指定）

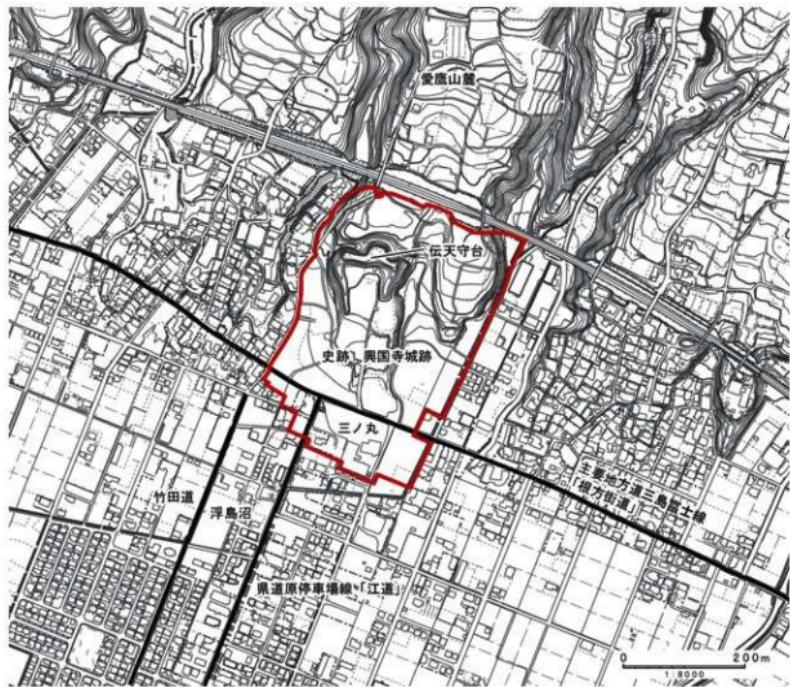
## (2) 史跡をとりまく環境

### ① 地理的環境

興国寺城跡は沼津市域の北西部、根古屋字古城及び字清水を中心に所在する。愛鷹山の尾根の先端部に築城されており、城郭の南側はかつて浮島沼と呼ばれた低湿地に面し、外堀は山麓地域と低湿地の境目にあたる。

愛鷹山麓から富士山麓沿いにかけての集落は、山の「根」に分布することから「根方」と呼ばれ、集落を結んで山裾を東西に横断する主要地方道三島富士線は「根方街道」と通称されている。この根方街道は富士市の旧吉原地区から三島方面を結ぶ古くからの主要な幹線であった。かつての道は山裾際で地形に沿って曲がりながら通じており、道沿いには弥生時代以降、集落が展開していた。興国寺城跡では、この街道が戦前に直線的に作り変えられる際、街道を三ノ丸内に通過させてしまったことから、現在の三ノ丸跡は道によって分断されている。

駿河湾沿いの千本砂砾州上にも、古くから東西を結ぶ道が通じており、江戸時代には東海道として整備され宿場町が栄えた。現在では、根方街道と東海道を南北に結ぶ県道原停車場線が通じており、かつては「江道」と呼ばれ、現在は「興国寺城通り」と通称されている。かつてはこの道より西に「竹田道」と呼ばれる道も存在しており、興国寺城跡は古来より海沿いと山沿い2つの道を結ぶ結節点に位置する。



第2-5図 興国寺城跡周辺地形

## ②歴史的環境

沼津市域の愛鷹山麓は当該期の遺跡の密集地帯として知られている。これは、東名高速道路などや愛鷹広域公園などのインフラ・社会基盤の建設に伴う埋蔵文化財調査が行われてきたことによる。特に桃沢川と高橋川に挟まれた愛鷹山の南東麓は傾斜が緩いことから現代の開発も多く、遺跡調査が集中している地域であり、遺跡の発見例も多い。一方、興国寺城跡が位置する南西麓は、山の傾斜はきつく、河川の開拓も進んでいる地域である。

### 【旧石器時代】

興国寺城跡の西3kmに位置する井出丸山遺跡は、SC IVからBB VII層において石器が出土し共伴する炭化物の年代測定値が約38,000年前であることから、日本最古級の旧石器時代遺跡として知られている。

### 【縄文時代】

縄文時代においても愛鷹山麓では、葛原沢第IV遺跡などの草創期段階の遺跡をはじめ、縄文時代早期から前期までは遺跡数も多い。しかし中期以降は遺跡数は減少する傾向にある。後期には千本砂礫州の形成に伴って、砂礫州上にも遺跡が認められるようになる。

### 【弥生時代】

沼津市域の前期・中期の遺跡数は少ない状況であるが、後期以降飛躍的に遺跡数が増加し、愛鷹山の尾根上や低地にも大きな集落が形成される。愛鷹山麓の弥生時代後期の遺跡群は「足高尾上遺跡群」とも呼ばれ、各尾根に広がる建物跡のほか遺跡群内の八兵衛洞遺跡などでは集落の北側に複数の尾根を横断する大規模な溝状遺構が検出されるなど、単独の尾根にとどまらない集落構成が認められる。

### 【古墳時代】

集落遺跡は千本砂礫洲上や狩野川沖積平野にその中心を移し、愛鷹山麓地域、千本砂礫洲、狩野川沖積平野、南部海岸地域には古墳・横穴が分布する。根方沿いには、東日本最古級の前方後方墳である高尾山古墳が築造されるほか、愛鷹山の尾根上は後期から終末期古墳が密集している。興国寺城跡の周辺にも根古屋古墳群、丸尾古墳群、的場古墳群、井出古墳群などの後期古墳群が分布している。

### 【奈良・平安時代】

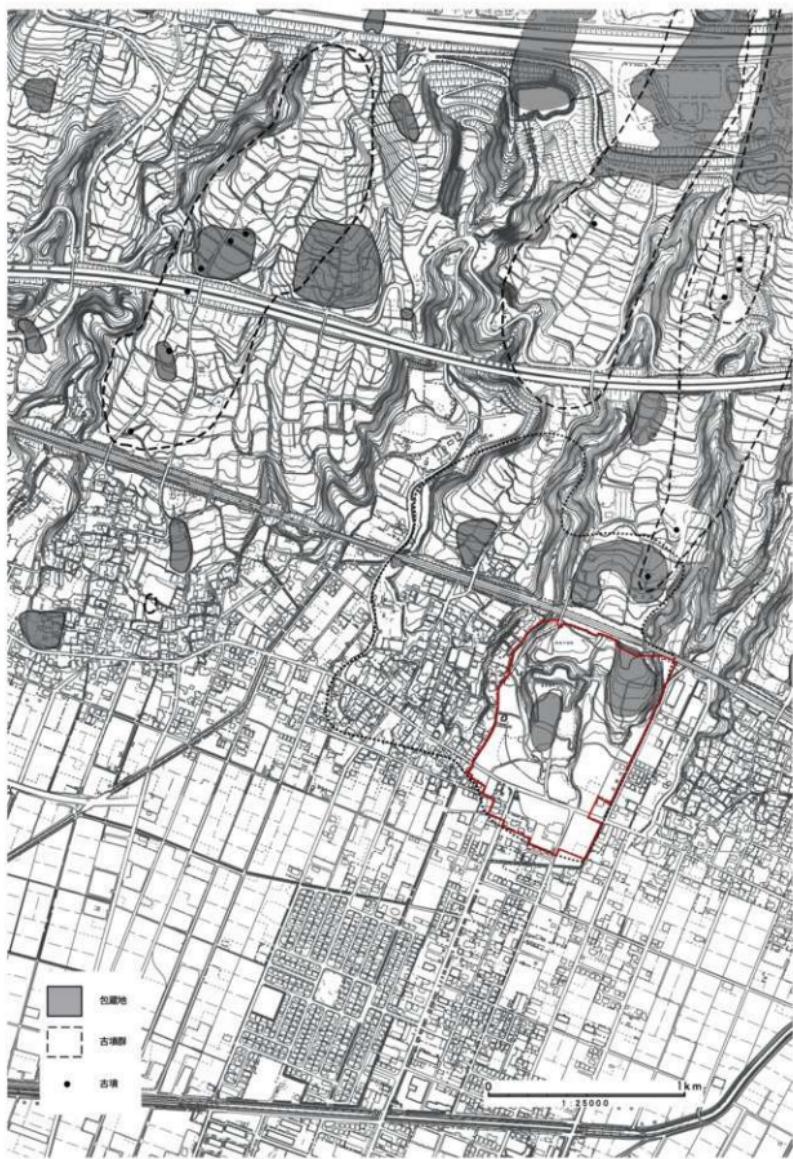
狩野川下流域には上ノ段遺跡、御幸町遺跡などの大規模集落や古代寺院（日吉庵寺跡）が認められる事から、沼津は駿河国の中核地の一つであったと考えられる。また駿河湾を望む砂礫州上にも古墳時代後半から大規模集落遺跡が形成されている。興国寺城跡周辺では、尾根上の的場遺跡から建物跡が検出されており、山麓にも依然として集落が形成されているところもある。

### 【鎌倉・室町時代】

中世以前から沼津は東西を結ぶ交通の要衝であり、愛鷹山の山裾を走る根方道、砂礫州上には、のちの東海道が通過していた。当該期の遺跡の発掘例は少ないが、こうした主要道沿いの遺跡においては、中世の陶磁器が出土する事例もある。その一例として、東海道のやや北側に位置する西通北遺跡では、遺構については明らかではないものの、国産陶磁器や貿易陶磁器が出土している。

### 【戦国時代・江戸時代】

沼津周辺は駿河・甲斐・相模・伊豆の境目の地域として政治的にも軍事的にも重要な位置にあった。興国寺城の前を通過する根方街道沿いには、東熊堂砦・天神ヶ尾砦・長久保城などが沿線に築かれている。また、狩野川から黄瀬川にかけてが駿河と伊豆の国境で、狩野川下流には武田氏が築いた三枚橋城、海岸部には北条水軍の基地となった長浜城などがある。江戸時代に入ると天野興国寺藩、大久保沼津藩が成立したが、江戸時代初期に相次いで改易となり、城は廢城になった。しばらくは城下町としての発展はなかったが、東海道の整備に伴って沼津宿・原宿が設置され、宿場町として繁栄することになる。そのうち水野氏が沼津に封ぜられ、沼津宿を取り込みながら城下町を形成し幕末に至っている。



第2-6図 周辺遺跡図

### ③歴史的経過

#### 築城以前

現在の興国寺跡周辺は中世には阿野庄と呼ばれた。源平の戦いの後には、源頼朝の異母弟となる阿野全成がこの地に領地を得ており、阿野全成・時元親子のものと伝わる墓が井出大泉寺に残っている。

鎌倉時代において興国寺跡の場所がどのような利用がなされていたのか文書史料では明らかではなく、発掘調査でも遺構は確認されていない。しかし13世紀代に位置づけられる貿易陶磁や瀬戸美濃産、渥美産などの国産陶器などが一定量出土していることから何かしらの利用があったと考えられる。

#### 伊勢宗瑞（北条早雲）の旗揚げ

興国寺城の存在を最も古く示す史料は、江戸時代に記された『北条記』『今川記』といった軍記物や『今川家譜』のような家譜であるが、これらや近年の研究成果によれば、北条氏の祖伊勢宗瑞は室町幕府の申次衆を務めながら、姉の北川殿の嫁いだ今川家の家督争いにおいて、甥今川氏親を家督につけることに成功し、富士郡下方十二郷と興国寺城を与えられたとされる。さらに堀越公方の内紛に際しては、興国寺城から堀越御所足利茶々丸を攻めたと伝わる。

#### 今川義元による普請と駿・甲・相三国同盟

天文6年（1537）、今川義元が外交政策を転換し甲斐国の武田信虎と同盟を結ぶと、それまで宗瑞以来の従属関係または友好関係にあった北条氏との関係が悪化し、北条氏綱が駿河東部に出兵、いわゆる河東一乱が勃発した。戦況は当初北条方の優勢であったが、武田氏の援軍を得た今川義元が河東地域を奪還し、その後今川義元によって天文18年（1545）に興国寺城が大規模普請された。これが現存する最古の一次史料である。その際、興国寺という寺院を蓮光寺の境内に移し、真如寺と改称させたことが記録として残っており、興国寺城の名称の由来とされる。

その後、今川氏・武田氏・北条氏による三国同盟が締結され、興国寺城は今川氏支配が続く。しかし、永禄11年（1568）に武田信玄が今川氏との同盟を破棄し、駿河に侵攻すると再び当地は戦場となる。北条氏康は今川氏支援のため東駿河に出兵し、興国寺城を含む諸城を占領したが、武田信玄も数度東駿河に侵攻し、興国寺城でも大規模な戦闘があった。北条方は併和氏統をはじめとする諸将が奮戦し武田軍を撃退したが、蒲原城が落城するなど劣勢を強いられ、さらに北条氏康が亡くなると後を継いだ息子の氏政は外交政策を転換させて武田信玄と和睦、駿河から撤兵して興国寺城は武田氏に引き渡された。

#### 武田氏・徳川氏による支配

武田氏支配のもと、しばらく当地には平穏が続くものの、上杉謙信の後継者をめぐる御館の乱をきっかけに武田氏と北条氏との関係が悪化し、武田勝頼は国境沿いに三枚橋城を築城した。武田氏は上杉氏との同盟により北信濃衆を駿河に配置して北条氏との間に備えたことから東駿河において再び緊張が高まり、この頃、同じ根方街道沿いの天神ヶ尾砦の門を興国寺城に移築するなど、興国寺城でも普請が行われていたことが記された史料が残る。武田勝頼は西からも織田氏・徳川氏の攻勢をうけ、天正10年（1582）に滅亡するが、この時の興国寺城主曾根昌世は、以前より織田信長に通じており、戦後に駿河の所領と興国寺城を安堵されている。

同年、織田信長が本能寺の変で急死すると、旧武田領をめぐり徳川氏と北条氏の間で天正壬午の乱が勃発する。本能寺の変の際に、徳川家康の家臣牧野康成が興国寺城を守っていたが、のちに松平清宗が城主となる。また三枚橋城には松井忠次（松平康親）が配置されるなど、北条氏との最前線にはこれまで諏訪原城などで対武田氏との最前線を担当してきた武将が配置された。駿豆国境での戦闘が続き、徳川方は長久保城を改修するなど軍事的緊迫はしばらく続いているが、家康と氏政の会盟を経て再び平穏が訪れる。のち豊臣秀吉が北条氏に対して宣戦布告すると、豊臣方の大軍勢が街道を東に進み、興国寺城付近も諸将と軍勢が通過している。

第2-1表 興國寺城関連年表

西暦	西暦	大名	城主・城代	出来事
1487	文明19			伊勢宗瑞、室町將軍足利義尚の次衆に名が見える。
1487	長享元	今川・北条	伊勢宗瑞	伊勢宗瑞、今川氏親を当主に据え、富士郡下二郷と興國寺城を与えられる。
1491	延徳3			越後方足利政知が没す。茶々丸が義母田畠院と義弟潤童子を殺害。
1493	明応2			伊勢宗瑞、伊豆国駿越御所に足利茶々丸を攻め、伊豆平定を開始。京都では明応の政変が起きる。
1498	明応7			伊勢宗瑞、伊豆平定がなり、興國寺城から韭山城へ本拠を移す。
1515	永正12			伊勢宗瑞、沼津妙海寺に公事等を免除する。
1537	天文6			今川義元と武田信虎が同盟。義元・信虎の娘を正室に迎える。
1537	天文6	北条		北条氏頼、河東侵攻。(第1次 河東一嵐)勃発。河東を北条が制圧。
		(青地飛脚)		(興國寺城主吉地鶴勝、武田に降伏する)
				(武田信虎、娘の佐庭として今川義元に興國寺城を渡す。)
1545	天文14			今川義元・武田晴信、河東に侵攻し吉原を攻める。(第2次河東一嵐)
1545	天文14	今川		武田晴信、吉原を落とし、千本松、宮宮に陣をはる。河東は今川の勢力下となる。
1549	天文18			今川義元・吾昌のため興國寺を真如寺に移し、寺領を安堵する。(興國寺城の吾昌)
1550	天文19			今川義元、興國寺城の贈請を横分する。
1552	天文21			今川義元・秋山三郎の興國寺城吾昌の功を効い、権別銭などを免除し、高橋修理の同心とする。(興國寺城吾昌)
1552	天文21			今川義元の娘が武田信玄に嫁ぎ、翌年武田信玄娘と北条氏政の婚儀が整う。さらに翌年、北条氏康娘が今川氏真に嫁ぐ(中相模三国同盟なる)。
(1554)	(天文23)			(北条氏康・氏政、河東に侵攻し、浮島ヶ原に陣をはる。)
1560	永禄3			桶狭間の戦い。今川義元戰勝。
1560	永禄3			今川氏真、松井宗信の興國寺口での戦功や桶狭間での討ち死を子八郎に對して賞す。
1568	永禄11	北条		武田信玄が駿河侵攻。北条氏康も駿河に進出し、興國寺城ほか河東地域を占領する。
1569	永禄12		班和氏統	武田信玄が再度駿河侵攻。興國寺城などを攻めるが、大水のため八幡大昌蔵の旗を捨て敗走。
1571	元龜2		班和氏統	興國寺城主に任じられる。
1572	元龜3	武田		武田と北条が和解し、興國寺城を武田が受け取る。
		元龜頃	(保坂惣捕)	穴山梅豊が麾下の保坂惣により興國寺城を守らせる。
1577	天正5		(向井正重)	向井正重が興國寺城を守る。
1579	天正7			武田勝頼が三枚橋城を築城。武田と北条の關係が悪化する。
1580	天正8			駿河湾舟競起る。武田勝頼、浮島ヶ原を本陣とする。
1580	天正8			穴山梅豊、興國寺城に天神ヶ尾門の門を移設するなど、吾昌を行く。
1581	天正9			興國寺城に北条家臣大輔重信の軍勢が攻め込む。
1582	天正10	徳川		織田徳川連合軍が武田勝頼を攻め滅ぼす。
1582	天正10		曾根昌世	織田昌信・曾根昌世に興國寺城と河東一万貫を与え、徳川麾下とする。
1582	天正10	牧野康成		本能寺の変。牧野康成の家臣堀垣長茂が興國寺城を守る。
1582	天正10			天正壬午の亂。
1582	天正10	松平清宗		松平清宗が興國寺城主となり、2000貫、与力50人が与えられる。
1583	天正11			徳川家康が富士山作業に興國寺城吾昌等以外の吾昌役を免除する(興國寺城の吾昌)。
1583	天正11			松平家忠、長久保誠を吾昌とす。往路と復路に興國寺城に立ち寄る。
1584	天正12			小牧長・手の合戦。松平家忠は吾昌と共に興國寺城を守る。
1585	天正13			武川慶の入貢が興國寺城に入る。武川慶は久保忠世に屬し戦功をあげる。
1589	天正17			大地震で興國寺城の崩れ(二崩門)が被削する。
1590	天正18			豊臣秀吉の小田原攻めが始まる。徳川家康、興國寺城に潜伏する。
1590	天正18			松平清宗は吉原を守り、山口直友が興國寺城を守る。
1590	天正18			北条氏が滅び、徳川家康が関東へ移封。松平清宗継子は武藏八幡山城1万石を与えられる。
1590	天正18			関東移封のため、松平家忠の妻子が一時興國寺城に潜伏する。
1590	天正18	中村(曹臣)	河毛重次	中村一氏が駿河国を与えられ、河毛忠(京)左衛門重次が城主となる。
1590	天正18			河毛重次、大寺泉鏡地と桃井神社地を安堵する。
1600	慶長5			会津上杉征侯・関ヶ原の戦い。中村勢は東軍に参加。内藤信成・首治定が仍興國寺城を守る。
1601	慶長6	天野(徳川)	天野康景	天野康景が大日千動(現、駿東郡泉町)へ二石付け置く。
1603	慶長8			天野康景が大日千動(現、駿東郡泉町)へ二石付け置く。
1607	慶長12			天野康景が天領の農民を殺戮し、天野は相模国西念寺に隠居(達電)する。
1607	慶長12			興國寺舎は降封。興國寺城は廢城となる。

### 豊臣氏（中村氏）と天野氏の支配と廃城

天正 18 年（1590）に北条氏が滅びると徳川家康は関東に移封となり、駿河国には豊臣氏家臣の中村一氏が配置された。中村氏は駿府を拠点とし、三枚橋城に弟の中村一栄（氏次）、興国寺城に河毛重次を配した。河毛氏時代の記録は少ないが、領内の大泉寺・桃沢神社に安堵状を出している。

慶長 5 年（1600）、関ヶ原の戦いは東軍が勝利し、東軍に属した中村氏は伯耆国へ移封となり、徳川家康家臣の天野康景が、興国寺城に配され 1 万石の大名となる。しかし慶長 12 年（1607）、天領民の殺傷事件をめぐり、城主天野康景は息子の康宗とともに出奔。相模国西念寺に蟄居した。このため、藩は取り潰しとなり、興国寺城は廃城となった。その後、城内は農地となり改変が進み、根古屋村差出帳や絵図には村の共有地として郷蔵が建てられたことも記されている。

#### ④史跡を取り巻く社会的環境

##### （ア）行政区域の変遷

興国寺城跡廃城後の江戸期には城地は根古屋村の一部となり、さらに明治 22 年に根古屋村ほか 6 村が合併して浮島村が発足し、昭和 30 年には浮島村と原町と合併して原町の一部となった。一方、江戸時代には東海道の沼津宿として栄えた沼津は、東海道線が開通した明治 22 年に沼津本町ほか 4 村が合併して沼津町として発足したのち、大正 12 年には沼津町と現在の香貫地区である楊原村と合併して沼津市が誕生した。さらに沼津市は昭和 19 年に片浜・金岡・大岡・静浦の 4 村と、昭和 30 年には愛鷹・大平・内浦・西湖の 4 村と合併して「商都・沼津」として賑わい、そして昭和 43 年には原町と沼津市が合併することで、原・浮島地区は沼津市の一部となった。以後沼津市は戸田村との合併もあり静岡県東部の中心的な都市として機能している。

##### （イ）人口

沼津市の人口は、平成 7 年の 217,856 人をピークに減少に転じ、令和 3 年 11 月には 191,489 人へと減少している（市民課住民基本台帳より）。国の推計では令和 22 年に約 145,000 人まで減少するものと見込まれ、令和 2 年 3 月改訂の「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、市の人口減少抑制にかかる施策などにより、出生率と純移動率の目標が達成された場合でも 165,900 人となる。令和元年度には 49 年ぶりに社会動態がプラスに転じるなどの明るい話題はあるものの、今後も人口減少が続く見込みとなっている。

興国寺城跡が所在する浮島地区は令和 3 年 11 月現在、世帯人員は 5,603 人である。平成 23 年 11 月段階の 6,089 人から約 8 % 減となっている。

##### （ウ）交通

沼津市は、東名沼津インターチェンジや愛鷹スマート IC、駿河湾沼津スマート IC、JR 沼津駅が立地し、東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、JR 東海道本線が市域を東西に貫いている。北駿方面へは国道 246 号と JR 御殿場線が、伊豆方面へは、伊豆縦貫道と国道 414 号が走っている。

興国寺城跡へのアクセスは、JR 原駅より路線バスで約 15 分、興国寺城跡の三ノ丸内に所在する「東根古屋」下車もしくは JR 沼津駅から路線バスで約 40 分、同じく「東根古屋」となる。自家用車の場合は、国道 1 号線から原東町交差点を北へ 5 分、あるいは高速道路利用の場合、駿河湾沼津スマート IC から約 15 分、愛鷹スマート IC から約 15 分である。沼津市中心市街地から見れば、富士市境に近い西部に位置する史跡ではあるが、近年の交通事情の変化によってスマート IC が開通したことから比較的アクセスしやすい位置にある。

## (エ) 観光

「沼津市観光振興ビジョン」(令和3年3月作成)によると、沼津市の観光交流人数は令和元年度実績4,363,178人、内外外国人宿泊者数は30,213人となっており、過去の観光客数と比較すると増加傾向だが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、観光交流人数に影響が発生している。

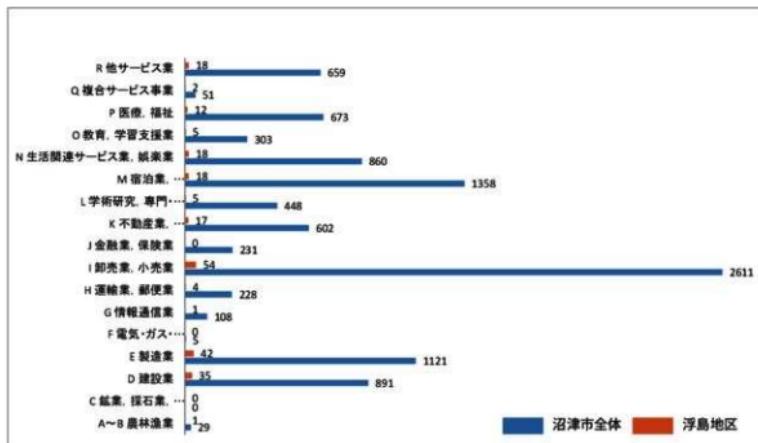
観光振興ビジョンには沼津市の地理的優位性を生かした首都圏からの集客に加えインバウンドの獲得を目指すとしている。興国寺城跡については、「基本施策3 地域資源の創造」における「(6)歴史・文化資源の活用」にて取り上げられており、西部地区は、エリアビジョンとして「歴史・文化と体験観光」が掲げられ、「2つの高速道路にアクセス可能であるという特長を生かし」「白隱のみちや興国寺城跡、阿野全成ゆかりの大泉寺など西部エリアにある歴史・文化資源のネットワークを図る」とする。

## (オ) 産業

平成28年度実施の経済センサスの結果によると、沼津市全体の産業構造については全産業で10,178事業所を数え、中でも卸売業・小売業(2,611事業所)が最も多く、次いで観光事業と直結する宿泊業・飲食サービス業(1,358事業所)が多い。

しかし宿泊・飲食施設はビジネス客や観光客を見込む沼津駅周辺や沼津インター周辺、レジャー客を見込む北伊豆の三浦・戸田地域が大半であり、興国寺城跡が所在する浮島地区では18事業所、全体の約1.3%となっている。

代わって浮島地区において多い産業は市全体と同じく卸売業・小売業(54事業所)で、続いて製造業(42事業所)、建設業(35事業所)と続く。また茶栽培などを始めとした個人事業者も多い。



第2-7図 平成28年沼津市産業分類別事業所数

(カ) 指定・登録文化財

原・浮島地区周辺における指定・登録文化財は第2-2表のとおりである。

(キ) 指定範囲における法令による規制等

興国寺城跡の保存活用には文化財保護法のほか、急傾斜地崩壊危険区域等による災害の防止に関する法律、愛鷹山の山裾という立地から環境や都市計画に関する法律などが関係する。以下に関連法規を整理する。

・文化財保護法

興国寺城跡は史跡指定地に該当し、指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更）を行おうとする場合、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状変更の取扱いについては第6章にて詳述する。

・防災関連法

史跡指定地内の急傾斜地周辺は、隣接する宅地の安全確保等から制限が存在する。適用の範囲については第2-8図を参照。

a 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

県知事がかけられ災害から人命と国土の保全のため、急斜面地の崩壊が助長され、又は誘発させる恐れがある行為が行われることを制限する区域を指定する。範囲内において次の行為を行うにあたっては、県知事の許可が必要となる。

1. 水を放流し、または停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
3. 法切、切土、掘削又は盛土
4. 土石の採取又は集積
5. 立木竹の伐採
6. 木竹の滑下又は地引きによる搬出
7. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

b 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の条件に基づき県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が指定する。特定開発行為（住宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為）は許可制である。また、建築基準法に基づき、居室を有する建築物の構造耐力に関する基準が設定されている。建築物の移転等の勧告が行われることがある。

第2-2表 原・浮島地区の指定文化財等一覧

指定等	種別	名称	所在
県指定	絵画	白隱自画像	原東町
県指定	典籍	科註妙法蓮華經	原東町
県指定	史跡	白隱禪師墓	原東町
県指定	有形民俗	浮島沼周辺の農耕生産用具	歴史民俗資料館
市指定	彫刻	木造白隱禪師坐像	原東町
市指定	史跡	伝阿野全成・時元墓	井出
国登録	建造物	松蔭寺開山堂	原東町
国登録	建造物	松蔭寺山門	原東町
国登録	記念物	帯笑園	原西町



白隱禪師墓（原東町 松蔭寺）



浮島沼周辺の農耕生産用具



伝阿野全成・時元墓（井出 大泉寺）



帯笑園（原西町）

写真 2-1 原・浮島地区の歴史文化資源

・環境関連法

a 地域森林計画対象民有林（森林法）

地域森林計画対象民有林の 1ha を超える森林を開発するときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う場合は、許可の適用外になる。しかし開発行為に着手する前に市長とその開発行為について連絡調整（通知）が求められる。

なお、本計画策定段階において史跡内では民有林の森林開発は予定されていない。

b 農地（農林法）

農地法に基づき、農地への他用途への転用、売買、利用権設定等には制限が存在する。

・都市計画関連法

a 都市計画区域・市街化調整区域／市街化区域・用途地域（都市計画法）

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、建築物の新築や開発行為は都市計画法の許可が必要である。

史跡内は全域が市街化調整区域となっている。

b 河川保全区域（河川法）

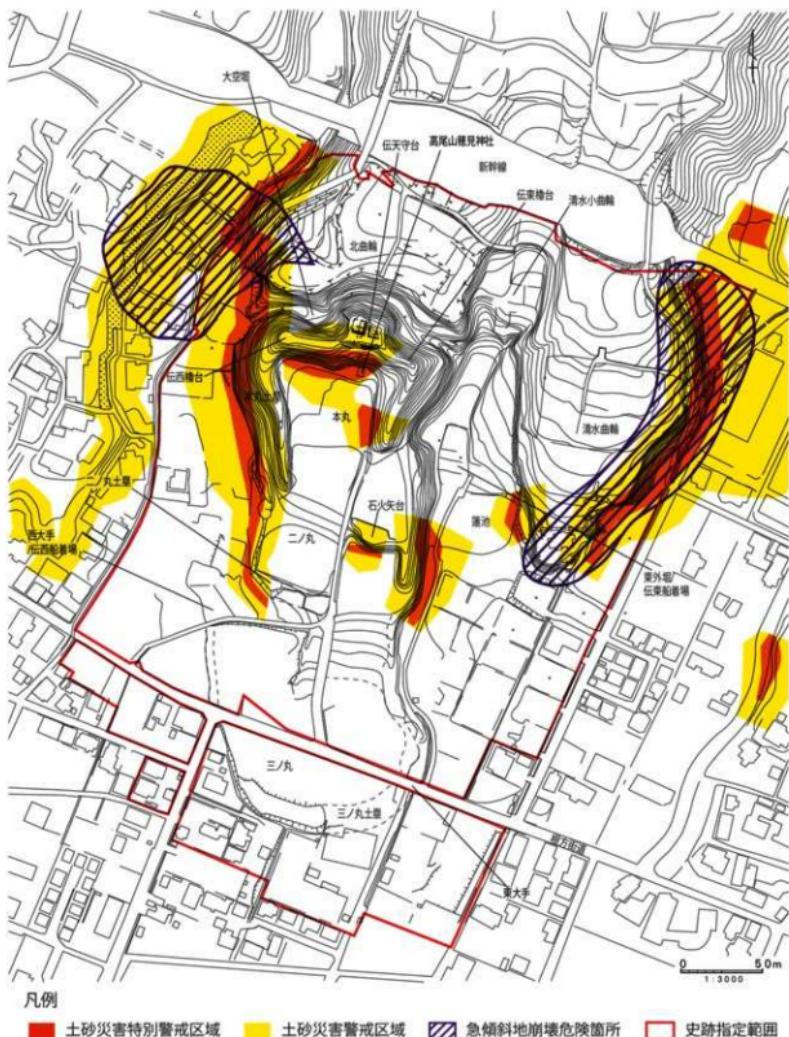
区域内の占用や工事、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の設置等を行う場合、河川管理者の許可を受ける必要がある。

c 建築物（建築基準法・静岡県建築基準条例）

一定規模以上の建物を建築する場合、法令に則り建築確認申請手続きが必要となる。静岡県建築基準条例には、災害危険区域の指定や建築物の敷地、構造等に関する規定があり、掛け付近の建物についての制限が定められている。

d 屋外広告物第1種特別規制地域（屋外広告物法・沼津市屋外広告物条例）

史跡内で広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。



第2-8図 防災間連法適用現況図

## 2-3 史跡に関わる調査成果

### (1) 史跡をめぐる研究史（文献名等については第2-3表を参照）

#### ①地誌類の編纂

興国寺城跡に関しては古くは江戸時代末期の地誌に取り上げられている。文政3年(1820)の『駿河記』には伊勢宗瑞(駿河記では北条早雲)に始まり、前節にて取り上げた変遷を述べている。これとほぼ同じ記載が天保14年(1843)の『駿国雑誌』、文久元年(1861)の『駿河志料』にもある。

大正年間前半には『浮島村誌』と『静岡県駿東郡誌』が編纂され、城主の変遷及び現況について記載がある。一例を上げれば、浮島村誌には「(前略)当城ノ地形後高ク本丸土居ヨリ原駿マテ見工後ハ堀深ク土居高クシテ城内見エス。」とあり、城内は土塁で見えなくとも、本丸土居(伝天守台のことか)からならば、原駿まで見えたことが書かれている。『静岡県駿東郡誌』は北条五代記、甲陽軍鑑、武徳編年集成、駿国雑誌における取り上げ内容について記載している。記載の中心は北条早雲及び天野康景についてであり、特に天野の逐電については1ページ以上の詳細な記載となっている。また城跡の現状についても記載があり、曲輪配置、外堀の埋没状況、茶園、土塁上の雜木は伐採されて桜が移植されていること、大空堀の様相などが述べられている。この段階での興国寺城跡に関する記載は、概ね軍記物や伝承等をまとめ上げたものであり、今日的な意味での調査に基づくものではなかった。

こうした段階を経て、沼館愛三は「駿東地方に於ける城郭の研究」(1937)において、現地測量図をもとに現状把握を行い、興国寺城跡の価値について尾根の先端に築かれていることや沼などにより防御には好立地とする城の優れた条件を指摘した。当城の現代的な初の研究報告として評価できる。

#### ②研究黎明期から史跡指定

沼館の研究からおよそ30年後に編纂された『沼津市誌』(1961)では、城郭遺構や領有の変遷について記載し、特に北条早雲については「下剋上」の代表的な一例として、前段階までの研究と同じ多くの紙幅を割いている。また『静岡県史』(1972)では興国寺城を「(鎌倉時代の阿野)時元の城址を再築して成りたる」と紹介している。一方で、沼館の研究を萌芽とする駿東地域の縄張り研究は、『日本城郭事典』(1971)、『日本城郭大系9』(1979)、『静岡県の中世城館跡』(1981)、『図説中世城郭事典二 中部 近畿1』(1987)などが発刊されて整理が進んだ。なかでも沼津市教育委員会が発行した『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』(1982)は地誌類を引用するばかりではなく、現況や遺構、豊富な文書・絵図資料等を用いた歴史的な変遷について多方面から検討しており、平成の史跡指定における基礎的な報告書となった。特に基本構想の中で文献史料については友野博がまとめを行っており、このバックデータとも言える史料の集成が『興国寺城文献資料集』(1987)として刊行された。

さらに基礎情報の整理と同時に小和田哲男「二つあった興国寺城」(1982)や伊禮正雄「北条早雲の城郭」(1984)、見崎開雄「善徳寺城について」(1987)など興国寺城に関する諸論考が発表されている。ただし、城地の検討ではあるが、いずれも考古学的な立場からではない。文書史料や歴史地理的な視座から城郭の最初期段階、すなわち早雲段階における城の様相を検討するものであり、まさにこの課題解決が80年代の興国寺城跡に対する調査研究の中心であったといえる。

一方、考古学的調査については、隣市である三島市において1973年から山中城跡の発掘調査が開始され、1982年までの第1~10次調査の成果は『史跡山中城跡』(1984)として報告書が刊行された。静岡県東部における大規模な山城発掘調査の初事例であり、またその成果も大きかったことに加え、興国寺城跡基本構想策定段階においても「文献的な史料は比較的豊富であるのに対し、その城郭遺構については、不明確な部分が多い」と課題設定をしていたため、山中城跡よりやや遅れて興国寺城跡での

発掘調査の実施が検討された。こうした経緯と周辺の土地変更も相まって、1979年には伝天守台跡周辺が、1983年には茶畠の改植を契機とする伝東船着場跡の調査が実施され、その成果は『興国寺城跡・伝天守台跡・伝東船着場跡発掘調査報告書』(1984)にまとめられた。

このほか絵図調査において小笠原清は、『城築規範』内の「駿河善徳寺城」の絵図が実際には興国寺城を描いたものであること明らかにした(「同城異図であった「興国寺城」図と「善徳寺城」図」1992)。

こうした調査・研究成果等を踏まえ、1995年には興国寺城跡は史跡指定を受けることとなった。指定説明もこれまでの調査研究成果で重要視されていた北条早雲旗揚げの城という文言があり、この説明は現在も興国寺城跡を評価するポイントとなっている。

### ③史跡整備に伴う調査や新たな研究成果

1997年には清水曲輪における遺構確認調査によって堀切を検出するに至り、清水曲輪も城郭の一部であることが確認された。この成果を受けて2000年には清水曲輪も追加指定地となった。また90年代以降、県内城郭の考古学的調査も実施例が増加し、興国寺城跡も『興国寺城跡保存管理計画報告書』(1999)に基づき、2002年度から現在に至るまで遺構確認調査を継続実施している。

遺構確認調査の成果は、毎年実施されていた現地説明会に加え、2005年には平成12・13年度の調査出土資料という制限付きではあるものの、菊川シンポジウム実行委員会によって遺構遺物の概要と遺物の数量表が示された。この段階では遺物そのもの出土数が少なく、「遺構や城の存続年代を検討するにはまだ充分とは言えない。」と評されているが、その後本調査の主担当であった山本惠一により調査の概要が示されるようになり、その後の調査を引き継いだ高尾好之、木村聰らも遺構と遺物を根拠とする城の変遷案を示した(山本惠一「興国寺城」(2009)、木村聰・高尾好之「沼津市興国寺城跡 発掘調査から見る城の変遷」(2011))。そして2019年にはこれまでの調査成果をまとめた『史跡興国寺城跡調査報告書 発掘調査編』を刊行した。この報告書では瀬戸美濃陶器の編年を軸にした城の4時期変遷を示しており、これにより興国寺城の始まりが15世紀後半にあり、その後17世紀初頭まで存続するという文献史料から提示されていた年代感と齟齬がないことが明らかになった。

文献史料の分野では友野1978・1979を基礎資料として、市の古代・中世文書を集めた『沼津市史 史料編 古代・中世』(1996)が刊行された。また1995年から『戦国遺文 後北条氏編』の刊行が始まり、興国寺城のみならず北条氏の文献史料の包括的な把握が可能となる素地が整った。2000年には沼津市において北条早雲史跡活用研究会による北条早雲フォーラムが行われ、小和田哲男、家永遵嗣による早雲の出自や生涯にかかる研究成果が公開された。これ以後、興国寺城跡そのものに関する文献調査成果はあまり公表されてこなかったが、近年には黒田基樹らが興国寺城における早雲の在城を否定する説の発表があった(『戦国大名・伊勢宗瑞』(2019)など)。この他、2019年には沼津市教育委員会主催で「北条早雲公顕彰500年」事業として、小和田哲男が早雲研究の研究歴の総括を含んだ「北条早雲と今川時代の興国寺城」を、貴田潔は同年刊行の『史跡興国寺城跡調査報告書 史料編』の調査成果を踏まえ、今川段階から武田段階における城普請に関する史料を扱って「興国寺城の城普請と今川・北条・武田」と題した講演をそれぞれ行った。大石泰史は自著(2020)において、今川段階から武田段階における興国寺城について、境目の城としての普請の意味を考察した。

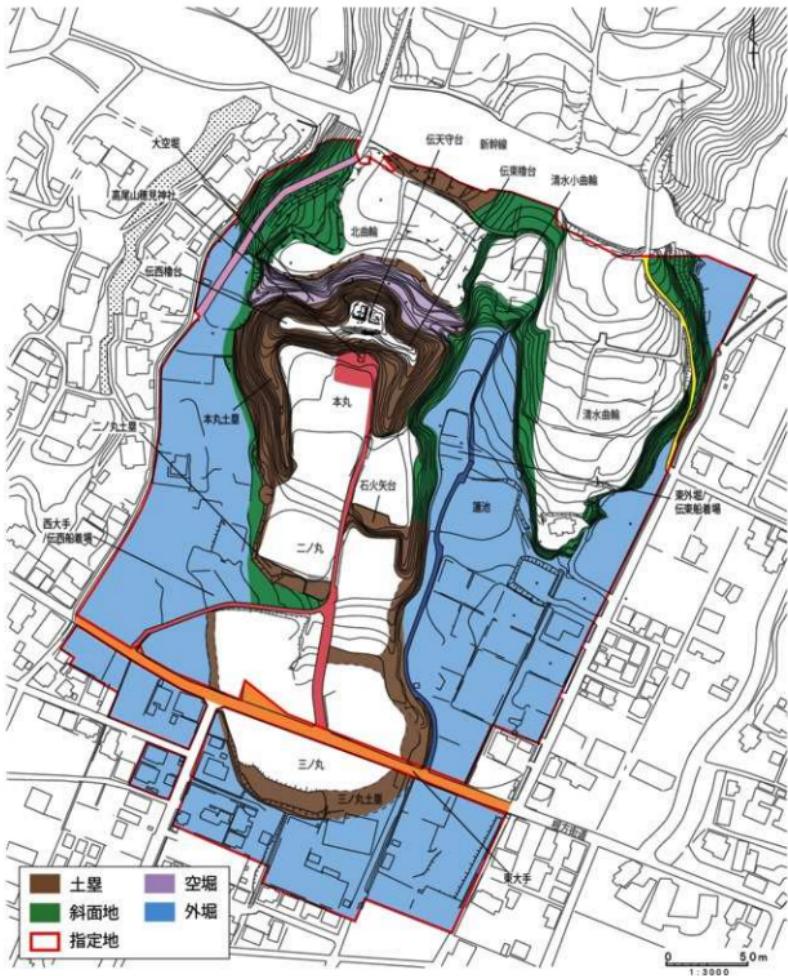
以上のように現在では、考古学や文書等の資料が一通り整った状況となっている。また成果はこれまで一部の研究者にのみ示されている事が多かったが、考古学・文献史学の両側面から成果を示した『史跡興国寺城跡調査報告書』の刊行前後から、一般等への普及啓発という視点で加藤理文らによる『静岡県の歩ける城70選』(2018)、『東海の名城を歩く 静岡編』(2020)などが刊行されている。

第2-3表 興国寺城跡に関する主な文献一覧（発行年順）

- 浮島村役場 1908（明治41年）『浮島村誌』
- 静岡県駿東郡役所 1917（大正6年）（1986復刻）『静岡県駿東郡誌』臨川書店
- 静岡県 1922（大正11年）（1992復刻）『静岡県史跡名勝誌』羽衣出版
- 神田政平 1931（昭和6年）『郷土の研究』
- 沼館愛三 1937（昭和12年）『駿東地方に於ける城郭の研究』『静岡県郷土研究』第9輯
- 沼津市誌編纂委員会 1961（昭和36年）『沼津市誌』上巻 沼津市
- 鳥羽正雄 1971（昭和46年）『日本城郭事典』東京堂出版
- 静岡県 1972（昭和47年）『静岡県史』（第三巻）名著出版
- 杉山博 1976（昭和51年）『北条早雲』名著出版
- 友野博 1978・1979（昭和53・54年）『沼津における戦国時代文書資料編（その一・二）』『沼津市歴史民俗資料館紀要』2・3
- 関口宏行他 1979（昭和54年）『日本城郭大系』第9巻 新人物往来社
- 静岡県教育委員会文化課 1981（昭和56年）『静岡県の中世城館跡』静岡県文化財保存協会
- 小和田哲男 1982（昭和57年）『二つあった興国寺城』『戦国史研究』第3号 東国戦国史研究会
- 杉山博 1982（昭和57年）『戦国大名 後北条氏の研究』名著出版
- 沼津市教育委員会 1982（昭和57年）『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』
- 伊禮正雄 1984（昭和59年）『北条早雲の城郭』杉山博編『北条早雲のすべて』新人物往来社
- 沼津市教育委員会 1984（昭和59年）『興国寺城跡伝天守台跡・伝東船着場跡発掘調査報告書』
- 沼津市教育委員会 1987（昭和62年）『興国寺城文献資料集』
- 見崎開雄 1987（昭和62年）『善徳寺城について』『駿河の今川氏』第10集 静岡谷島屋
- 村田修三編 1987（昭和62年）『図説 中世城郭辞典二 中部 近畿1』新人物往来社
- 小笠原清 1992（平成4年）『同城異図であった「興国寺城」図と「善徳寺城」図』『古城』第36号
- 沼津市史編さん委員会 1996（平成8年）『沼津市史 史料編 古代・中世』
- 沼津市教育委員会 1999（平成11年）『長塚古墳・清水遺跡発掘調査報告書』
- 沼津市教育委員会 1999（平成11年）『興国寺城跡保存管理計画報告書』
- 北条早雲史跡活用研究会編 2000（平成12年）『奔る雲のごとく：今よみがえる北条早雲』
- 菊川シンポジウム実行委員会 2005（平成17年）『陶磁器から見る静岡県の中世社会 一東でもない西でもない』
- 山本恵一 2009（平成21年）『興国寺城跡』静岡県考古学会編『静岡県における戦国山城』
- 木村聰・高尾好之 2012（平成23年）『沼津市興国寺城跡：発掘調査から見る城の変遷』『第29回全国城郭研究者セミナー資料集 山城の実像を問う』中世城郭研究会
- 黒田基樹 2012（平成23年）『戦国北条氏五代』戎光洋出版社
- 加藤理文編 2018（平成30年）『静岡県の歩ける城70選』静岡新聞出版社
- 沼津市教育委員会 2019（平成31年）『史跡興国寺城跡調査報告書』
- 黒田基樹 2019（令和元年）『戦国大名・伊勢宗瑞』角川選書
- 大石泰史 2020（令和2年）「今川・武田・北条の同盟締結の「場」－興国寺城－『城の政治戦略』角川選書
- 加藤理文・中井均編 2020（令和2年）『東海の名城を歩く 静岡編』吉川弘文館

## (2) 史跡の現況と曲輪配置

現在の興國寺城跡は後世の改変を多く受けているが、残存する土塁等の諸施設は、国文学研究資料館蔵の『城築規範』(興國寺城 津軽家文書)(第2-10図)と対比が可能である。本史料は弘前津軽家が寛文12年(1672)に編纂したとされる『城築規範』に記された全国72城図の内の1枚で、天野康景の逐電による廃城以後の状況を記したと考えられる。城郭内の曲輪名称は、基本的に本史料に基づいており、これに記載の無い曲輪については沼津市教育委員会で新たに名称を与えている。



第2-9図 興國寺城跡現況図及び曲輪配置図（赤線枠は指定範囲）

曲輪は北から「本丸」「二ノ丸」「三ノ丸」と直線的に配され、絵図からこれらが主要な曲輪群と考えられる。そして絵図には記載されていないが、本丸の北側に「北曲輪」がある。さらに字名を用いての命名であるが、東側の谷筋に「清水小曲輪」、そして更に東の尾根に「清水曲輪」が配されている。

城の北端は新幹線によって破壊されているが、昭和127年撮影の航空写真に三日月堀が写っている。絵図には北曲輪より北側に堀もしくは道が描かれるが、現況では明らかでない。

本丸の北側には絵図に「天守台」と記されている場所がある。昭和57年の調査では礎石建物が検出された。さらに本丸土壘上には、絵図に「櫓台」と記されている箇所が2か所ある。西側を「伝西櫓台」とし、平成29年度には発掘調査を行って建物跡を検出した。一方、東側にも絵図には櫓台が描かれているが、発掘調査には至っておらず、詳細は不明である。

伝天守台南面には石垣が残存する。絵図には「此土居内ノ方ハ石垣、此土居七間計ニ相見ヘ申候」（この土壘の内側は石垣で、この土壘七間ほどに見える）としか記されていないことから、この時から石垣は南面だけであったと考えられる。

本丸の内部空間について絵図には特に記載がないが、現在は最奥部に高尾山穗見神社が鎮座する。神社地において発掘調査は実施されていないが、高尾山穗見神社は安政4年（1857）に当地へもたらされたと伝わっている。本丸虎口（出入り口）には「カラホリ」と記され、さらに西側の空堀には「カクシロ」とある。同じく「カクシロ」が、本丸東側の小曲輪にも描かれており、この周辺には「天守台」とあるが、「石火矢台」と地元には伝わっている。なお、「台」とあることから、本来は土壘の上の平場を指すのであろうが、本計画では本丸土壘の東側の小曲輪を広義としての「石火矢台」とする。

二ノ丸虎口には「カラホリ」「升形ノアト」と記されている。現状として虎口周辺は残存するが、三ノ丸北西部は後世の改変で、大きく土地が下がっている。また三ノ丸土壘の形状は絵図と一致するものの、ここも土取りにより低くなっている。このように三ノ丸は後世の改変が激しく、特に大きな変化として、絵図では外堀南側を回っている根方街道が現在の三ノ丸を直線的に通過していることが挙げられる。そのため、三ノ丸土壘南東に描かれている「大手口」は現在の県道によって滅失したと考えられる。

城の南方と両側に広がる低地は、1mも掘削すると水が湧き出る低湿地帯である。現在の海岸線付近にあたる千本砂礫州は、縄文時代後期頃に完全に陸地化し、山裾との間に浮島沼と呼ばれる湖沼を作成した。愛鷹山などからの土砂の供給により沼は次第に陸地化していったが、近世の城絵図には「蓮池」「深田足入」と表現される湿地帯、明治初期の絵図でも湧水が各所に見られる軟弱な地盤であり、この湿地帯を興国寺城は天然の堀としている。またこの東西に位置する天然の堀には、それぞれ船着場があったと地元には伝わっており、詳細位置は不明であるものの、この周辺を「伝西船着場」「伝東船着場」と呼称している。さらに伝東船着場周辺には、絵図で「蓮池」と記されるとおり、自然湧水池がある。

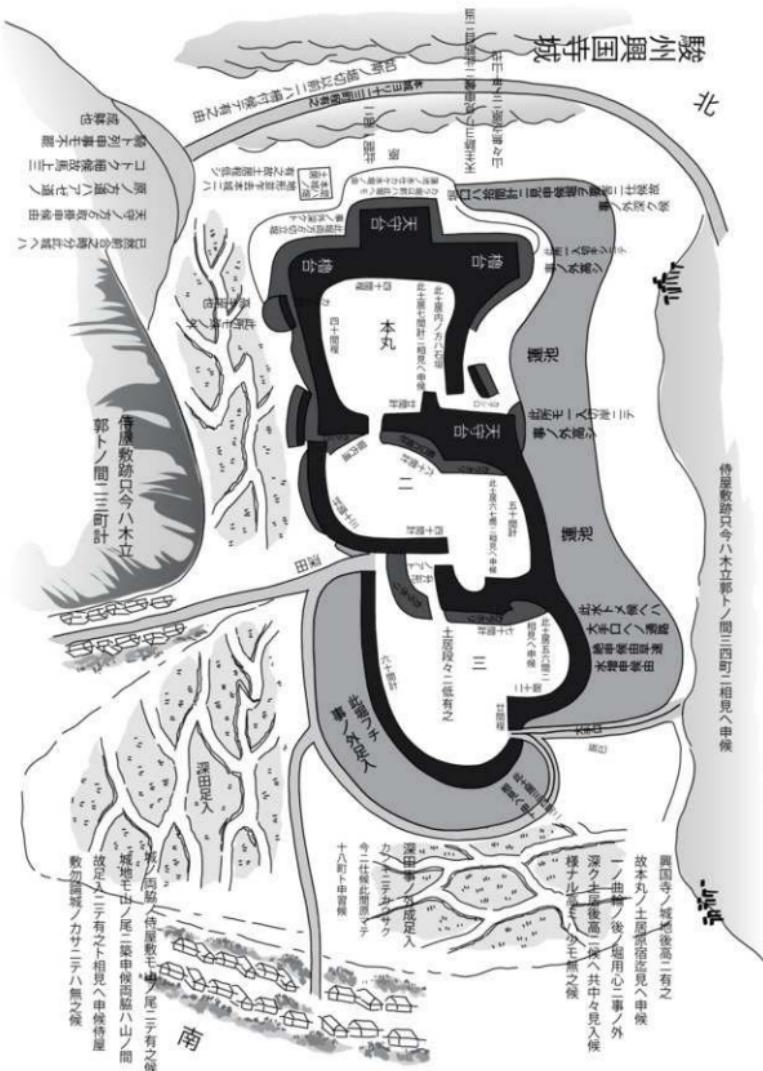
### （3）発掘調査成果

#### ①各曲輪の成果

平成15年度より遺構確認調査を開始し、平成30年度には調査報告書を刊行した。刊行後も調査を継続しているが、ここでは平成30年度までの成果を中心に記載する（遺構配置図等は調査報告書参照）。

##### （ア）伝天守台・大空堀

伝天守台は昭和57年に調査され、2棟の礎石建物を検出した。ただし絵図には「天守」と描かれるものの、瓦は出土しなかったため、いわゆる近世城郭のような瓦葺きの「天守」ではなかったと考えられる。伝天守台南面には石垣が残存している。現在は抜き取りが行われているため、絵図に示されていた長さは残存していないが、令和2年度の追加調査では根石を確認して、長さは32m、最大高は5mと判明した（未報告・整理中）。



第2-10図 『城築規範』トレース図

大空堀は伝天守台の北側を守る現状で最大幅 30 m、伝天守台との比高差は 15 m を測る興国寺城の最大の空堀である。伝天守台にあわせて、中央部が北側へ突き出ている。発掘調査では現在の堀底からさらに 4 m 下に堀底があることを確認している。大空堀を渡る橋は確認されていないため、北曲輪との連結については不明である。ただし「興国寺城」と構造が一致し、興国寺城の記載の誤りとされる城築規範「禪徳寺城」絵図には大空堀の東西に道が描かれている。

伝西櫓台では、方形に並ぶ石列とその中に充填される河原石を検出した。位置や検出した遺構から、この遺構は、櫓の基礎である可能性が高い。

#### (イ) 本丸

本丸の発掘調査は神社地を除くほぼ全面で実施しており、二ノ丸との境の虎口にて本丸 1 号礎石建物跡 (SS1、以下報告書における遺構の記載名を用いる) と石組水路である本丸 1 号溝 (SD1)などを検出している。また報告書には未掲載であるが、令和元・2 年度には報告書の整理作業を経て調査に課題が残るとされた本丸中央部の 2 号礎石建物跡 (SS2) の再調査が実施されており、調査の結果 SS2 は低石垣に囲われ、階段を作った虎口（本丸 2 号虎口）であることが判明した。

本丸空堀は絵図にも記される堀である。最終段階まで存続したであろう空堀 1 と瀬戸美濃編年における大窯第 3 段階を上限とする遺物とともに埋め戻された三日月堀の 2 つの堀を検出している。このことから本丸虎口は三日月堀と横堀にて構成される丸馬出の構造から瀬戸美濃大窯第 3 段階（16 世紀後半）以降に絵図に見られるような空堀へと改修されていることが明らかになった。



伝天守台礎石



大空堀



伝西櫓台礎石



本丸 1 号礎石建物跡

写真 2-2 検出した遺構

## (ウ) 伝石火矢台

本丸東側に小曲輪が描かれており、この周辺は「石火矢台」と地元には伝わっている。市の用地取得前までには個人住宅が建っていたこともあってか、地下は大きく改変されていたことが確認されており、わずかに土壘の痕跡を確認するにとどまっている。

## (エ) 二ノ丸

本丸虎口には先述のとおり三日月堀が検出されたが、城の最終段階には埋め戻されてここは二ノ丸の一部となった。本丸と同様絵図には内部施設は描かれていない。発掘調査でも当時の面が削平されていて、曲輪を囲む土塁と二ノ丸虎口の堀、土橋を除いて遺構は確認できなかった。二ノ丸虎口は「カラホリ」「升形ノアト」と記されている場所で、2度の改変を伴う石積を施した土橋や石垣堀が検出された。堀底からは17世紀初頭の遺物が出土した。

## (オ) 三ノ丸

三ノ丸は後世の改変がより激しく、三ノ丸土壘の形状は絵図と一致するものの、大きく土取りされて低くなっている。また絵図では外堀の南側を回っている根方街道が現在は県道となって三ノ丸の中を通線的に通過している。

三ノ丸の内部も県道より北側は後世に削平されており、建物跡などの痕跡は確認できていない。一方、県道より南側は、城郭段階の遺構面が残存しており、城郭の最終段階に位置づけられる石組水路（SD4）や外堀のほか、これらよりも下層に15世紀後半の遺物を伴う版築遺構、16世紀前半の遺物を伴う柱穴群（PT群）、16世紀後半の溝（SD5・6）や古土壘などが検出されている。



本丸2号虎口



本丸空堀



本丸三日月堀と二ノ丸



伝石火矢台

写真2-3 検出した遺構2

## (力) 外堀

城の南方と両側に広がる湿地帯を興國寺城跡では天然の堀としている。この東西に位置する天然の堀には、それぞれ船着場があったと地元には伝わっており、詳細位置は不明であるものの、この周辺を「伝西船着場」「伝東船着場」と呼称している。西外堀では杭と石積を検出しているが、これらは外郭土塁を崩した際の土留めとなっており、城郭段階の遺構ではない可能性が高い。しかし杭の放射性炭素年代は15世紀後半から17世紀前半を示し、遺物は17世紀初頭のものが出土している。なお、東外堀では明確な遺構は検出されていない。



二ノ丸虎口



二ノ丸虎口 石垣堀



三ノ丸石組水路 (SD4)



三ノ丸版築遺構



三ノ丸柱穴群



西外堀と石積 (伝西船着場)

写真2-4 検出した遺構3

## (キ) 北曲輪

伝天守台の北側に位置する曲輪で、絵図には「原」としか描かれていないが、昭和27年撮影の航空写真には三日月堀が写っている。現在三日月堀は新幹線によって大部分が滅失し、南側の堀端部のみが残存している状態である。端部の調査は行ったものの調査範囲に限界があったことから堀底までの調査には至っていない。

曲輪内部では空堀を3条検出した。最も北側で検出した空堀1は当初薬研堀であったものが、覆土中層に黄色ローム土を貼り付ける整地層が認められることから箱堀へ改修が行われていることが確認された。なお、空堀1に伴う土塁は削平されて検出されなかった。曲輪の南側で検出した空堀2は、曲輪を横断する横堀で、調査面積は狭小であるため、今後の調査結果にもよるが、出土遺物は16世紀前半までのものに限定される。そして空堀2と重複して空堀3を検出した。空堀3も空堀2と同じく曲輪を横断する横堀と考えられるが、その東西端部には敵を作っており、出土遺物こそないが、曲輪西端部では空堀3を埋め戻した後に整地層（造成土）が造られていることから、少なくとも最終段階には埋め戻されている。またこの整地層からは、かわらけがまとまって出土しているほか、焼土や粘土を伴う土坑が検出されている。

北曲輪の南西側には小規模な曲輪が配されている。ここでは明確な城郭段階の遺構は検出されなかつたが、弥生時代の方形周溝墓が検出されたことから、戦国期において大規模な造成が行われなかつたと考えられる。



北曲輪空堀1



北曲輪空堀2・3



焼土と粘土、かわらけを伴う土坑



清水曲輪空堀

写真2-5 検出した遺構4

## (ク) 清水曲輪

本丸と谷を挟んで東側に位置する曲輪で、4段の平坦面の最上段において曲輪を横断する空堀が検出されている。この空堀は大空堀のように中央が北側へ凸型に張り出しており、またその位置は大空堀と谷を挟んでいるものの、直線的に配されている。したがって2つの空堀を合わせると東西約300mに渡って空堀が城内を横断することになる。空堀の覆土中層には北曲輪空堀1と同じように黄色ローム土による整地層が認められたため、当初は築城であったものが箱堀に改修されたと考えられる。

最上段以外の平坦面にもトレーニングを配して調査を行ったが、8世紀に位置づけられる堅穴住居跡を検出したことから、北曲輪南西部と同じく戦国期でも大きな造成は行っていないと考えられる。また中世の出土遺物も他の曲輪と比べて数は少なく、その利用は本丸から三ノ丸の本体部と比べても限定的であった可能性が高い。

## (ケ) 清水小曲輪

北曲輪と清水曲輪の間の谷に平坦面が作り出され、ここに清水小曲輪がある。絵図にも描かれて、また遺構はいずれも時期不明で、曲輪がどの段階で造成されたのかはっきりしない。出土遺物は少量で、古瀬戸前期・中期様式のものもあるが、15世紀後半から16世紀前半のものが相対的に多くあり、16世紀後半は少ない。ただし16世紀後半に位置付けられる志戸呂産や初山産の陶器は出土している。

## ② 出土遺物

興國寺城跡の遺物は、縄文時代や古代などの城郭とは関係しない遺物を除けば、主に土師質土器と国产陶器、貿易陶磁の出土がある（第2-4表）。

遺物として最も多いものは土師質土器、特にかわらけで計1,853点、全体の54.7%である。次に多いのは国产陶器、なかでも瀬戸美濃産の陶器が多く910点（26.8%）である。一方貿易陶磁は全体としては計59点（1.7%）と少数で、かつ最も点数が多いのは白磁皿C1群（15世紀後半）の18点となっており、これは城郭としての最盛期と異なっている。

曲輪別に見た時、最も遺物が多い曲輪は本丸で、次に絵図に記載されていない北曲輪、三ノ丸、二ノ丸と続く。出土陶器の器種は皿類が多く、次に擂鉢、天目茶碗と続き、天目茶碗を除いた碗類は比較的少ない構成となっている。なお、北曲輪の遺物数が多い理由として考えられるのは、ほぼ全面を調査していることから調査面積も他の曲輪と比べて広いこと、また後世の改変も本丸、二ノ丸、三ノ丸と比較すれば少ないと想定される。また北曲輪の特徴として、出土している器種は多くが皿類であることは他と変わらないものの、廃城後の17世紀前半の志野皿が160点中93点を占めるという他の曲輪とは異なる出土傾向がある。

次に最も出数の多い本丸において主な産地である瀬戸美濃産、志戸呂産、初山産の陶磁器組成表を示した（第2-5表）。土師質土器の詳細な編年が存在しないため、土師質土器の年代観は改めて検討を要するが、陶磁器の遺物の年代のみをみれば、その特徴として、13・14世紀のものが少量認められるが、15世紀後半（古瀬戸後期様式IV期）からそれ以前と比べて出土点数が増加し、16世紀末から17世紀初頭（大窯第4段階）のものが最も多くなるという出土傾向となっている。これは先述した貿易陶磁器の傾向とは異なっている。なお、16世紀後半から志戸呂産や初山産の陶器が加わるが、これらも皿類と擂鉢が多い。

文献史料からは伊勢宗瑞の旗揚げを15世紀末とし、廃城は17世紀初頭とされているが、国产陶器による年代観も概ねこれに合致する成果となる。なお、大窯第4段階の遺物が多いという成果は、曲輪の調査を最終段階である17世紀の遺構面で終えているということに起因するが、別の要因として本丸では1号虎口を除いて最終段階以前の遺構が検出されていないことを根拠に、16世紀末以降に大幅な

第3-4表 開國寺跡出土遺物产地別組成表

※割合の0.1%未満は0.1%に切上げ、その他は小数点第2位以下で四捨五入した。

土地改変を受けた結果、それ以前の遺物は全面的な掘削をしていない堀の中や城外へと搬出されてしまった可能性が想起される。

### ③ 城郭最終段階の遺構

遺構の重複関係及び出土遺物から整理した城内の主要遺構については第2-6表に、また整備の基本的な様相となる城郭の最終段階（17世紀初頭）の主要な遺構を第2-11図に示した。

城の外郭を呈す土塁は16世紀後半以降に今の形状で造られたものと考えられ、最終段階の姿は概ね絵図（第2-10図）と一致する。曲輪内の諸施設は本丸を除いて多くは検出できていないが、本丸虎口にて1号虎口を構成する礎石建物跡（SS1）や石組水路（SD1）を、さらに本丸中心部における追加調査では、令和元年度の調査で2号虎口や石列、櫓などが検出されていることから、2号虎口より北側（城内側）には今後の調査で施設が検出される可能性がある。

二ノ丸内は遺構は未検出であるが、二ノ丸虎口は土橋と石垣堀によって構築されている。三ノ丸では、外郭土壁の中を通る石組の暗渠水路（SD4）が検出されている。

第2-5表 東丸出土遺物組成表

地種	判別	古樹/古木			古樹/中樹			古樹/新樹			古樹			古木			人蔭			大木			建屋			古物			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
土壁樹木(樹皮)	竹林(竹林)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)																												
	竹林(竹林)					</																							

第2-6表 興國寺城跡主要遺構変遷表

城主	瀬戸美濃 編年	本丸・伝天守台	二ノ丸・二ノ丸虎口	三ノ丸	北曲輪	清水曲輪
	1450 古瀬戸後IV			版築遺構		
	1480					
1549 今川	大庭1・2			PT群	空堀3 ↓ 空堀2	造成土
1560 北条						
1568 武田	大庭3	本丸三日月堀 + 空堀2 ↓ ? ?	ニノ丸虎口土橋1	SD 5? ↓ 古土壁+SD 6	北曲輪 三日月堀 + 空堀1(築研)	空堀(築研) ↓? 空堀(箱)
1572 德川						
1582 中村	1590 ▼	1号・2号虎口 SD 1 土塁 空堀1 伝天守台 伝西櫓台 大空堀	ニノ丸虎口土橋3	外郭土塁 SD 4 ↓	拡張? ↓ 北曲輪 三日月堀 + 空堀1(箱)	空堀(箱) ↓
1601 天野	大庭4 ↓ 豊庭1					
1607 麋城						

赤文字は最終段階に存在した城郭施設を示す。

瀬戸美濃編年の年代は愛知県史編さん委員会2007『愛知県史別編 中世・近世 瀬戸系』を参照。ただし生産地の年代である。

北曲輪や清水曲輪は絵図に描かれていないため、最終段階において城郭の曲輪として機能していたかは定かではないが、16世紀後半から機能していた北曲輪空堀1や清水曲輪空堀は埋没はしていないことがかつての航空写真などから明らかになっている。

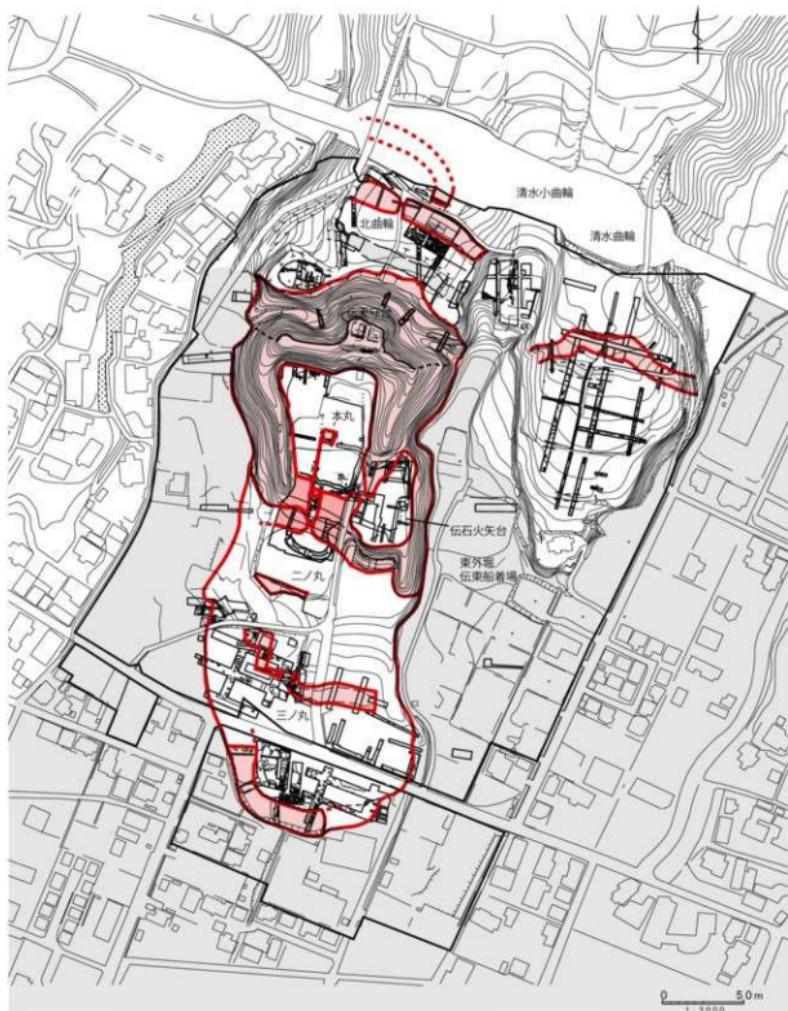
最終段階の遺構群の特徴としては、それ以前からの切盛による縄張りを踏襲しつつも、曲輪の内部では石を多用するようになっていることが挙げられる。場所は限定的ではあるが、石垣は伝天守台の南面、本丸2号虎口、ニノ丸堀に施されていることが確認できる。いずれも城における見栄えのする場所である。

#### ④ 最終段階以前の遺構群

最も古い遺構は三ノ丸にて確認されている15世紀後半の「版築遺構」であり、これは城郭遺構というよりも根方街道沿いの一施設を検出した可能性が高い。次の段階では三ノ丸PT群、最終段階では確実に埋没している北曲輪空堀2・3などが該当し、これらは16世紀前半ごろの遺構である。最も標高の高い北曲輪において、最も古い空堀が検出されていることは、15世紀後半とは違って16世紀前半にはこの場所がすでに城としての機能を有していたことを反映している可能性が考えられる。

最盛期となるのは16世紀後半で、全ての曲輪で遺構が検出されている。北条氏・武田氏・徳川氏など戦国期後半における境目の城という性格が遺構群に反映されていると考えられる。

調査が限定的であるため、各段階における城郭の復元はできないが、出土遺物と合わせて、この地が15世紀後半から本格的に利用され始め、以後途切れることなく利用されていたことが明らかになった。



第2-11図 興國寺城跡最終段階 遺構配置図

## 第3章 史跡の本質的価値

### 3-1 史跡の本質的価値

史跡興国寺城跡は、室町時代後期から江戸時代初期にかけて東駿河の拠点として機能した城郭である。長享元年（1487）伊勢宗瑞の興国寺城における旗揚げについては史実か否かは今後の議論に委ねられるが、考古遺物としては15世紀後半のものが一定量出土することから、この土地が15世紀後半段階から使用されていたことは確実である。以後、豊富な文献史料で示される城主等の変遷と出土する考古資料の年代樹も概ね一致する。

現在残る姿は17世紀初頭の遺構群で構成されるとはいえ、この歴史の重層性は興国寺城跡が有する価値のひとつである。したがって、15世紀後半以後から17世紀初頭まで使われた遺構群とこれに関連する要素を史跡の本質的価値と捉える。ここでは3つの視点から価値の総体を示す。

#### （1）愛鷹山の尾根の先端に築かれ、街道や浮島沼が交わる東駿河の要所

興国寺城跡は愛鷹山の裾部を通る通称「根方街道」沿いに築かれた。そして興国寺城からは南へ「江道」が通り、これは海岸沿いを東西に通る「東海道」へと通じている。江道は城の南側に広がる浮島沼を縦断する街道でもある。つまり興国寺城は、根方街道と江道の結節点に位置し、さらには浮島沼の水運をも活用できる場所に築かれた城郭といえる。さらに伝天守台に登れば、浮島沼や駿河湾、伊豆半島はもちろんのこと、愛鷹山や富士山まで望むことが可能であった。

城郭本体は愛鷹ローム層を基盤とする安定した地質の上に築かれているが、外堀は絵図や発掘調査の成果を鑑みれば、浮島沼を利用していたと考えられる。かつて外堀であった地点では現在も自噴、あるいは井戸から湧水を得ることができる。浮島沼は水運利用と水田開発がなされ、ごく短期間であるが江戸時代初期に存在した興国寺藩を支えた生活基盤の一つであった。外堀の発掘調査においても田下駄などの出土がある。

#### （2）室町時代後期から戦国期にかけての重層的な歴史

興国寺城は北条早雲（伊勢宗瑞）旗揚げの地として著名であり、指定理由にも重要な視点であった。かつて当城の曲輪配置である「直線連郭式」の縄張り構造を、北条氏の城郭の特徴を示すものとして評価されることもあったが、全国各地の発掘調査が進展した現在、直線連郭式の縄張りが必ずしも北条氏の城郭に結びつくものではないことが明らかになっており、興国寺城跡でも室町時代後期（15世紀後半）に比定できる遺構は三ノ丸の「版築遺構」のみである。このことから、興国寺城跡の重要性を北条早雲のみに求めるることは現在の調査成果からは不十分といえ、むしろ北条早雲に始まり、以後17世紀まで連続と続く歴史こそが重要と考えられる。

最終段階以前の遺構は史跡整備に伴う発掘調査の限界性から断片的にしか明らかになっていないが、その大半は堀である。北曲輪空堀2・3は調査面積が限定的で狭小であることに留意する必要があるが、現状では16世紀前半ごろの遺物しか出土しておらず、さらに北曲輪空堀3の上面に整地層が認められることから少なくとも最終段階には埋没していた空堀となる。

本丸虎口には、大窓第3段階の遺物を上限とする三日月堀が検出されている。この堀は本丸空堀2と組み合わせて丸馬出を構成するものであるが、三日月堀は人為的に埋め戻され、本丸空堀2は堀底をローム土で整地した後、堀幅を拡張し、本丸空堀1へと改修していることが確認されている。

本丸空堀2と同様の改修痕跡が北曲輪空堀1と清水曲輪空堀にも認められる。この2つの空堀は、

17世紀の出土遺物も埋土に含まれることから、城郭の最終段階まで開口していた堀である。しかし本丸空堀2と同じ改修痕跡を残すことを根拠とすれば、これらの空堀の利用開始は16世紀後半にまで遡る可能性がある。

三ノ丸には16世紀前半の遺物を伴う柱穴群、最終段階には削平されている古土塁と共に伴う三ノ丸溝状遺構SD5・6が検出されている。

以上のように室町時代後期から戦国期における遺構の検出は断片的であり、不明な点も多くあるが、15世紀後半から城郭の最終段階である17世紀初頭までのものが確認されている。また城域から出土した陶磁器類を整理すると、瀬戸美濃古瀬戸後期様式IV期（15世紀後半）から出土数が増加し、その後、廃城時期である大窯第4段階から登窯様式第1期（16世紀末から17世紀初頭）まで一定量の遺物の出土が認められる。15世紀後半の版築遺構が城郭遺構であるかは将来的に検討を要するが、考古学的調査成果は、文献史料の調査成果である「室町時代後期には城地の利用が開始され、戦国期には一貫して東駿河の拠点」という見解とも合致するもので、興国寺城跡を評価する上で重要である。

### （3）城郭最終段階の特徴

こうした歴史とともに最終段階の遺構が良好に残存していることも重要である。17世紀初頭の城郭最終段階において、現況でも地上に露出している本丸大土塁と伝天守台、伝西櫓台、大空堀、三ノ丸の外郭土塁のほか、発掘調査によって初めて確認された本丸礎石建物跡（SS1・2、SS2は報告書刊行後の追加調査で低石垣に囲われる2号虎口であることが判明）、本丸石組水路（SD1）、二ノ丸虎口（および石垣堀）、さらには絵図には描かれていないことから当該期に使用していたかは明らかではないが、少なくとも開口をしていた北曲輪空堀1、清水曲輪空堀などが本段階に存在した遺構である（第2-6表）。これらの遺構群は戦国期には土を切盛りして構成していた遺構群に対し、伝天守台の中心に大型の礎石建物を建て、その前面には石垣を配し、また西翼には礫敷きの基礎を持つ櫓（伝東櫓台は未調査）を備え、さらに本丸中心部には低石垣に囲われた虎口や石組水路（SD1）、二ノ丸虎口石垣堀、三ノ丸石組水路（SD4）を造るなど、石を用いる施設が多い。また城郭の構造も戦国期には北曲輪に空堀を配すなど北からの防御面を意識する構造から、伝天守台に建っていたであろう建物を中心に、その意識は南面に向けられた構造へと変化している。綾瓦葺の天守が建設されたわけではないが、その構造はいわゆる近世城郭の体へ作り変えられたと評価できよう。

これらは大窯第4段階並行期以降すなわち16世紀末以降の遺構群を想定しており、廃城まで利用された諸施設である。しかしこれらが天正18年まで駿河国を治め、近年駿府城に石垣や天守を築いた可能性が指摘される徳川氏、天正18年から慶長5年までの豊臣氏家臣の中村氏（その家臣である河毛氏）、もしくは慶長6年に入城した天野氏の三氏いずれの城主によって築かれたものであるのかは現状では判断できない。これらは今後の調査の課題もある。

### （4）史跡をめぐる価値の総体

以上のことを踏まえ、史跡の本質的価値を下記のとおり整理する。

○浮島沼を前面に配する愛鷹山の尾根の先端に築かれ、街道や浮島沼が交わる東駿河の要所

キーワード：根方街道、江道、浮島沼、伝天守台からの眺望

○室町時代後期から江戸時代初期まで東駿河の地域拠点としてあった重層的な歴史

キーワード：地下遺構、出土遺物、文献史料・絵図

○良好に残存する城郭遺構

キーワード：伝天守台、石垣、大土塁、大空堀、地下遺構、湧水

### 3-2 史跡に関する構成要素

次に史跡指定地内における構成要素について、(I) 史跡の本質的価値を構成する要素、(II) 史跡の本質的価値と関連する要素、(III) その他の要素、に区分して下記のとおりに整理する。

(I) 史跡の本質的価値を構成する要素とは、立地・地形などの環境、そして城郭が機能した室町時代後期から江戸時代初期まで続く重層的な遺構群、地上に露出する良好な遺構群を指す。(II) 史跡の本質的価値と関連する要素とは、(I) の価値を補完する要素であり、県道などに変化してしまっているものの、かつての主要道である根方街道や江道、文献・絵図史料、出土遺物のほか、近隣に立地する河毛重次の菩提寺とされる本法寺やそこに残される供養塔や遺品などをここに含めて捉える。(III) その他の要素は、史跡内にある構造物や石碑・植樹・宗教施設、とする。

下表に示す史跡を構成する(I) から(III) の諸要素については、第6章の保存活用整備の区域区分に対応する。

第3-1表 興國寺城跡をめぐる諸要素

区分	小区分	要素
(I) 史跡の本質的価値を構成する要素	環境	地形、景観、湧水
	歴史の重層性	地下遺構
	城郭の特徴を示す城郭	曲輪、伝天守台、石垣、大土塁、大空堀、地下遺構
	遺構	
(II) 史跡の本質的価値と関連する要素	本質的価値を補完する要素	出土遺物 街道 文献・絵図史料 寺院（供養塔・遺品）
(III) その他の要素	廃城後の施設	高尾山穂見神社、神社へ至る道路、弁天池、便益施設、電気施設、井戸
	地域における歴史を示す要素	石碑
	自然景観を形成する要素	植栽
	現代の生活にかかわる構造物	生活道路、個人等所有構造物



興國寺城跡とその周辺環境



浮島沼の湧水



本丸大土壘



本丸内検出遺構



15世紀後半から16世紀初頭の出土遺物



16世紀の出土遺物



高尾山穗見神社



北条早雲石碑

写真 3-1 史跡の本質的価値にかかる主な要素

## 第4章 史跡をめぐる現状と課題

### 4-1 保存管理に関する現状と課題

興国寺城跡には、今でも江戸時代初期の遺構として伝天守台、土壘、大空堀などが残されている。また史跡内やその周辺には第3章で整理したように神社や湧水地がある。

ここでは、これらの遺構の保存、調査研究、さらにサインや便益施設等の視点から史跡をめぐる現状と課題の抽出を行う。

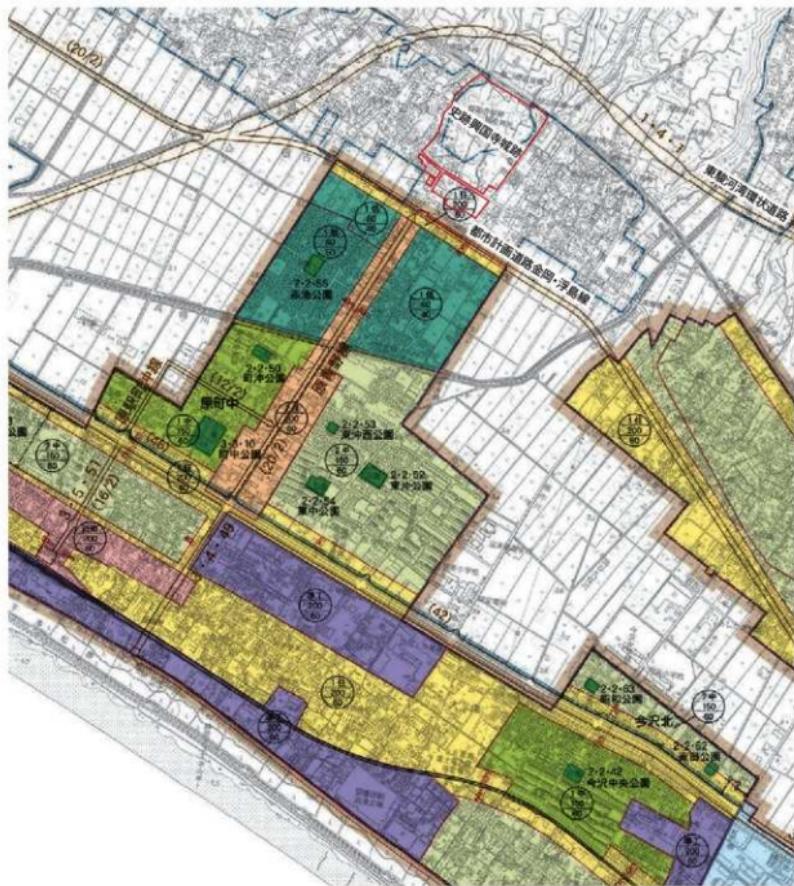
#### (1) 史跡全体

現 状 史跡指定地内及び周辺の環境に関する現状は以下のとおりである。

- ・史跡指定地は令和3年度末で約95%の公有地化が進んでいる。
- ・史跡内的一部にはコンクリート擁壁や神社地への管理用道路などが残されている。また県道富士三島線（根方街道）が三ノ丸を横断している。
- ・本丸に鎮座する高尾山穂見神社では毎年本丸や二ノ丸を利用した祭典が地元自治会により行われており、多くの来場者がある。
- ・続日本100名城に認定されてから来場者が増加しているが、ゴミの投棄量も増加している。
- ・史跡指定範囲外となるが、北曲輪の北約200mには東駿河湾環状道路が、三ノ丸から南約150mには、都市計画道路金岡浮島線が計画されており、周辺環境の変化が予測される（第4-1図）。

課 題 史跡指定地全体に関する課題は以下のとおりである。

- ・残地の約5%の民有地の公有地化を図る必要がある。
- ・指定地内において県道など撤去が容易でない現代構造物が残り、これらの管理者と調整を図る必要がある。
- ・重要遺構が存在する可能性が高い高尾山穂見神社地について、神社として利用してきた歴史的背景に配慮しながら保存管理を進める必要がある。
- ・ゴミの不法投棄に対し、有効な手立てが行えていない。
- ・現在、擁壁や防護フェンスが設置されている東海道新幹線との境界では、将来的にJR側による補修工事が必要となる可能性があり、景観等を維持するためにも調整が必要となる。
- ・都市計画道路建設等による史跡周辺の環境変化に対し、関係機関との連絡調整、連携を継続する必要がある。



第4-1図 興國寺跡周辺都市計画図

## (2) 遺構等(第4-2図)

現 状 興國寺城跡の遺構等に関する現状は以下のとおりである。

## ①伝天守台、石垣、大空堀

- ・発掘調査により本丸土塁中央の伝天守台では2棟の礎石建物跡、本丸土塁北西角では西櫓跡、伝天守台南面には石垣、北面には大空堀が残されている。現在、礎石建物跡や石垣は露出展示をしている。
- ・伝天守台の礎石建物が立つ平坦面北側の一部が崩落している。
- ・石垣の西側は石の抜き取りにあっており、根石のみしか残存しない。
- ・絵図には東櫓の存在が描かれているが、未調査であり、存在が確認できていない。
- ・伝天守台、石垣、大空堀には遺構等の名称を示すサインが存在するが、解説は付されておらず、またサイン自体の老朽化が進んでいる。

## ②本丸

- ・本丸最北部に高尾山穂見神社が鎮座しており、未調査となっている。
- ・神社地に史跡全体の説明サインを設置している。また伝天守台へ上がる通路は未調査であるため、当時の道は明らかになっていないが、現在は神社地を経由して登っている。
- ・本丸は鹿城後に煙地や茶畠として利用されていたことから、埋蔵されている遺構は破壊されているものもあるが、本丸1号虎口の礎石門、本丸中心を走る石組水路、2号虎口などが発掘調査によって確認されている。ただし地表面に露出する遺構は本丸土塁のみである。
- ・遺構確認調査が十分に及んでいないところもあり、発掘調査を継続実施している。

## ③伝石火矢台周辺

- ・南側に石火矢台と伝わる土塁が残されている。
- ・大空堀や東側の外堀へ続く通路が発掘調査で検出されたが、曲輪は全体的に搅乱を受けており、土塁の痕跡を除いて遺構は検出されなかった。

## ④二ノ丸

- ・二ノ丸西側と東側の一部には土塁が残るが、上端は大きく削平されており、基部のみが残存する。
- ・16世紀後半に位置づけられる三日月堀が検出された。この三日月堀は最終段階以前において埋め戻されており、17世紀初頭には存在しない遺構である。
- ・二ノ丸虎口では17世紀初頭の土橋と石垣堀とそれ以前の段階に位置づけられる土橋、石積を検出した。
- ・曲輪内部は大きく改変を受けており、堀以外の遺構は検出されなかった。

## ⑤三ノ丸

- ・土取りや県道富士三島線による三ノ丸の南北分断などもあり、後世の改変が著しい。
- ・外郭土塁は上端が削平されているものの現存する。
- ・発掘調査では外堀、外郭土塁下を通る暗渠構造の石組水路など城郭の最終段階に位置づけられる遺構が検出されている。
- ・この他に15世紀後半に位置づけられる興國寺城跡内において最古段階の遺構である版築遺構、16世紀前半の柱穴群、16世紀後半の土塁や溝などが断片的に検出されている。

## ⑥外堀

- ・外堀はかつて浮島沼を利用して造られていたことから、現在も湧水地がある。
- ・民有地が残っている。
- ・市街地化によって埋没しており、外堀の形状はわかりにくい。
- ・発掘調査では西外堀にて石積と杭列を検出している。

#### ⑦北曲輪

- ・東海道新幹線が敷設されたことにより、城郭の最北端にあった北曲輪三日月堀の大半が滅失している。
- ・新幹線の境界フェンスがあり、保守点検のための曲輪内への立ち入りが定期的にある。
- ・三日月堀と組み合わさって丸馬出を形成していた北曲輪空堀1は、今も完全には埋没せず、その形状を確認することができる。
- ・発掘調査では最終段階には埋没している北曲輪空堀2・3が確認された。このほかに柱穴や土坑などが検出されているが、空堀以外の遺構の年代は明らかではない。
- ・曲輪内で数時期に渡る改修痕跡が認められる遺構を検出しているが、曲輪全体の造成状況は解明できていない。

#### ⑧清水曲輪・清水曲輪（小）

- ・清水曲輪では、曲輪内に4段の平坦面が残されているが、地上に土塁や堀は露出していない。
- ・発掘調査で空堀を検出したが、これ以外に曲輪内部で城郭に関連する遺構は検出されなかった。
- ・清水曲輪（小）は現況では城郭に関連する遺構は確認できないが、発掘調査では時期不明の溝や石列などを検出している。

**課題** 以上の現状を踏まえ、興国寺城跡の遺構等の保存管理に関する課題は以下のように整理できる。

##### 【継続的な調査研究の必要性】

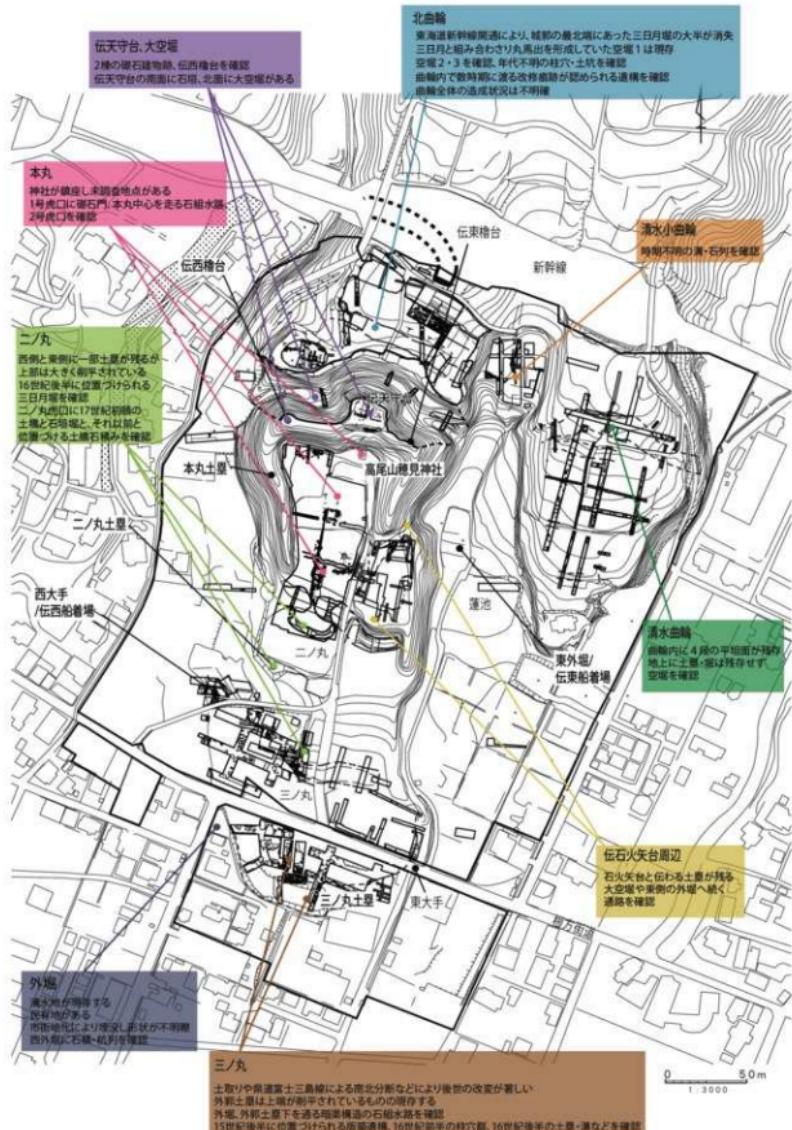
- ・遺構確認調査は概ね全域に及んでいるが、本丸最奥部や外堀など未調査地点もある。電磁探査など最新技術等の実施も検討しながら、今後の保存管理や復元整備に資する継続した調査が必要となる。

##### 【遺構の適切な保護】

- ・礎石建物跡や石垣、土塁、大空堀などの露出展示されている遺構や地下遺構が今後破壊を受けることのないように、後述する樹木の整理も含め、各状況に応じた適切な遺構の保存策を講じる必要がある。

##### 【遺構の顕在化】

- ・適切な保護策を講じつつ、多くの遺構が埋没している状況にあるため、来訪者が城郭の価値を理解できるように埋没している遺構を顕在化する手法を検討する必要がある。



第4-2図 翠国寺城跡遺構全体図



伝天守台礎石



伝天守台石垣



本丸



大空堀



伝石火矢台



二ノ丸と二ノ丸土壘



三ノ丸と三ノ丸土壘（外郭土壘）



東外堀

写真 4-1 興國寺城跡遺構現況

## (3) 植栽・樹木（第4-3図）

現 状 史跡内の植栽・樹木に関する現状は以下のとおりである。

- ・史跡範囲が広大であることから、雑草木除去が全域に及ばず、雑草が繁茂する時期には曲輪や露出展示する遺構が見えづらくなり、城郭の理解を妨げている。
  - ・史跡内には大きく生育した樹木があり、台風や強風などで倒木、枝折れなどの被害がある。
  - ・神社地や伝天守台、本丸土壘等の樹木が、遺構保護や景観を阻害しているものもある。
- 課 題 以上の現状から課題を以下のように整理できる。
- ・草刈り等の維持管理に多くの費用と時間が必要となる。
  - ・倒木の発生により遺構をき損する可能性がある他、遺構の保存や城郭としての景観の保全のための史跡にふさわしい樹木のあり方を検討する必要がある。



高尾山穂見神社の社叢（冬）



高尾山穂見神社の社叢（春）



伝天守台北側の樹木



土壘上の樹木（曲輪側から）

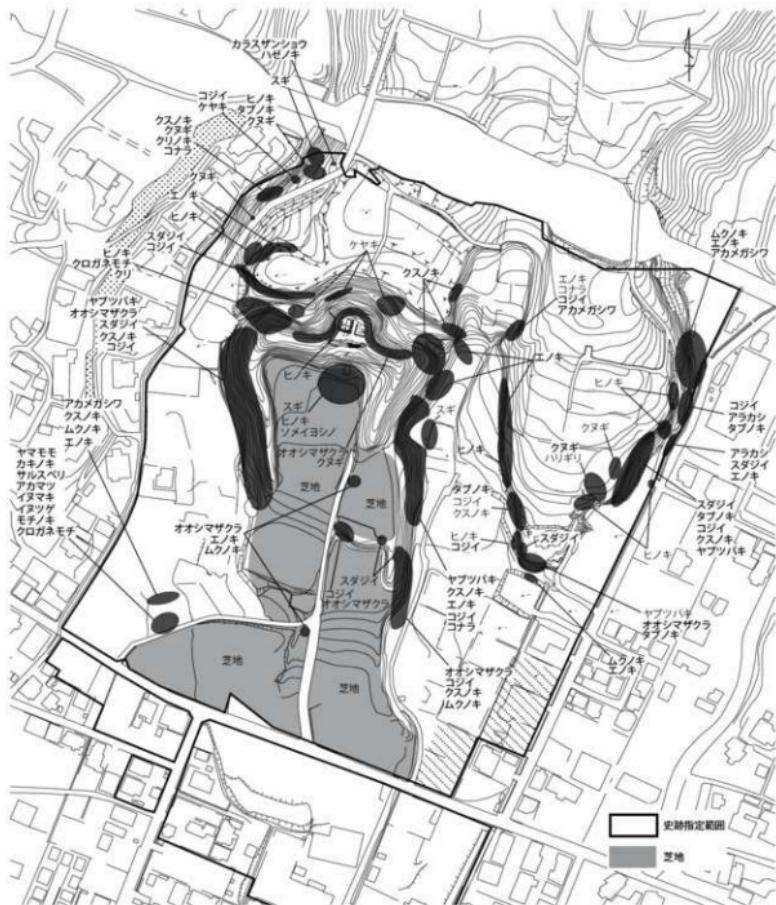


西外堀から見た土壘上の樹木



東外堀の樹木

写真 4-2 興國寺城跡植栽・樹木現況



第4-3図 興国寺城跡植栽・樹木現況図

#### (4) 建築物・工作物

**現 状** 建築物・工作物に関する現状は以下のとおりである。

- ・本丸最奥部に江戸時代に創建された高尾山穂見神社（現社殿：昭和48年築）が鎮座している。
- ・大部分が公有地化されたことにより、建築物や工作物はすでに多くが撤去されているが、指定地内には電柱などが残されている。
- ・沼津市が設置した見学者向け仮設安全柵等がある。

**課 題** 以上の現状から課題は以下のとおり整理できる。

- ・神社が地元の人々に親しまれてきた経緯・背景に配慮しつつ、今後の維持管理や建て替え等には地下構造の確認調査の実施等も含めて地元住民と協議が必要である。
- ・史跡整備に合わせて神社を除く現代構造物は撤去が必要となる。



本丸内の高尾山穂見神社



神社地へつながる電線



史跡内道路（三ノ丸から二ノ丸虎口）



伝石火矢台西側の擁壁



西外堀のフェンス

写真 4-3 興國寺城跡建築物・工作物

## 4-2 活用に関わる現状と課題

### (1) 史跡の公開

史跡指定地は清水曲輪と外堀の用地を除き、すでに大部分が公有地化がなされており、常時見学が可能な暫定公開の状態であるが、本計画策定段階では、北曲輪および清水曲輪へは本丸からの各曲輪への案内サインが設置されておらず、また雑草等の除去が本丸等と比べて十分に行うことができていないことから、立ち入りを制限している。

また開放をしている曲輪群においても、露出展示をしている遺構に対しては、説明サインが設置されておらず、代わって本丸に設置した解説板やパンフレットにて対応している。地中に埋蔵されている遺構については現在表示はしておらず、史跡の本質的価値と定めた重層的な歴史を興国寺城跡を訪れる人に示すことができない状態である。

以下には活用に関わる現状と課題を①地上に露出している遺構、②埋蔵されている遺構、③出土遺物や歴史資料の3つの視点で整理する。

#### ①地上に露出している遺構

##### 現 状

- ・史跡全域の草刈り等の維持管理業務を実施しているが、草木の繁茂が著しいこともあり、遺構や曲輪の形態を見ることができない時がある。
- ・説明サインが極めて限定的であり、解説を補完する解説ボランティアの養成も行われていない。

##### 課 題

- ・露出している遺構を適切に保護した上で、どのように明示するか検討が必要である。
- ・説明サインや見学動線が検討されていない。
- ・残存する城郭遺構の魅力や価値を伝えられていない。

#### ②埋蔵されている遺構

##### 現 状

- ・発掘調査で検出された15世紀後半から17世紀初頭までの重層的な遺構について、現状では地中に埋め戻されているため、見学者がこれらについて規模や価値を知ることができない。

##### 課 題

- ・史跡の本質的価値である重層的な歴史を示す遺構群について、安全に配慮しつつ、どのような形態で提示できるのか検討が必要である。

#### ③出土遺物や歴史資料

##### 現 状

- ・発掘調査の出土遺物は沼津市教育委員会が保管・管理をしているが、展示は史跡から離れた沼津市文化財センター展示室でのみ行っており、史跡の直近にて展示を常時行うことができる施設はない。
- ・興国寺城跡に関連し、沼津市教育委員会が所有する歴史資料の展示は、沼津市明治史料館にて行われているが、資料のごく一部にとどまっている。

##### 課 題

- ・史跡、出土遺物、歴史資料が点在しているため、一貫した公開活用ができておらず、これらの資料の公開活用ガイドラインを定める必要がある。

## (2) 史跡における企画・イベントの開催

史跡活用方法については全国で多様な取組が行われており、史跡を活動の場として設定して、史跡に触れてもらう、またはその場を利用してもらう企画やイベント等を実施していく必要がある。このため、近年に実施した企画・イベントについて現状と課題を整理する。

### 現 状

- ・発掘調査の現地説明会や出前講座を随時実施している。
- ・毎年本丸では地元自治会主催による高尾山穂見神社の祭典が実施されている。
- ・地元団体によって湧水を活用したイベントが行われている。
- ・平成29年4月6日に一般社団法人日本城郭協会より続日本100名城の認定を受けたことから、見学者が大幅に増加した。
- ・令和元年度は調査報告書が刊行されたこと、および北条早雲が没後500年という節目の年であったことから「北条早雲公顕彰500年事業」と題し、漫画家による市民講座、専門家によるシンポジウム、講演会、史跡見学バスツアー、特別展示を行い、延べ約1,000名の参加を得た。
- ・令和元年11月には三ノ丸を利用して弓矢体験、和太鼓体験など、地域の子供を対象とした「伝統文化体験」を実施した。

### 課 題

- ・イベント参加者が固定されている傾向にあり、新たな活用ニーズを把握する必要がある。
- ・整備完了まで長期間を要することが予測されることから、その間にも史跡に触れてもらえるような効果的な企画を検討する必要がある。
- ・行政が主体で実施している企画のみならず、民間団体の利用をうながすような施策が必要である。
- ・総合学習等学校教育に活用されているが、史跡の価値を次世代へ継承していくためにも、学校とのさらなる連携を図る必要がある。
- ・史跡内の祭典やイベント実施との調整が必要となる。



写真4-4 史跡にかかわる企画の実施状況

- ①発掘調査現地説明会の様子
- ②三ノ丸での伝統文化体験の様子
- ③トークイベントの様子

### (3) 景観・眺望の活用

興国寺城跡は、愛鷹山の尾根の先端に築かれた街道や浮島沼水運が交錯していた要所であり、こうした立地も史跡を語る上で不可欠な要素といえる。一方で根方街道が県道として三ノ丸を横断し、愛鷹山は茶畠の開発、さらに浮島沼は大型ショッピングモールなどの開発が近年進行していることから、城郭が存在した往時とは景観が異なってしまっているが、伝天守台から北に望む富士山、南に千本松原、駿河湾、伊豆半島など、かつて存在した景観要素が今も変わらず来場者を楽しませている。

こうした景観・眺望の活用も史跡の本質的価値の一部であり、活用において不可欠な要素であることから、現状と課題を次のように整理する。

#### 現 状

- ・伝天守台からの眺望は良く、かつて城主が見た景観を想起させる要素を持ち合わせている。
- ・史跡より北側は、近代以降の茶栽培の発展による良好な茶畠景観が広がっている。
- ・史跡より南側は市街地化が進行しており、往時の姿を理解することは難しい。
- ・史跡内での雑草の繁茂や樹木の成長が、上記の景観を阻害している。

#### 課 題

- ・城郭の最終段階時の景観を阻害する草木や樹木の管理計画が必要となる。
- ・史跡からの眺望保全のため、都市計画道路などに対し関係部局との連携が必要となる。



浮島田園風景



本丸と愛鷹山・富士山



伝天守台から駿河湾を望む



江道から史跡を望む

写真 4-5 史跡と周辺環境

#### (4) アクセス

見学者の史跡へのアクセス方法の現状と課題について、以下のとおり整理する。

##### 現 状

- JR 東海道本線原駅が最寄り駅となるが、徒歩約 30 分、またバスも本数が 1 時間に 2~3 本程度であることから、自家用車で来場する見学者が多い。
- 沼津駅からバスが運行しているが、本数が限定的であるため、利用者は少ない。
- 平成 28・29 年に東名高速道路愛鷹スマートインターチェンジ及び新東名高速道路のサービスエリアである NEOPASA 駿河湾沼津から市街地へアクセスができるスマートインターチェンジが開通したことから、高速道路からのアクセスが容易となった。
- 自家用車でのアクセスが改善されたため、見学者は増加傾向にあるものの、駐車場が整備されておらず、史跡内的一部を暫定的に駐車場として運用している。だが、駐車場への案内が不十分であることから、地域の生活道路への路上駐車等が度々発生している。
- 原駅からのアクセスが駅前や史跡までの道のりの途中に示されておらず、問い合わせを受けることがある。

##### 課 題

- 史跡の立地の特性により、自家用車を用いた見学者が多いことから、早急に駐車場の検討を進める必要がある。
- 公共交通機関など自家用車以外でのアクセスに対する案内方法の充実を図る必要がある。
- 史跡外においても史跡までの道標等の整備が必要である。



第4-4 図 興国寺城跡へのアクセス

#### (5) 産業・観光事業との連携

続日本 100 名城に選定されてから、見学者は増加傾向にあるが、産業・観光事業との連携については限定的な状況である。

##### 現 状

- ・民間旅行会社では、続日本 100 名城を巡るバスツアーが開催されている。
- ・NPO 法人沼津観光協会から、興国寺城跡の御城印が頒布されている。
- ・市内において興国寺城や北条早雲の名を利用した商品販売が展開されている。
- ・小田原市を中心とした北条五代観光推進協議会に加盟して広域的な PR 活動に参画している。
- ・見学者は年間約 2 万人程度で、市の観光交流人数 4,363,178 人（令和元年度）に比べて少ない。

##### 課 題

- ・史跡の公園整備が行われていないため、観光地としての利用は少なく、見学者は一部の愛好家にとどまっているため、整備前でも見学しやすい環境を整える必要があるとともに、産業・観光事業との連携を深める情報発信を行う必要がある。

#### (6) 情報発信

これまでの調査研究によって、興国寺城跡の歴史的価値は明らかになってきたが、平成 30 年度には『史跡興国寺城跡調査報告書』が刊行され、翌年からは報告書をまとめた成果を発信している。以下には、現在行われている情報発信の現状と課題をまとめる。

##### 現 状

- ・発掘調査現地説明会の開催し、調査報告書の刊行及び有償頒布（令和元年度末で残部なし）を行った。現在は報告書デジタルデータの一部を全国遺跡報告総覧にて PDF で公開した。
- ・特別展示の際に刊行した「興国寺城跡ガイドブック」を市 HP にて PDF で公開した。
- ・興国寺城跡及び主要文化財や観光施設にてパンフレットを配布とともに市 HP でも公開した。
- ・周辺の文化財を紹介する文化財まちあるきマップの作成、配布とともに市 HP でも公開した。
- ・現地解説サインが十分でないことから、学芸員による解説動画を作成、公開した。

##### 課 題

- ・行政からの一方向の情報発信にとどまっているため、情報発信の方策を検討する必要がある。
- ・様々な世代に向けた情報発信を検討する必要がある。
- ・未公開データを含めて史跡に関する情報公開を進める必要がある。



長浜城北条水軍まつり（沼津市）



北条五代まつり（神奈川県小田原市）



続日本100名城認定証



沼津観光協会作成の御城印

写真 4-6 史跡と産業・観光事業との連携事例



興國寺城跡に関連する刊行物



史跡の解説動画の様子

写真 4-7 史跡の情報発信

### 4-3 整備に関わる現状と課題

史跡の整備は、現状を適切に保存管理し、さらに活用の方針を定めた上で、保存・活用・整備それぞれを連携させながら行なうことが重要である。保存管理と活用に統一して、ここでは整備に関わる現状と課題を整理する（第4-5図）。

#### （1）史跡全体

##### 現 状

- ・史跡指定地は用地取得後、大部分を更地としている。
- ・史跡指定地の利用形態は定められていない。
- ・北曲輪や清水曲輪等指定地の一部は立ち入りが制限されている。
- ・車椅子利用者や高齢者等への配慮が不十分である。

##### 課 題

- ・広大な指定地について、現状や特徴に合わせ最終段階以前の遺構も含めて曲輪ごとの利用形態を定める必要がある。
- ・史跡範囲が広大であることから、一度にすべての整備工事を実施することは困難であるため、ゾーニング等による段階的整備計画を策定する必要がある。
- ・指定地全域を見学できるような動線計画を定める必要がある。
- ・全域の見学が困難な見学者に対して史跡の価値を示すことができる手法を検討する必要がある。

#### （2）遺構群

##### 現 状

- ・遺構上に樹木等が繁茂しており、き損の恐れや景観の阻害がある。
- ・伝天守台石垣は近代以降に西側が抜き取りにあっており、当時の形状をとどめていない。また一部の石がはらんでおり、崩落の危険性がある。
- ・曲輪に付随する土塁は、滅失もしくは上端が大きく削平され、本来の形状を示していない。
- ・発掘調査によって検出された遺構群は埋め戻され、見ることができない状態にある。
- ・遺構群について解説する個別サインが現地には存在しない。
- ・未調査もしくは未解明な課題もあり、遺構の全容が把握できていない箇所もある。

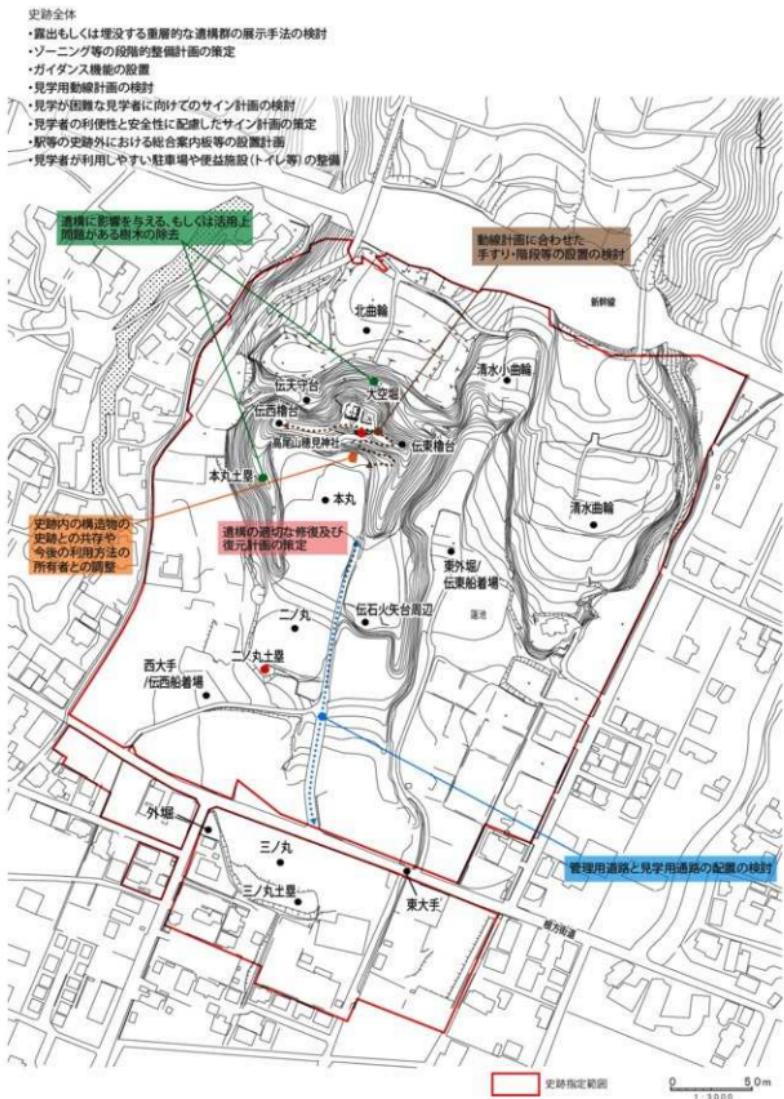
##### 課 題

- ・遺構保存に影響を与える、もしくは活用上問題がある樹木の除去が必要である。
- ・遺構の適切な復元計画の策定が必要である。
- ・露出もしくは埋没する重層的な遺構群の価値を来訪者に示すため、展示手法等（地上露出、建造物の復元、解説板等）について検討する必要がある。
- ・史跡の内容のみならず、周辺の関連する文化財も含めて継続的な調査研究を実施する必要がある。

#### （3）施設（園路・案内板・ガイダンス施設・駐車場・トイレ等便益施設、その他構造物）

##### 現 状

- ・見学路は未舗装で、ロープによる簡易手すりしか設置されていない。
- ・管理用道路が通っているが、見学者も本来の城内通路ではなく、この道路を利用している。
- ・案内板、解説板が史跡内、史跡外も含めて不十分であり、史跡の価値を伝えられていない。



第4-5図 興國寺城跡整備の課題図

- ・神社地に史跡全体の解説板が存在し、またパンフレットも入手できるが、これを除いて周辺も含めた史跡の価値をアナウンスする施設は未整備である。
- ・駐車場は暫定的に三ノ丸を利用しているが、正式なものは未整備である。
- ・トイレなどの便益施設は自治会所有の神社地に設置されたもののみである。
- ・地域住民にとって重要な神社が本丸に鎮座する。
- ・周辺住宅へ電力を供給する電柱が史跡内に存在する。

#### 課題

- ・動線計画に合わせ、手すりや階段などの諸施設について、形状や配置等を検討する必要がある。
- ・管理用道路と本来の城内通路とを区分して、見学者には本来の城内通路を利用し、史跡を体感できるような計画を定める必要がある。
- ・見学者の利便性や安全性に配慮したサイン計画を定める必要がある。
- ・既存の施設の活用も含めて、史跡の価値を示すガイダンス機能の設置が必要である。
- ・史跡内の解説板以外にも、その周辺までも含めた総合的な案内板を設置する等、史跡を地域に位置づけるような取り組みを行う必要がある。
- ・見学者が利用しやすい駐車場やトイレ等を整備する必要がある。
- ・史跡内に存在する構造物に対し、史跡との共存や今後の利用方法について、所有者と調整しながら進める必要がある。

### 4-4 運営及び体制整備に関する現状と課題

史跡の価値を後世へ継承するためには、適切な運営及び体制整備も行う必要がある。以下に現状と課題を整理する。

#### 現状

- ・史跡の保存・活用・整備は沼津市教育委員会が主体となっている。
- ・草刈り等の日常的な維持管理は地元団体等に依頼し、協力を得ている。
- ・史跡の知名度が向上していることから、史跡への来訪のみならず、史跡管理や案内ボランティアを希望する団体もあるが、実施まで至っていない。

#### 課題

- ・府内での情報共有を図り、教育委員会以外の関係する部署間の連携を強化する必要がある。
- ・草刈り等史跡の維持管理は地元の協力を得ているものの、全域に適正回数が及ぶほどの体制ができていない。
- ・大土塁や大空堀等は日常の維持管理をボランティアで行うには危険性が伴う。
- ・史跡に関わりを持ちたいと希望する方は高齢者が多いが、こうした年齢層に加え、様々な世代を巻き込んだ体制を作る必要がある。
- ・史跡の活用は適切な保存管理が行われた上で実施し、これまでの手法にとらわれずに行うために、官民協働の体制を作る必要がある。

## 第5章 保存活用の基本方針

### 5-1 目指す姿

現状見えている史跡興国寺城跡の姿は、主に江戸時代初期の遺構群で構成されているが、地下には15世紀後半以降の遺構が残存している。調査から当時の姿を完全に復元することは困難であるものの、17世紀初頭の最終段階では石を多用していることに対し、最終段階以前ではそうした遺構が認められないことから、静岡県内の他の城郭にもあるように、土造りの城から石垣を持つ城郭へと推移していくことがうかがえる。

また第3章に示したとおり、興国寺城は愛鷹山の尾根の先端を利用して築かれた駿河・甲斐・伊豆の3国の境目の城であり、東駿河の要衝として機能した。北条早雲（伊勢宗瑞）が入城したと伝わり、さらに今川義元による本格的な普請が行われ、武田氏、徳川氏、中村氏（河毛氏）、天野氏によって改修が行われてきた。現在も地上に見えている巨大な遺構群はもちろんのこと、地下に埋め戻されている遺構から100年以上に渡る変遷を考古学的に追うことができる点は、興国寺城跡の本質的な価値といえる。保存活用にあたっては、こうした興国寺城跡の本質的な価値を確実に保護し、さらには本質的価値に関連する要素と合わせて、その魅力を発信していくことが必要と考える。

そこで史跡の目指す姿を以下のように定め、保存管理、活用、整備、運営体制の方策を示す。

#### 【史跡興国寺城跡の目指す姿】

東駿河の拠点として機能してきた歴史の重層性、現在も残る環境や良好な城郭遺構を将来に向けて確実に保護し、さらにはその歴史的な変遷と特徴を理解することができるよう整備活用を目指す。

### 5-2 基本方針

目指す姿の実現のために、本計画に関わる基本方針は次のとおりである。

#### 【保存管理】

保存管理とは「公有地化事業」「調査研究事業」そしてこの2つを基礎に実施する「管理事業」からなる。

公有地化事業は令和3年度末においても継続実施している事業である。史跡の価値を保存するために必要な範囲については引き続き実施する。

公有地化された地点については、内容確認及び保存管理手法の検討のための調査研究事業を実施する。調査研究は保存活用事業のための根幹をなすものであり、本計画の策定後も継続して実施していくものである。また調査研究は、現地調査のみならず、様々な分野と学際的に行い、さらには近隣の城郭等の研究成果も検討に加えつつ、今後もさらなる価値を見出していくことを目指す。

管理事業は、公有地化及び調査研究事業に基づくものであるが、増加が見込まれる見学者に対し、安易な対応策によって史跡の価値が失われることがないように最大限留意する。

なお、これら保存管理にかかる詳細については第6章にて示す。

#### 【活用】

活用については、学びの場としての利用はもちろんのこと、印刷物のみに限らず、ホームページやSNSなど様々な情報媒体を利用して史跡の本質的価値を活かした魅力発信、事業の進捗を示す情報発信を行う。また興国寺城跡の確実な保存に留意しつつ、地域の場として史跡内の空間を利用した事業の実施検討も行う。こうした事業は興国寺城跡単独ではなく、ストーリー性をもった関連する地域資源を活かすことを念頭に置き、地域にとって興国寺城跡が重要な場として認知されることを目指す。なお、

活用にかかる詳細については第7章にて示す。

#### 【整備】

整備については、史跡の本質的価値を顕在化できるよう検討を進める。しかし史跡指定範囲は広大であり、全てを一度に整備することは困難であるため、史跡をゾーニングしたうえで複数工期によって整備を行う。整備は遺構の表示、説明板の設置、見学路整備、ガイダンス、駐車場などの便益施設等を想定し、さらには曲輪が広い面積を有すことから、史跡内を災害時の避難先としても利用できるような検討も合わせて行っていく。なお、整備にかかる詳細については第8章にて示す。

#### 【運営体制】

運営体制については、沼津市が主体となりつつも、史跡の保存や活用に対する取り組みを検討をしている地域の個人・団体とも協働し、効果的な管理運営が図れるような体制構築を目指す。なお、運営体制にかかる詳細については第9章にて示す。



発掘調査



絵図調査



バスツアーにおける史跡見学



湧水を利用した笹舟作り

写真 5-1 保存活用に関わる事業

## 第6章 史跡の保存管理

第5章に示した保存管理の基本方針にもとづき、その詳細を第6章にて示す。

### 6-1 保存管理の方向性

#### (1) 繼続的な調査研究と重要遺構の恒久的な保存

史跡の調査報告は平成31年3月に『史跡興国寺城跡調査報告書』が刊行されているが、報告書内では調査の課題も述べられており、特に本丸の発掘調査においては、より詳細な曲輪内の構造把握を目的として令和元年度から追加調査を実施している。このように史跡の調査研究は、報告書の刊行をもって終了するものではなく、周囲の文化財の調査研究等も参照しつつ、情報をアップデートしながら継続して検討していくことが望ましい。調査研究は、史跡の本質的価値である遺構群の恒久的な保存における基礎であると位置づけ、次の項目については重点的に取り組んでいく。

- ①史跡の保存のために速やかな公有地化を図る。
- ②公有地化後は確認調査を行い、価値を顕在化する。検出した遺構やこれと関連する遺物については引き続き調査研究を進め、史跡の価値をより明確にするとともに、調査研究成果に基づいた適切な保存管理に努める。
- ③調査研究成果は書籍等の刊行物やWEB媒体などで可能な限りわかりやすく公表する。これによつて史跡へ興味関心をもつ人を増やすとともに、史跡の保存管理を担う人材の育成、仕組みづくりの研究も進める。

#### (2) 円滑な指定地の管理

- 指定地の管理については周辺環境との調和を図りながら、以下の項目について重点的に取り組む。
- ①土地所有者や地元住民と合意形成を図りつつ、沼津市教育委員会以外の関係機関とも連携し、官民協働で史跡の保存管理に努める。
  - ②指定地内は、かつて市街地化が進行していたことから、遺構の残存状況が地点により様々である。このため、ゾーニングに基づいた区域ごとの保存管理方法を検討する。

#### (3) 史跡の構成要素に関する基本的な考え方

第3章にて示した「価値の総体」に関わる史跡の構成要素と基本的な考え方は以下のとおりとする。

##### (I) 史跡の本質的価値を構成する要素

興国寺城跡の本質的価値を構成する要素とは「環境」「歴史の重層性」「城郭遺構」の3点に整理される。「環境」とは、愛鷹山の尾根の先端という「地形」、交通の要衝としての「立地」、かつての城主たちも望んだであろう「景観」の他、現在も残る「湧水」もこの要素に含める。

「歴史の重層性」とは、北条早雲（伊勢宗瑞）旗揚げの地として伝わり、以後領国の境目の城として江戸時代初期まで地域の拠点城郭であったことを鑑み、江戸時代初期の遺構と重複する戦国期の「地下遺構」を構成要素と位置づけるが、あわせてこの価値を補完する出土遺物や文献史料は（II）「史跡の本質的価値と関連する要素」とする。

「城郭遺構」とは、現在にもその様相をとどめる「曲輪、伝天守台、石垣、大土塁、大空堀」等のほか、埋蔵されている「地下遺構」も歴史の重層性と重複させながら、この要素に含める。

## (II) 史跡の本質的価値と関連する要素

本質的価値と関連する要素とは「出土遺物」、「文献・絵図史料」等であり、史跡内に存在しなくともその価値を発揮することのできる要素をここに位置づける。また史跡外に存在する興国寺城跡と関連する「寺院」やそこに残されている「遺品」、現代的な形となっているが旧「街道」等も史跡を語る上で重要な要素であるため、ここに含める。

## (III) その他の要素

史跡内には近世以降に設置された高尾山穂見神社や神社へ至る道路、湧水を利用した弁天池や井戸などの諸施設、近代以降に作られた北条早雲や天野康景を顕彰するための石碑、自然景観を成す植栽、現代の生活にかかわる主要地方道三島富士線、コンクリート擁壁、電気施設等がある。これらは史跡の本質的価値を構成する要素には該当しないが、城跡の土地利用の履歴を示すものや現在においても必要不可欠なものも含まれる要素もあるため、(III)として整理する。

(I) は史跡内、(II) は史跡外にてその価値を将来に渡って継承していくことから、継続的な調査研究や持続的な管理を行っていく。(III) は、史跡の理解や利用の増進に資する諸施設等や植栽については、引き続き史跡内にとどめるが、史跡の本質的価値を阻害し、景観にそぐわない構造物や植栽については、今後の利用価値を検討した上で撤去の対象とする。

## 6-2 保存管理の区域と方法

### (1) 区域の概要

史跡指定地内には遺構、既存施設の有無、地形の特徴など保存管理における条件が様々存在する。これらを特徴に合わせてゾーニングすることが適切な維持管理には不可欠であるため、指定地内及び周辺環境を構成する区域を第6-1図・第6-1表とのおりに分類する。なお、本区域は平成11年に策定した「興国寺城跡保存管理計画」にて示されたものを踏襲しつつ、現状に合わせて一部修正したものである。

区域は、史跡指定地内において遺構が密に存在する「中枢部：A区域」、城域を画する斜面地や外堀など遺構が存在するものの、性格が曲輪内とは異なる「縁辺部：B区域」、史跡内に存在する「道路：C区域」とする。そして史跡範囲外であるが「隣接地：D区域」を設定する。さらにこの各区域を条件によって算用数字を用いてA1区域のように細分する。

### (2) 史跡指定地内の区域と保存管理の方法

「A区域」は、(I)の要素をもった中枢部の遺構が存在する区域で、伝天守台、本丸、二ノ丸、三ノ丸、北曲輪、清水曲輪、清水曲輪（小）を対象とする。さらに「A区域」を「A1：曲輪内」「A2：土塁・大空堀」、本丸内であるが、移転が困難な「A3：神社地」に細分する。

「B区域」は縁辺部に位置する区域で、「B1：曲輪外の斜面地」と「B2：外堀」とする。

「C区域」は指定地内に存在する道路3本で、西外堀を通って史跡の北へ抜ける「C1：公衆用道路（根古屋431）」、東外堀から清水曲輪を経由して北へ抜ける「C2：公衆用道路（根古屋386-8）」、東外堀から清水小曲輪へ至る「C3：公衆用道路（根古屋353-2他）」とする。

#### 【A1区域】

主に平坦地もしくは微傾斜地であり、活用事業の実施も容易な区域である。公有地内では、これまでにも遺構の内容確認調査を実施してきたが、引き続き調査を計画的に実施して本質的価値を顕在化する。さらにはその価値や史跡の魅力を発信できるよう他の区域よりも重点的に維持管理及び保存活用措置を講ずることを原則とする。また遺構の状況を見学者に知つてもらうための積極的な整備も検討する。

**【A2 区域】**

土塁の天端や空堀の堀底を除いては傾斜地であり、見学者の進入が容易でない地点もある。遺構の内容確認調査は、トレンチなどの限定的なものであり、土塁の基部もしくは空堀の堀底まで調査を行ったのはごく一部となっている。しかし土塁や空堀は城の内部を区画する史跡における重要な遺構群であり、急傾斜地であって、見学者が立ち入れなくとも、除草や伐採など適切な維持管理を図って遺構の保存を図ることを原則とする。また発掘調査等で得られた成果については、安全面を考慮した上で適切な情報発信を実施する。

**【A3 区域】**

(III) に位置づけられる神社地については、江戸時代から鎮座し、地域文化に根付いていることや地元からも強い要望がある。このことから、現状では移転を検討せず、本丸内ではあるものの、A1 区域とは異なる保存管理の取扱いとする。さらにこの区域には史跡内を通る電柱や神社地管理用道路など、史跡とは直接関わらない諸施設もあるが、史跡の理解に供する施設（史跡解説板やパンフレットポスター、トイレ、北条早雲や天野康景を顕彰する石碑）もある。こうした施設等については、今後も管理者との理解・協力のもとで適切な維持管理を図っていく。

**【B1 区域】**

曲輪外の斜面地であり、台風等で度々倒木被害が発生しているため、崩落などのき損が無いよう、植栽の適切な維持管理に努める。B1 区域は (I) の要素を持たない区域であるが、斜面地は曲輪を区分する上で必要なものであることから、(I) の要素と同等に扱う。

**【B2 区域】**

現況は大部分が平坦地となっているが、浮島沼を利用していることから (I) の要素を含む。ただし、一部には雨天時は水はけが悪く、ぬかるみとなる箇所もある。また現代の自噴井戸等 (III) の要素も見られる区域である。発掘調査は限定的にしか実施しておらず、未調査となっている箇所も多いが、西外堀では石積や杭列等を検出している。

A 区域と比べて (I) の要素が乏しいことから積極的な復元整備や活用の必要性は少ないが、B2 区域は史跡と市街地との緩衝地帯（バッファゾーン）となっていることから、A 区域がより城郭空間として顕在化できるよう、電柱やコンクリート擁壁などの現代構造物の除去、現地形の保護と除草・伐採などの植生の管理を実施する。また必要に応じて発掘調査を行い、結果に基づいた適切な遺構の保存を図る。

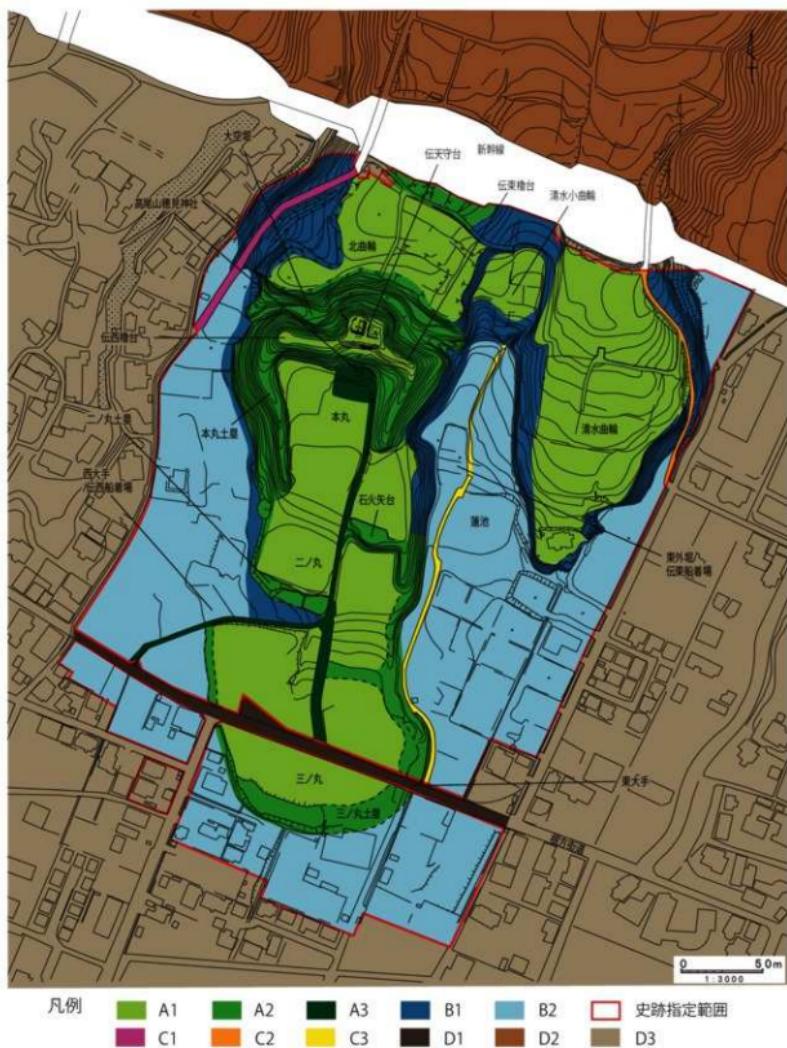
**【C1 区域】**

C1 区域は西外堀から北へ上っていく斜面地で、主に地域住民により利用される公衆用道路であるが、近年では駿河湾沿津スマートインターチェンジより降りる車がこの道を抜け道として利用することがある。道路西側には住宅地が広がっており、急傾斜地となっている指定地内から道路や住宅地へ伸びる樹木等が日常生活へ影響を与えている。現状の利用を鑑みて道路の除却は検討しないが、D3 区域の住民の安全を確保するために、指定地内から伸びる樹木等の剪定は恒常的に実施する。また道路管理上必要かつ軽微なメンテナンスの際には地下遺構の有無を確認する。

**【C2 区域】**

C2 区域は、東外堀から清水曲輪へ至る公衆用道路である。清水曲輪は一部を除いて公有地化されたことから、近隣住民の利用はほとんどなくなっているが、JR のメンテナンスなどで車両の通行が定期的にある。車両を用いて (I) の要素である清水曲輪に至るには C2 区域を通るしかなく、JR のメンテナンス利用があるため、除却は行わない。

現状では通行の妨げにならないよう、C1 区域と同じく、指定地内から伸びる樹木等を適切に維持管理し、道路管理上必要かつ軽微なメンテナンスの際には地下遺構を確認する。



第6-1図 興國寺城跡区域区分図

第6-1表 興國寺城跡区域の説明

地区区分	細分	区分の説明	保存管理の方法
A 区域	A1 区域	中枢部 曲輪内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究を継続実施</li> <li>・史跡の価値を顕在化するための適切な維持管理</li> <li>・史跡の価値を発信する活用、整備事業の実施</li> </ul>
	A2 区域	中枢部 土堀・大空堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究を継続実施</li> <li>・史跡の価値を顕在化するための適切な維持管理</li> <li>・史跡の価値を発信する活用、整備事業の実施</li> </ul>
	A3 区域	中枢部 神社地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者と協議しながら適切な維持管理</li> </ul>
B 区域	B1 区域	縁辺部 曲輪の斜面地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究を継続実施</li> <li>・史跡の価値を顕在化するための適切な維持管理</li> </ul>
	B2 区域	縁辺部 外堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地化の推進</li> <li>・調査研究を継続実施</li> <li>・史跡の価値を顕在化するため適切な維持管理</li> </ul>
C 区域	C1 区域	西外堀を通る公衆用道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る</li> </ul>
	C2 区域	東外堀から清水曲輪へ至る公衆用道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る</li> </ul>
	C3 区域	東外堀から清水小曲輪へ至る公衆用道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る</li> </ul>
D 区域	D1 区域	三ノ丸を横断する県道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る</li> </ul>
	D2 区域	新幹線以北 周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地として内容確認を行い、遺跡の保護に努める</li> </ul>
	D3 区域	外堀（浮島沼）	史跡のガイダンス施設及び便益施設の設置を検討する。

**【C3 区域】**

C3 区域は、東外堀から清水小曲輪へ至る公衆用道路である。(I) の要素であり、周囲の公有地化が進行していることから、本道路の利用は概ね見学者のみとなっているが、一部民有地が清水曲輪にあることから住民の利用もある。史跡の散策路として利用されているが、管理用道路としての機能も有していることから、当面は現状維持とし、指定地から伸びる樹木等を適切に維持管理して道路管理上必要かつ軽微なメンテナンスの際には地下遺構を確認する。

**(3) 史跡指定地外の区域**

史跡指定地外を D 区域とし、「D1：主要地方道三島富士線」「D2：新幹線以北」「D3：B 区域より外側」とする。

**【D1 区域】**

D1 区域は県道で、幅は狭いものの、(I) の要素である三ノ丸を分断しており、三ノ丸全体を見学する場合は道路の横断が必要となる。発掘調査では県道挟んで南北両側の調査を実施しているが、東大手に関わる遺構を検出することができなかったことから、東大手の遺構は道路下にある可能性が高い。

史跡の理解や利用を阻害している道路であるが、現在も交通量が多い道路であるため、沼津市の都市

計画において、史跡の南側に「都市計画道路金剛浮島線」を新設して交通渋滞等の解消を目指している（第4-1図参照）。新設されれば、D1区域の交通量の減少が見込まれるが、現状では追加指定は現実的でないため、関係者と調整を行って各種工事等によって遺構が損なわれないように努める。

#### 【D2区域】

主に茶畠で、C1区域を通って本区域に至る。周知の埋蔵文化財包蔵地である根古屋丸尾遺跡などが所在する（包蔵地地図は第2-6図を参照）。こうした遺跡群の調査は限定的であるものの、中世に位置づけられる遺構は現在のところは発見されていない。ただし、『興国寺城跡保存整備基本構想』では、史跡の北東に位置する魔王第六天古墳の上には城の鬼門として魔王第六天が祭祀されていた可能性があり、この付近まで城跡の範囲に含まれると推定している。そのため、同書では史跡の保存する範囲として設定していた。

しかし北曲輪等の調査が進展し、さらには昭和27年撮影の航空写真には今的新幹線のあたりに三日月堀が写っていることから、この古墳が飛び地のように利用されたとしても、城郭本体としての北限は新幹線以北には及ばないと考えられる。このため、『保存管理計画』でも史跡としての保護範囲から外れており、本書でもこの方針を踏襲する。

したがってD2区域の公有地化を進めることはなく、沼津市の都市計画において、域の北側約200mには東駿河湾環状道路が計画されていることから、この計画に伴って周知の埋蔵文化財包蔵地については内容確認を行い、この成果に基づいた適切な保存管理に努める。

#### 【D3区域】

住宅等が展開する区域である。史跡の西側は古絵図において「侍屋敷跡」とあり、現在は周知の埋蔵文化財包蔵地である「興国寺城跡」に登録されている（第2-6図）。この範囲内には天正18年に入城したとされる河毛重次の菩提寺である本法寺があり、寺内には土壘や空堀の痕跡も認められる。寺院やこの地の遺構は（II）の要素に位置づけられるが、これらを除いて包蔵地内で実施されている水道工事等における立ち会い調査等では中世遺構の検出例はない。したがって今後も継続して埋蔵文化財包蔵地として遺跡の内容確認に努める区域である。

史跡の南側は住宅地のほか、事業所等が展開している。現在、史跡内には沼津市が設置したガイダンスやトイレ（神社地にある地元自治会管理のものを除く）、駐車場（暫定駐車場を除く）などの便益施設が存在しないため、史跡指定範囲外であるものの、D1区域に記した都市計画道路との調整を図りつつ、B2区域に隣接するD3区域にこうした諸施設の設置を検討する。

### 6-3 現状変更の取扱い基準

ここでは、史跡指定地内における現状変更の対象行為を上げ、区域ごとにその取扱い基準を示す。

#### （1）現状変更の対象行為

「文化財保護法」（以下、「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

「ただし、現状変更等については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」とされている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち、一部については、都道府県・市の教育委員会（興国寺城跡は沼津市教育委員会）に許可の権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という）第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な

取扱い基準は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という）が定められている。なお、本内容については本節（1）～（2）に詳述する。

### ①現状変更等の内容

#### ア 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

興国寺城跡において想定される現状変更行為には、土地所有者・土地管理者・公共公益施設の管理者・史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋蔵物の設置、改修
6. 発掘調査等学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかる行為（1～4も含む）

#### イ 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の観点から見て、将来に渡って支障をきたす行為をいう。

興国寺城跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

### ②現状変更等の許可申請のうち沼津市教育委員会が処理する事務

法125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第5条第4項に基づき、沼津市教育委員会が行う。

- ア 掘削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の設置・除却
 

階数二階以下で、かつ地階を有しない建築面積120m<sup>2</sup>以下の木造または鉄骨造の建築物で、2年以内の期限を限って設置されるものに限る。
- イ 建造物等の除却
 

建築又は設置の日から50年が経過していない建造物等に限る。
- ウ 工作物の設置、改修もしくは除却
 

改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- エ 道路の舗装もしくは修繕
 

それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- オ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
 

法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除却。
- カ 地下埋設物の設置又は改修
 

電線、ガス管、水道管の設置又は改修（設置の際に土地の掘削を伴い、かつその範囲が現状の範囲を超える場合には国許可が必要）。
- キ 6～4に示す現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

### ③現状変更等の許可を要しない内容

法125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、以下の行為は許可を要しないとされている。

#### ア 維持の措置

史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、以下の行為をする場合は許可を要しない。

- ・その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。
- ・き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- ・当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### イ 非常災害のための必要な応急措置

- ・災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止・拡大防止のための応急的な措置。

#### ウ 保存への影響が軽微な土地等の維持管理行為

- ・史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な管理行為。
- ・史跡や公園の周知、普及等のために管理運営の一環として行うイベント等行催事や指定地内の土地所有者である団体の行事等に伴う仮設物の設置。ただし仮設物については撤去を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

なお、上記に掲げる行為であっても、第6-2表において文化庁が許可権者とされている行為の場合は現状変更等の対象となる。

## (2) 現状変更等の取扱い基準

### ①取扱いの原則

- ア 興國寺城跡にかかる現状変更等については、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に資するもの以外の行為は原則認めないものとする。
- イ 許可の条件として、史跡地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡の景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が最小限であること、当該地の歴史的経緯や各種調査成果を十分に踏まえるものとする。
- ウ 史跡の保存管理・活用・整備等を図っていく上で必要な行為は、「事務処理基準」に示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当するか判断し、必要に応じて遺構の保護や確認調査、市教育委員会の立ち会い等の条件を付すこととする。
- エ 史跡の保存管理・活用・整備を図っていく上で必要な行為であり、史跡の保存に影響を及ぼすことが明らかなものについては、その行為の必要性と史跡への影響を考慮して、その都度判断する。  
なお、史跡への影響については、第3章に示した史跡の本質的価値を勘案するものとする。

### ②区域別現状変更等の取扱い基準

#### 【A区域】

##### ア 各種調査

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

##### イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、整備調査委員会による指導を得たものについて認める。

第6-2表 許可権者の一覧

種別	事例	行為	許可権者
各種調査	発掘調査 保存のための必要な試験材料の採取 防災関連調査	掘削行為	文化庁
史跡の修復・整備	史跡整備に伴う工事	整備計画に基づく内容	文化庁
史跡整備以外での地形の改変	土木工事（原則不可）	掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変	文化庁
建築物	高尾山神見神社 個人住宅 商業施設（倉庫等含む） 2年以内の小規模仮設建築物	増築、改築、改修 除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの） 形状、色調等に変更のない修繕 改築、改修、除却	文化庁 市教育委員会 不要 市教育委員会
工作物	コンクリート擁壁 電気設備（監視カメラ、照明、電柱、分電盤等） 手すり、擬木階段 トイレ 神社関連工作物（鳥居、手水鉢、説明板） 物置 石碑	設置（土地の掘削、盛土、切土、その他の土地の改変を含まず、管理上必要なもの） 改修、除却（建築又は設置の日から50年を経過したもの） 改修、除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの）	市教育委員会 文化庁 市教育委員会
地下埋設物	上下水道管 電線（ライフラインに関わるもの）	新設（原則不可） 改修（土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えないもの）	文化庁 市教育委員会
木竹	—	維持管理上必要な伐採 大規模な面的伐採 抜根 植栽 保存への影響が軽微な木竹の剪定	市教育委員会 文化庁 文化庁 文化庁 不要
史跡の維持管理	—	病害虫等による植物の被害拡大防止のための伐採および除去 枯損木や倒木の処理（き損届の提出の上、実施する。き損以前の状態に復旧する以外の工事は現状変更行為の対象となる。） 薬剤散布、除草等日常管理	不要 不要 不要
復旧工事	自然災害によるき損	降雨等による土砂の流出に対する応急措置 史跡の構造に影響を与える復旧工事	不要 文化庁
催し	—	土地を改变して行う催事用の仮設物の設置 催事用仮設物の設置	文化庁 市教育委員会

ウ 史跡整備以外での地形の改变

原則認めないが、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の本質的価値に資するもの以外の建築物は除却し、新設は原則認めない。ただし A3 区域に鎮座する神社については、遺構の保護に影響がないものは認める。

オ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則除却し、整備調査委員会による指導を得たものについてのみ認める。ただし A3 区域に敷設されている工作物は、遺構の保護に影響が軽微ものは認める。

カ 地下埋設物の設置・改修

原則認めないが、A3 区域に敷設されている地下埋設物は、現状の規模を超えない範囲で、かつ遺構の保護に影響がないものは認める。

キ 木竹の伐採、抜根、植栽

6-4 の方針に基づき、伐採は、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。新たな植栽は、史跡の保存管理・活用のために必要な保護、修景を目的としたもので、専門委員の指導を得て史跡や景観への影響が必要最小限と判断されるものは認める。

【B区域】

ア 各種調査

B1 区域は法面保護に資する調査については認める。B2 区域は遺構確認調査が未実施範囲もあるため、史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、整備調査委員会による指導を得たものについては認める。

ウ 史跡整備以外での地形の改变

原則認めないが、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の本質的価値に資するもの以外の建築物は除却し、史跡の整備等の保存活用のために必要なもの以外は、新設は原則認めない。

オ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則除却し、新設は委員会による指導を得たものについてのみ認める。

カ 地下埋設物の設置・改修

整備に伴うもの以外は設置・改修とともに原則認めない。

キ 木竹の伐採、抜根、植栽

6-4 の方針に基づき、伐採は、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。新たな植栽は、史跡の保存管理・活用のために必要な保護、修景を目的としたもので、専門委員の指導を得て史跡や景観への影響が必要最小限と判断されるものは認める。

## 【C区域】

## ア 各種調査

道路の維持管理のための補修等が発生し、その調査のため地下掘削する場合、沼津市教育委員会が立ち会って地下遺構の確認を行う。

## イ 史跡の修復、復元

管理者との協議のうえで内容を検討し、専門委員による指導を得たものについては認める。

## ウ 史跡整備以外での地形の改变

原則認めないが、史跡の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

## エ 工作物の新設、改修、除却

道路の維持管理に必要で、史跡への影響がないものについては認める。

## オ 地下埋設物の設置・改修

周辺環境の維持管理に必要で、現状の規模を超える、史跡への影響が必要最小限であるものについては、沼津市教育委員会が立ち会って地下遺構の確認を行うことを条件に認める。

## (3) 都市公園法における一時使用許可

一般公開にあたっては、興国寺城跡は都市公園法による都市公園となる予定である(『沼津市緑の基本計画』)。このため、都市公園となった以降は、一時使用においても都市公園法に基づく諸手続きを行う。史跡地内を利用する催し等の利用にあたっては一時使用の申請を沼津市教育委員会に提出する。

## 6-4 植生管理について

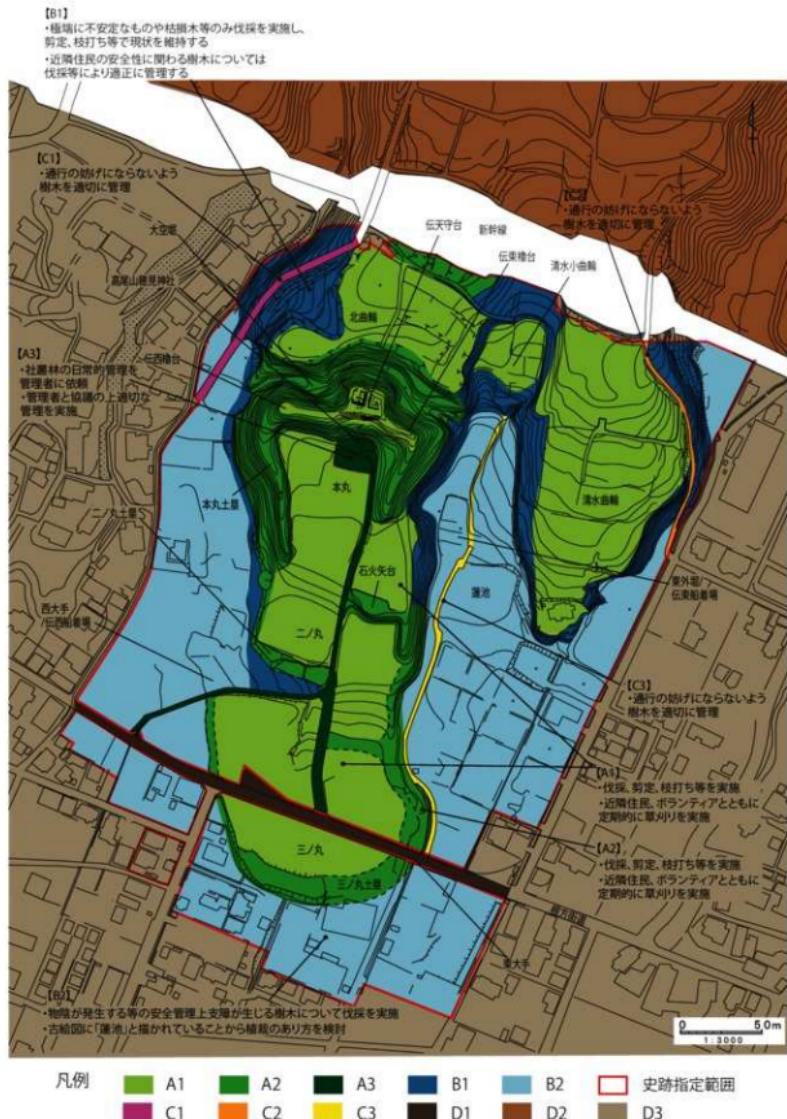
平成29・30年度に実施した樹木調査の結果に基づき、地区ごとの保存管理と活用方針に応じた植生管理の方針を定める。なお、史跡内の植生の概要は第4-3図を参照。

## 【A区域】

- ・ A1、A2区域について、遺構の保護や理解に影響を及ぼすおそれのある樹木や見学者にとって危険な樹木等は、ビューポイントの設定などによる必要性や安全性に十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。草刈りについても地元団体やボランティアとともに定期的に実施して、史跡の理解を妨げることのないように努める。
- ・ A3区域の神社の社叢林は適切な景観の維持のため、日常的管理を依頼し、また伝天守台の前面に位置していることから、管理者と協議の上で適切な管理を行う。
- ・ 樹木や草木については、遺構や景観等に影響を及ぼすことから新たに植樹等を行うことは原則行わないが、調査研究によって過去の植生復元が行える等の整備に関わるもの、または遺構保護や見学者の安全のために必要なものについてはこの限りでない。

## 【B区域】

- ・ B1区域は、土砂災害特別警戒区域に該当する箇所も多く、ここの樹木は城郭の地形の保護に役割を果たしていることから、極端に不安定なものや枯損木等を除いて、伐採は行わず、剪定、枝打ち等で現状を維持する。ただし、近隣住民の安全性に関わる樹木については、この限りではない。
- ・ B2区域にはかつて植樹された樹木が一部残っており、物陰が発生する等の安全管理上支障が生じている。これら樹木については伐採を行う。また、本区域は古絵図には「蓮池」と描かれていることから、調査研究を通じてB2区域の植栽のあり方を検討する。



第6-2図 興國寺城跡植栽管理図

**【C区域】**

- ・通行等の妨げにならないように周辺の樹木は適切に管理を続ける。

**6－5 埋蔵文化財包蔵地の取扱い**

D 区域は史跡外ではあるが、史跡に隣接する範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地である「興国寺城跡」や「根古屋丸尾遺跡」として登録されている（第 2-6 図）。現在のところ本法寺の土壘・空堀を除いて、中世遺構の発見例はないが、史跡との緩衝地帯という認識に基づき、D1 区域内の掘削行為は文化財保護法第 94 条、それ以外の D 区域においての掘削行為は同法 93 条等に基づいて遺跡の保護に努める。仮に興国寺城跡に関連する遺構の発見があった場合、6－2 に示した保存管理の方法に基づき、速やかに関係機関等と協議して保護措置の方法について検討する。

**6－6 史跡の公有地化と追加指定**

現在の史跡指定範囲は古絵図等に描かれる城郭の主要範囲をほぼ網羅しており、さらにこの範囲内の公有地化は 95% が完了している。今後は残り 5% に対して、公有地化事業を引き続き実施する。また、D 区域の民有地については原則公有地化を図ることはないが、6－5 に示したように周知の埋蔵文化財包蔵地内の保護措置において遺構等の発見があり、かつ遺構の現地保存が必要と判断された場合は、地権者等との合意のもと追加指定を検討する。

**6－7 防災計画****(1) 平常時の対策**

平常時では、以下の防災対策を行う。

**①文化財に関する情報の整理と把握**

史跡に関する関係者、防災設備、施設、組織等の情報をとりまとめて保管し、関係各者が非常時に把握できるようにしておく。

**②日常的な点検や記録の実施**

定期的な巡回について、土砂崩落の恐れのある崖地や石垣などの危険箇所の抽出、確認を行う。

**③災害の予防対策の実施**

- ・台風・集中豪雨・強風・地震

定期的な巡回により崩落等が予見される地点については、崩落防止対策や注意喚起等を講じる。

- ・倒木

定期的な枯損木等を 6－4 の方針に従って対応する。

- ・火事

火事について類焼の原因となる恐れのある工作物や不法に投棄されたゴミ類等の撤去を日常的に実施するとともに、景観への配慮をしながら不法投棄等注意喚起の看板設置を行う。また現在は消防設備等が史跡内に存在しないため、防火訓練も定期的に行う。

- ・動物被害

史跡内では動物による遺構の損傷は現在のところ報告されていないが、根古屋地区ではシカ等が確認されているため、今後対策を講じる必要性がある。

#### ④危機管理体制の構築

災害発生に備え、沼津市教育委員会文化振興課担当職員は静岡県文化財課や消防関係機関、地域防災組織と危機管理体制を構築する。

#### ⑤安全管理マニュアルの作成

適切な防災措置を講じるために日常的な防災対策や傷病者への応急措置、避難路の確認、誘導方法などを記したマニュアル作成を進める。

### (2) 災害発生時の対策（第6-3図）

災害発生時では、以下の対応・対策を行う。

#### ①被害状況の把握と県、文化庁への報告

災害被害によって史跡のき損等を受けた場合、直ちに沼津市教育委員会文化振興課職員が被害状況を把握し、静岡県文化財課を通じて文化庁へ報告を行う。

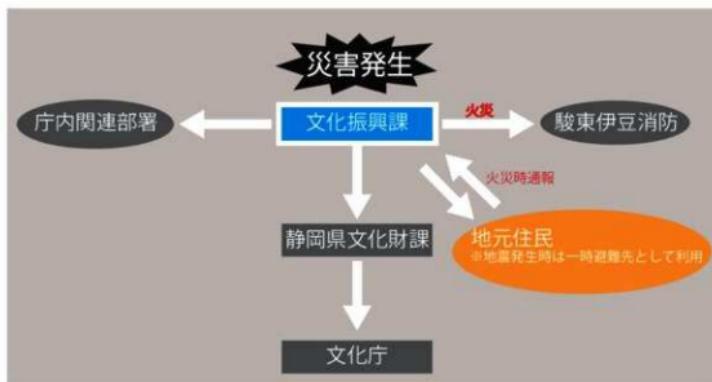
#### ②応急的な対策

史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と被害拡大防止に努め、あわせて危険箇所への立ち入り禁止、片付け等を行う。

応急的な措置については沼津市教育委員会文化財担当部署の判断でシート掛けや土のう積みなどを実施する。なお、6-3（ウ）にて記したように維持の措置については現状変更許可を要しないが、き損届の提出を行うと主に、関係機関との対応を協議する。この時、史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事が必要な場合は、専門委員の指導を経て現状変更申請を行い、文化庁の許可を得てから復旧する。

#### ③避難地としての利用

史跡の曲輪内は根古屋地区周辺において広大な面積を有する平地となっていることから、災害発生時には史跡への影響を最小限にし、危険箇所への立ち入りを禁止した上で、短期間の避難地としての利用も行う。この場合、史跡内には土砂災害特別警戒区域ならびに土砂災害警戒区域が存在することから、これら区域へ立ち入らないように史跡内通路の封鎖等を行えるよう地元防災担当者に危険箇所の周知を図る。また災害に備えて史跡内に防災倉庫などの設置も検討されるが、史跡や景観への影響を最小限にとどめることを条件に現状変更申請許可を検討する。

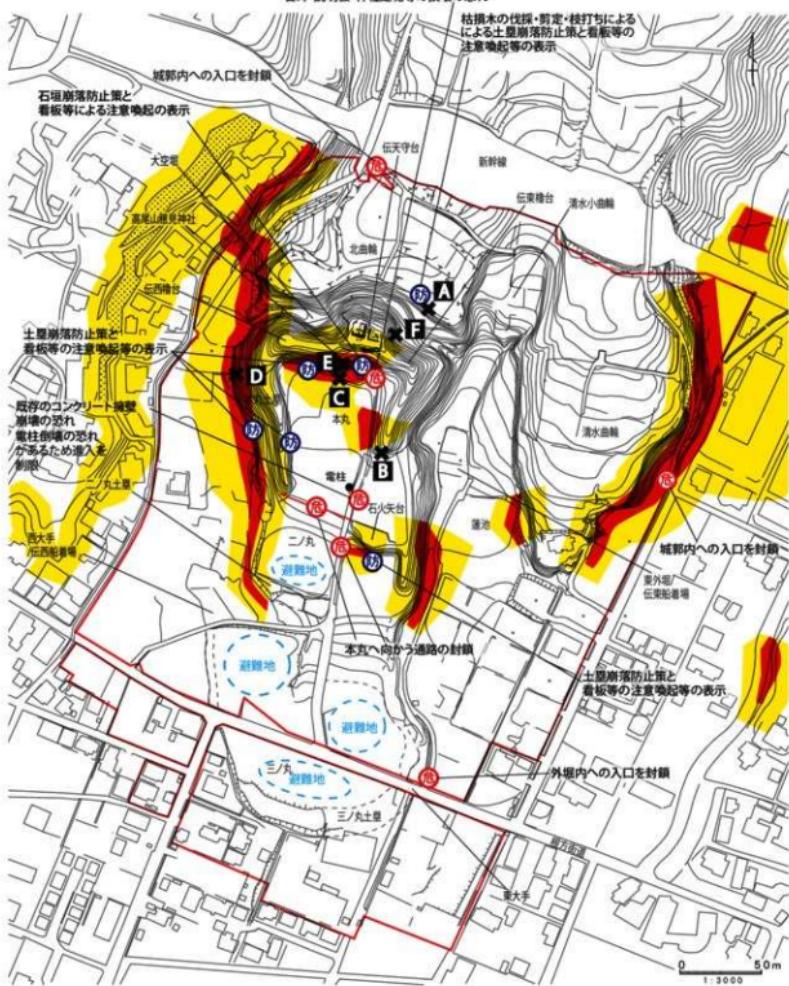


第6-3図 危機管理体制の構築

史跡合集

- ・不法投棄によるゴミ類等の撤去と注意喚起看板の設置
  - ・消火用具の設置の検討

#### 石碑・説明板・神社建物等の損壊の恐れ



凡例

- 平常時の対策箇所 **■** 土砂災害特別警戒区域  
**△** 災害発生時の対策箇所 **□** 土砂災害警戒区域 **◆** 近年発生したき損箇所(写真6-1)  
**▲** 避難地 **□** 史跡指定範囲

第6-4図 過去のき損箇所と防災計画



A 平成 16 年 10 月 大空堀北側土塁崩落



B 平成 21 年 10 月 本丸土塁東側崩落



C 平成 23 年 9 月 本丸内神社西側倒木



D 平成 24 年 5 月 本丸土塁西側倒木



E 平成 24 年 5 月 本丸土塁北側崩落



F 令和 3 年 1 月 伝天守台倒木

写真 6-1 近年発生したき損箇所の様子

## 第7章 史跡の活用

### 7-1 活用の方向性

興国寺城跡では、平成12年度から遺構確認調査を継続的に実施してきており、一定の調査成果の蓄積があるが、第4章4-2に示したように、活用に関しては課題が多い。一例を上げれば、調査結果は平成31年3月に調査報告書が刊行されて成果は公開されているものの、専門的内容も多く、十分にその成果が市民等に伝わっていない状況にある。また史跡内はこれまで記載してきたとおり、北条早雲が在城したとされる時期から江戸時代初期までの様々な遺構が存在しているが、ネームバリューの大きさもあって現在の史跡の姿が北条早雲によって造られたと思っている見学者は少なからずいる。つまり、史跡の本質的価値である歴史の重層性や良好な城郭遺構を正しく伝えられないということになる。

このことは整備の課題としても認識するものであるが、近年の山城への人気向上もあって見学者が増加している背景を考慮すれば、活用という視点からもその価値を正しく伝える取り組みは不可欠と考える。したがって史跡の価値を損なうことなく、それを将来に渡って継承していくために、第4章にて整理した6つの課題に対して、下記の方向性をもとに事業を継続的に実施していく。

- ①史跡の本質的価値を後世に正しく継承していくため、最新の情報に基づいた史跡の公開・企画・イベント等を実施する。特に次世代を担う児童生徒向けた学校教育現場との連携を強化する。
- ②様々な媒体を活用した史跡の積極的な情報発信に努める。
- ③興国寺城跡を核として、周辺に点在する文化財等も包括した活用方策を検討する。

### 7-2 活用の具体的な方法

#### (1) 史跡の公開

現在、史跡の本質的価値である遺構及び価値と関連する要素である出土遺物や歴史資料等の一貫した公開活用がなされていないという課題の解決のため、公開ガイドラインについて下記のとおり定める。

##### ①公開活用の範囲

原則第6章にて示したA区域は公開活用を行う範囲とする。この区域内の遺構表示については城郭の最終段階の様相を示すことを原則とするが、戦国期の遺構も史跡を理解する上で重要な要素であるため、印刷物等により情報公開に努める。

##### ②第1期整備工事と活用事業

第1期整備工事範囲（第8章参照）にて、伝天守台周辺が先行して整備される計画であることから、この範囲を第2期整備工事までの間、石垣や礎石などの城の中心的な遺構を見学し、過去の城主がみた景色を体感する「城跡学習ゾーン」とし、その他の未整備箇所は広い曲輪面積を利用して行う「体験学習ゾーン」とする。なお、体験学習ゾーンでは史跡の発掘調査現地説明会等の最新の情報を公開することで、長期間主要な曲輪が閉鎖となる計画の第2期整備工事に向けて機運を高める。

##### ③出土遺物の取扱い基準

出土遺物については、沼津市文化財センターでの公開を原則とし、史跡隣接地に計画するガイドンス施設等では実物の展示は行わない。ただし、現地での企画・イベントの際には職員立ち会いのもとで公開も検討する。また他市区町村等で実施される特別展などへの出品はその内容を精査した

上で、原則公開をする。その際の写真撮影等については情報発信の考えに基づき、遺物に影響が出ない範囲内で認め、その存在を幅広く公開するものとする。

#### ④関連する歴史資料の取扱い基準

興国寺城跡に関連する歴史資料については、「史跡興国寺城跡調査報告書 史料調査編」にて概ね把握されていることから、この報告書を基礎に活用を図る。沼津市が所有する歴史資料も出土遺物と同じく、実物は史跡隣接地に計画するガイダンス施設等では展示せず、市内に所在する博物館等での展示とすることを原則とするが、特別展等では積極的に公開し、また資料に影響が出ない範囲で、写真撮影等も認める。

### (2) 史跡における企画・イベント等による普及啓発

#### ①講演会・現地見学会・特別展による普及啓発

史跡の価値を正しく伝えるためには、定期的な企画・イベントの実施が不可欠である。そのため調査研究成果や事業の進捗等を公開すること目的とし、対面式による講演会、現地見学会の開催や市内の教育施設等を利用した企画展を実施する。また、令和3年度段階に流行した新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策や遠隔地からでも史跡の情報を得られるように、オンラインでの開催も検討する。

#### ②学校教育現場での活用

現在、学校教育現場における史跡の利用頻度は決して高いものではなく、史跡の利用は高齢者を中心としたイベント参加者に固定されている傾向がある。そのため学校教育現場に対し、これまでも実施してきた出前授業や職業体験の受入の強化を図るとともに、学校授業で利用できる史跡の写真や解説を施したデジタルコンテンツ等の提供を進めて、次を担う世代への普及啓発を行う。

#### ③多様な環境を活用した地域の魅力の向上

第3章において興国寺城跡は遺構や城郭の歴史以外にも愛鷹山という立地や湧水などの「環境」にも文化財的価値があることを整理した。この価値については行政以上に地域住民が愛着をもっていることが多い要素のため、地域住民による歴史以外での複合的なイベントがスムーズに運営できるようサポートを行い、これによって史跡の新たな利用者層を獲得することを目指す。

#### ④地域の場としての活用

興国寺城跡は江戸時代末期に高尾山神社が鎮座するなどもあって、城跡活用以外の利用もある。例えば、地元住民を中心に賑わいをみせる神社の祭典は毎年実施されており、令和元年度には祭典と同時に「伝統文化体験」を実施した実績がある。このような史跡の価値と地域の催しを連携させた「地域の場」としての活用も検討する。

### (3) 景観・眺望の再現

#### ①城の景観再現とまちづくりと一体となった景観・眺望の保全

伝天守台からは北に富士山・愛鷹山とその南麓に展開する茶畑を、南には旧浮島沼、千本松原、駿河湾、伊豆半島を見渡すことができる。この景色の一部はかつての城主が見た景色であるが、こうした景観や史跡からの眺望は史跡単独ではなく、まちづくりと一体となった活用を進めなければ保つことができない。そのため、現在もある「興国寺城通り」のように地域の中に城やその歴史に関連する名称が認知されるように検討し、地域の魅力的な資源として興国寺城跡が周辺の景観と一緒にとなるまちづくりを地域住民へ提案する。

#### (4) アクセス

##### ①周辺文化財との連携による観光散策ルートの構築

史跡や周辺の文化財をつなぐストーリー設定や地域独自の魅力の整理が充分でなく、興国寺城跡はもとより、城跡以外の文化財にアクセスする見学者が少ないという課題がある。個々の文化財での駐車場整備によって解決される点もあるが、興国寺城跡を浮島地区の核となる文化財に位置づけ、城跡を拠点に文化財まちあるきマップ等を活用した地域の文化財をつなぐ事業を検討・展開する。

##### ②アクセス方法の改善

史跡整備や周辺の道路環境の改善により、史跡周辺の環境は大きく変化することが予測されることから、①の方策と同時に、新規ルートの設定や自家用車以外のアクセス方法も検討を進める。

#### (5) 産業・観光事業との連携による新たなコンテンツの創出

令和3年段階では、公益財団法人日本城郭協会より続日本100名城に認定されていることから、続日本100名城を巡るスタンプラリーが実施されている。またNPO法人沼津観光協会によって興国寺城跡の「御城印」が頒布されているほか、地元業者による北条早雲公を顕彰する食品等も販売されている実績がある。

こうした現存するコンテンツの積極的な利用や関係団体と連携を図ることはもちろん、こうした史跡を活かした新たなコンテンツの提示や商品の販売は、史跡の知名度向上にもつながることから、誰もが新たなコンテンツ作成を行えるように(6)に示すような情報発信や史跡に関する写真等の素材をオープンデータとして提供していく。

#### (6) 情報発信

##### ①印刷物の刊行、ホームページ、SNS等の充実

令和元年度には調査報告書の概要を示した「興国寺城跡ガイドブック」や興国寺城跡と周辺の文化財をめぐる「文化財まちあるきマップ(浮島編)」(第7-1図)等を作成しているが、こうした調査成果を反映させた印刷物を充実させるほか、ホームページ、沼津市公式SNSなどによる情報発信や公式チャンネルによる動画配信等によって史跡の価値や事業の進捗などの情報発信を積極的に実施する。

##### ②地域に蓄積された情報の発信

史跡側からの一方向の情報発信だけではなく、史跡に係る地域からの情報についても文化財の情報として蓄積に努め、これを調査研究に活かし、その成果はパンフレット等にて積極的に情報発信を検討する。



講演会



親子で巡る文化財



小学校学校遠足



公共施設での情報発信

写真 7-1 史跡活用に関わる事業



第7-1図 文化財まちあるきマップ（浮島編）

## 第8章 史跡の整備

### 8-1 整備の方向性

第2章に示したように史跡全域で発掘調査が行われていることから、興国寺城跡の地下遺構は概ね把握されている状況にある。もちろん個々の課題については引き続き解決を図っていくものではあるが、整備に向けた基礎資料の蓄積は概ね完了していることから、今後は検出した遺構群をどのように整備していくかが大きな課題となる。

すでに第5章に示したように、史跡の本質的価値を顕在化するような整備を行うことを前提とするが、史跡指定範囲は広大であって、全てを一度に整備することは困難である。そのため、区域ごとに複数工期をもって整備を行う。したがって、史跡全体を正しく理解できるような整備の完了までは長期を要することとなるが、安易な整備を行うのではなく、長期的な展望をもって、区域ごとの整備を行い、またその成果を踏まえながら、次の区域の整備を進めていくこととする。

整備の方向性としては以下の3点を前提とし、8-2、8-3ではその具体的な内容を示す。

#### (1) 保存を前提とする整備と価値の具現化

区域別の段階的整備計画を定めて、各区域ごとに着実な保存を前提にした整備とする。

#### (2) 来訪者が安全に散策でき、かつ史跡の理解を助ける環境整備

長期間に渡る整備計画となるが、あらかじめ未整備区域まで含んだ動線等を設定し、整備途中でも史跡の価値の理解を助けるような、全体を見通した計画策定とする。

#### (3) 調査成果を踏まえた利用と表示

将来的整備となる区域は、未整備期間でも現状や調査成果の特徴を踏まえた利用形態を検討し、誤解を生じさせるような性格付けを史跡に付与しないように表記を配慮する。

なお、整備は広大な面積であることから、第1～4期までの段階的整備計画を設定する（第8-1図）。

第1期：①伝天守台周辺を対象に整備する。用地確保ができれば外堀に駐車場を整備する。

第2期：②本丸、③二ノ丸を対象に整備する。本丸の遺構確認調査が完了していないため、第1期整備工事と並行して調査を実施し、復元整備に向けたデータ収集を行う。

第3期：④東外堀、⑤北曲輪、⑥清水曲輪を対象に整備する。北曲輪と東外堀については調査が充分でないことから、第2期整備工事を実施している間に調査及び設計の策定を行う。

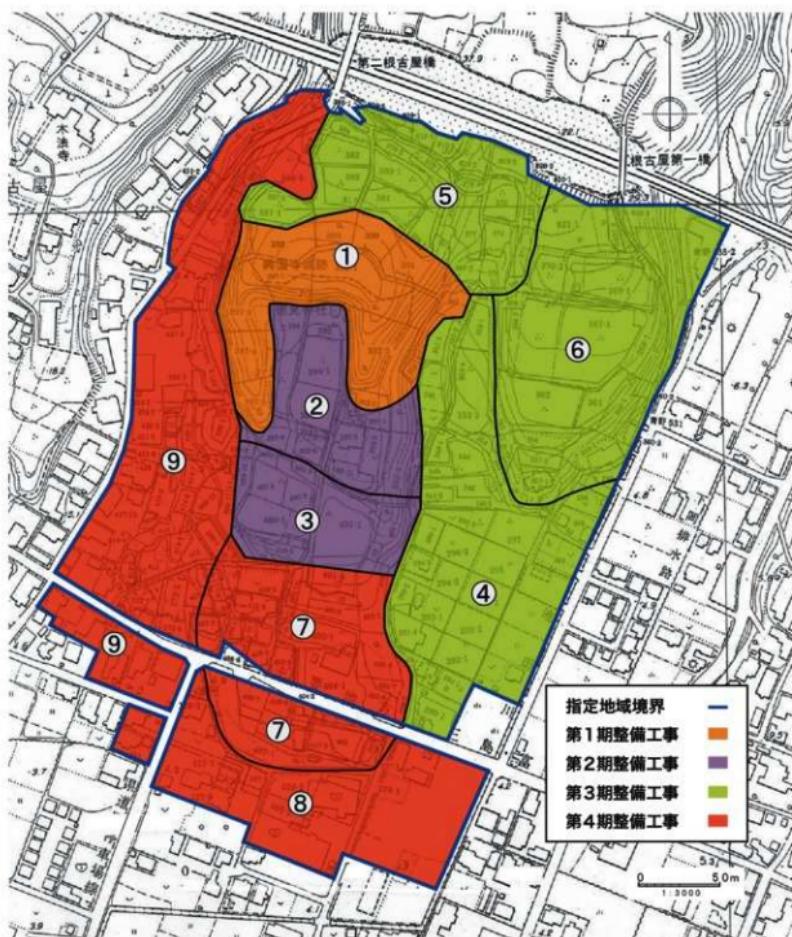
第4期：⑦三ノ丸、⑧南外堀、⑨西外堀を対象に整備する。住宅地や県道に隣接するため関係者との調整を要するエリアである。このことから本区域は整備の最終段階に位置づける。

### 8-2 史跡全体の整備方針

#### (1) 保存を前提とする整備と価値の具現化

平成29年に公益財団法人日本城郭協会によって続日本100名城に選定されたことを契機に来訪者数は増加傾向にある。こうした背景もあって早期の整備を望む声が関係者や来訪者から上がっており、今後はニーズを的確に捉えながら整備を行うこととなる。

しかしその整備はすでに基本方針に述べたように調査研究に基づいたものであり、かつ史跡の保存が前提となっていなければならない。発掘調査は最終段階の遺構を確認することを基本として実施していることから、過去に遡れば遡るほどかつての姿は推測を大いに含むことになる。興国寺城跡は、北条早雲旗揚げの城として名高く、来訪者も早雲段階の城を期待して来訪する方が多いが、整備方針に基づき、



第8-1図 時期別の整備工事箇所

整備の時代設定は原則江戸時代初期におき、この段階の城の構造と防御機能を来訪者が理解できるように、遺構修復や遺構復元を進めていく。

#### 【遺構修復の方針】

地上に露出している遺構は、これ以上引き抜がれしないように定期的な点検、危険度や緊急性に応じて修復を行う。また史跡公有地化以前に発生した土取り等による欠損箇所については、史跡への理解や来訪者の安全性等を総合的に判断し、修復とするか復元を行うかを検討する。

地下に埋蔵されている遺構群、特に空堀については、将来的に一部を再掘削して露出展示とした場合、修復や保護措置等を行って露出箇所がき損しないように配慮する。

#### 【遺構復元の方針】

城の最終段階である江戸時代初期の遺構表示を原則とするが、過度な復元整備は極力控えて、将来に渡って持続可能な遺構復元整備とする。一方、戦国期の遺構も史跡を語る上で重要な要素であることから、誤解を生じさせない遺構表示とすることで、歴史の重層性を示すこととする。

史跡全体や個別遺構の解説は、シンボル的な復元を除き、標識や説明サイン等を中心として行う。なお、シンボルともなりうる建造物の復元は実際に建築すべきかの可否を検討した上で、平面表示であっても近年発達するデジタル技術も積極的に取り入れ、調査研究で得られた成果を反映させる。

### （2）来訪者が安全に散策でき、かつ史跡の理解を助ける環境整備

#### 【史跡内の動線と便益施設の方針】

遺構の保存や来訪者の安全に配慮し、現状では立ち入りを制限している北曲輪や清水曲輪も含んだ全体動線計画を検討し、適宜案内サインを設置する。また史跡が広大であることから、史跡にふさわしいデザインでベンチ等を設置して見学しやすい環境を整える。

#### 【史跡外の駐車場、便益施設の方針】

史跡外への設置を検討している駐車場やトイレ等の便益施設については、来訪者の増加に伴って現状でも必要性が高まっている。特に駐車場について周辺の住民環境に影響が生じていることから、早期の整備が必要である。

#### 【景観整備の方針】

景観整備については、神社管理者等の意向も踏まえ、城跡から、もしくは城跡への見通し、富士山、愛鷹山、駿河湾等への眺望、城跡の構造理解等を意識した適切な整備を行う。なお、遺構保存や表示に大きく関わる樹木の管理計画は、第6章6-4を参照。

### （3）調査成果を踏まえた利用と表示

現在の興国寺城跡には、廃城後の伝承等により「伝石火矢台」「伝（西・東）船着場」等の当時の曲輪の性格を反映しているか明らかではない名称が付与されている箇所もある。こうした名称は城跡が、たどってきた経過等を考える上で重要な記録ともいえ、例えば「伝西櫓台」の発掘調査では、伝承の通り方形基礎の建物跡が検出されたという事例もある。

しかし曲輪等の名称はその性格を規定することも多く、例えば「石火矢台」という名前を付与された地点は、実際がどうであったかは別に、そうした場であったという視点で来訪者がその曲輪を見ることになる。そのため、過去の絵図等に記されている名称であれば、それを用いることを原則とするが、観光活用のために、誤解を生じさせる名称を史跡内で新たに用いることは行わない。

## 8-3 区域ごとの整備方針

次に、「第6章 史跡の保存管理」「第7章 史跡の活用」に示す方針を踏まえ、6-2に示した区域ごとに、整備の基本的な方針と整備時期を示す（第8-2図）。

#### （1）A区域：曲輪内部、土堀、空堀の整備

##### ①方針

史跡の中核部の遺構が存在する区域で、伝天守台周辺、本丸、二ノ丸、三ノ丸、北曲輪、清水曲輪、

清水小曲輪を対象とするが、このうち、詳細設計に向けては追加調査を要するものの、伝天守台周辺、二ノ丸、三ノ丸は遺構確認調査は概ね完了しており、かつ通常も全面的に開放している。本丸も全面的に開放しているが、令和3年段階で本丸の空間構成を把握するには引き続き調査が必要となっている。北曲輪、清水曲輪、清水小曲輪は遺構確認調査が行われているが、特に北曲輪は遺構の変遷把握など課題が残る曲輪であり、本丸と同じく追加調査が必要となる。またこの3つの曲輪については、現在は立ち入りを制限している地点もある。

以上のように、A1区域は史跡の価値を示す重要な区域であることから現代構造物については神社地に関連するものを除いては整理を試み、調査や整備を集中的に行うこととする。ただし整備は二ノ丸等の遺構確認が完了している曲輪から整備を行った場合、伝天守台や本丸の整備に支障が生じることから先述した段階的整備計画に基づき、伝天守台から南に向けて整備を進めていく。

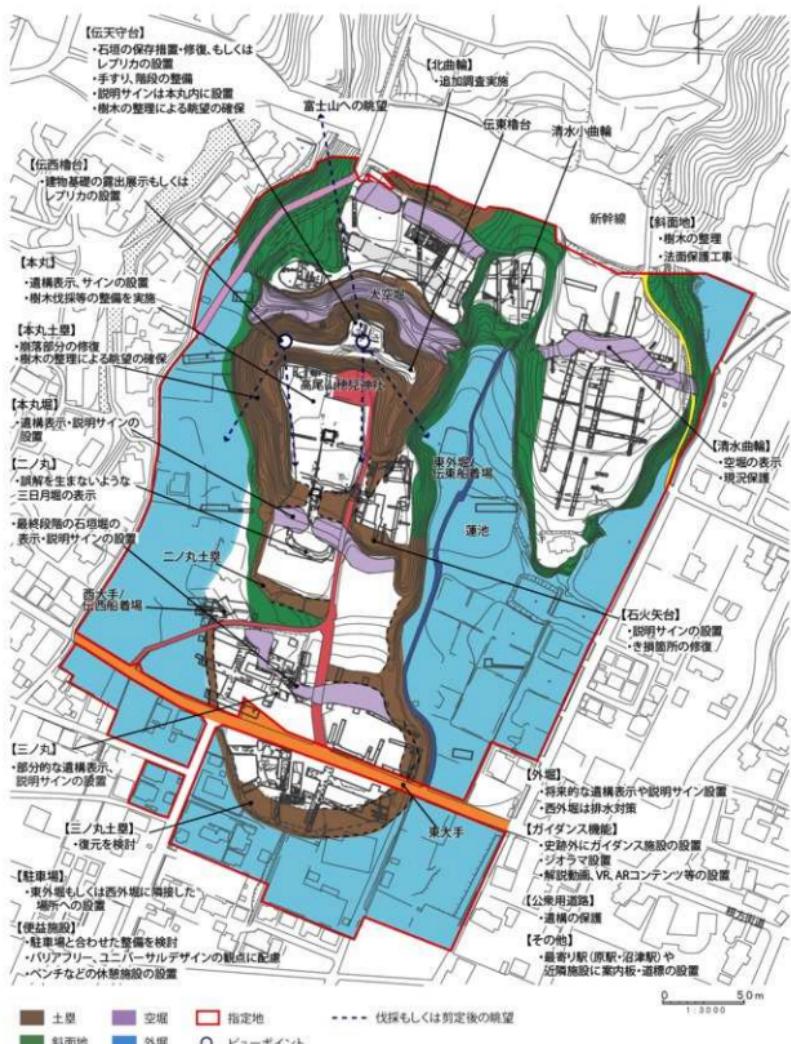
## ②整備内容

### 【伝天守台周辺】

- ・現在、伝天守台は礎石が露出展示されており、またその前面の石垣は抜き取りにあっていることから不安定な状態となっている。このため、遺構保護の観点から現物の保存措置・修復、もしくは現物に代わるレプリカ等の代替物の設置等を行う。
- ・伝西櫓台の建物基礎は埋め戻しているため、伝天守台全体の遺構表示方法に合わせて、露出展示もしくはレプリカ復元表示を行う。
- ・伝天守台北側の大空堀は、実際は斜度の強い薬研堀ではあるが、基本的には現状維持として、無理に復元は行わず、樹木整理のみを行う。ただし見学ルートとしても利用できるよう一部修景する。
- ・伝天守台は本丸土壘上に築かれていることから、ここでの地下掘削は必然的に本丸土壘をき損する行為につながる。したがって説明、道標サインの設置は必要最小限のものにとどめ、伝天守台の解説は本丸内で、地下遺構に影響が出ない場所に設置するなどの工夫を行う。
- ・伝天守台への動線は急傾斜となることが予測されるため、手すりや階段の整備が必須となるが、通路自体が本丸土壘内を通るものになることから、素材、色調、形状、構造については安全面に配慮しつつも遺構のき損を極力抑え、かつ史跡の景観に調和するものとする。
- ・第6章6-4の植栽管理計画に示したように、伝天守台からは富士山や駿河湾への眺望が見込めることから、価値の要素の具現化にむけ、樹木整理を行う。

### 【本丸】

- ・本丸は現在も調査を継続中であり、将来的な課題を残しているが、現状として検出されている遺構は、概ね16世紀末以降のものである。別時期の遺構の重複が少なく、かつ良好に遺構が残存している箇所もあることから、調査結果を基に復元に値する石組水路や土壠、石垣基礎、掘立柱建物跡等の遺構に対して、遺構表示や説明サインの設置を行う。
- ・本丸最奥部には高尾山穂見神社が鎮座することから、神社地内の整備にあたっては神社管理者との協議を行って実施する。
- ・本丸土壘は一部崩落が認められるため、修復を行う。
- ・本丸堀は現在は埋め戻されているが、絵図と対比が可能なほど残存状況が良好である。また少なくとも1回以上の掘り直しの痕跡が認められ、遅くとも16世紀後半には利用されていた堀である。このため改修の様子を理解できるような表示もしくは説明サインの設置を検討する。
- ・神社地内及びその周辺にはサクラ・スギ等が植栽されているため、史跡の管理上そのあり方については管理者との協議を行い、遺構にき損が生じないように配慮する。



第8-2図 興國寺城跡整備計画検討図

#### 【伝石火矢台周辺】

- ・絵図では「カクシ口」等とも描かれるが、南側の土塁と東外堀に下る通路を除いて遺構は滅失していた地点である。伝石火矢台と伝わる土塁も一部断割調査を実施しているが、本当に石火矢台としての性格を有していたか否かを証明するような痕跡は確認できていない。したがって、伝石火矢台周辺はき損箇所の修復及び伝承や調査成果を伝える説明サインの設置のみとする。

#### 【二ノ丸】

- ・16世紀後半において本丸虎口を構成していた三日月堀が二ノ丸内部で検出されているが、曲輪内部の遺構面が滅失していたため、堀以外の遺構は検出されなかった。したがって二ノ丸内部の整備は三日月堀が対象となるが、本丸の遺構群とは明確に時期差があるため、誤解を生じさせないような表示とする。
- ・枠形を呈す二ノ丸虎口は少なくとも2回の改修がなされて最終的に石垣を伴う構造となっている。このことから最終段階の石垣堀の表示を検討するとともに、改修痕跡についても説明サイン等での変遷を解説する。

#### 【三ノ丸】

- ・三ノ丸は15世紀後半から17世紀初頭までの遺構が複雑に重複している曲輪である。しかし曲輪内部における最終段階と断定できる遺構は石組水路のみであることから、江戸時代初期の曲輪の内部構造を復元することは困難である。このため遺構表示は部分的に留めて説明サイン等で複数時期の地下遺構及びそこから判明する城の重層性の解説を行う。
- ・三ノ丸土塁は一部滅失しているため、復元を行って三ノ丸の範囲と外堀との境界を明確化する。
- ・整備には県道及び市街地との調整があることから整備時期はA区域の中でも最終期に位置づける。

#### 【北曲輪】

- ・北曲輪は16世紀前半から17世紀初頭までの遺構が重複している曲輪である。絵図にも曲輪の内部が描かれており、堀や土塁を除いて時期ごとの曲輪の様子は明らかではない。曲輪造成の変遷や防衛施設の配置については課題も多いため、江戸時代初期の段階でどのような機能を有していた曲輪であるのかも含めて追加調査を実施していく。

#### 【清水曲輪、清水小曲輪】

- ・清水曲輪は空堀を除いて明確な城郭の防御遺構は検出されなかった曲輪である。曲輪中心部には古代の土器片が多数出土しており、また8世紀の土器を伴うカマドが検出されるなど、城郭段階でも大きな造成が行われていないことが判明している。このため、空堀を除いて追加の調査は行わず、かつ整備も空堀の表示と曲輪の現況保護に努める。
- ・清水小曲輪は面的な調査を実施しているが、年代が明確でない溝状遺構や集石などが確認されているのみで、曲輪の性格も明らかではない。北曲輪と清水曲輪をつなぐ役割等が推測されるが、北曲輪の調査成果を検討した上で整備の方向性を定める。

### (2) B区域：斜面地、外堀の整備

#### ①方針

B1区域は曲輪の縁辺部を構成する斜面地である。土砂流出および崩落に注意を払いつつ、必要箇所は崩落防止策を講じ、さらに6-4に示した植生管理計画に基づき、必要な樹木剪定を行い眺望の確保や景観の向上に努める。また危険箇所立ち入りを制限するため、整備ではロープ柵等を設置する。

B2区域は現在は埋め立てられた外堀であり、未調査地点も多い区域である。史跡と市街地の緩衝地帯として位置づけられることから、復元すべき遺構はA区域と比べて多くないと想定されるが、西外

第8-1表 A1区域の現況と整備の方向性

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
伝天守台周辺	完了	概ね完了しているが、伝天守台への登城ルートは未解明。	遺構の保存措置、修復、復元及び樹木整理による環境整備を積極的に行う。	第1期
本丸	完了	本丸中心部の遺構確認調査を実施中。	検出遺構を総合的に判断したうえで、遺構復元を進める。	第2期
伝石火矢台周辺	完了	完了	石火矢台と伝わるが、遺構がほとんど残存しないため、誤解を生じさせる復元は行わない。	第2期
二ノ丸	完了	完了	虎口周辺を除いて遺構の残存状況が悪いため、遺構表示は最小限とする。	第2期
三ノ丸	完了	完了	複数時期の遺構が重複する曲輪のため、重層性を理解できるような表示とする。	第4期
北曲輪	完了	複数時期の遺構が重複しているが、最終段階の曲輪内部の構造は未解明	調査完了後、遺構復元手法を検討する。	第3期
清水曲輪・清水小曲輪	一部民地	一部を除いて完了	空堀を除いて城郭遺構が確認されていないことから、空堀整備以外は現況保護とする。	第3期

第8-2表 A2区域の現況と整備の方向性

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
本丸土塁・大空堀	完了	完了	危険木等の剪定、除去、法面崩落の予防措置を行う。	第1期
伝石火矢台	完了	一部断面断割調査を実施	危険木等の剪定、除去、法面崩落の予防措置を行う。	第2期
二ノ丸土塁	完了	未実施	復元表示を試みて、二ノ丸の範囲を明瞭化する。	第2期
三ノ丸土塁	完了	一部断面断割調査を実施	一部滅失しているため、復元表示を試みて、三ノ丸の範囲を明確化する。	第4期
北曲輪土塁・空堀	完了	一部断面断割調査を実施	調査後、遺構復元手法を検討する。	第3期

堀における石積等考慮すべき遺構は存在する。また区域内には(I) 本質的価値を構成する要素と位置づけた湧水地も存在することから、こうした要素を取り込みつつ、市街地と区分できるように工夫を施し、B2区域も城跡内であることを実感できるような整備を行う。

## ②整備内容

### 【B1 区域：斜面地】

- ・数年に一度台風等により斜面地の樹木の倒木が発生している。このことから、斜面地をき損する可能性のある樹木については管理計画に基づき、緊急性を検討した上で伐採して遺構の保護に努める。
- ・整備設計策定時には法面強度についても検討を行い、必要箇所については隣接する曲輪整備と同時期に法面保護工事を行う。

### 【B2 区域：外堀】

- ・外堀については未調査地点も多いため、整備の方針は調査後に定めるものとするが、現状としては史跡内と認知するような案内等が存在しないため、将来的には見学動線に組み込んだうえで、遺構の表示や説明サインの設置を行う。
- ・西外堀において湧水が道路や住宅地へ流れ出していることもある。日常的に大きな被害につながった事例はないが、災害時に影響を及ぼす可能性もあり、排水対策については整備基本計画で定めて対応する。

## (3) C 区域：公衆用道路の取扱い

### ①方針

史跡内であるが、現在も使用される道路のため、原則現状以上の拡幅や地下掘削等は行わない。

### ②整備内容

所有者・管理者等と調整を図りながら遺構の保護に努める。

## (4) D 区域（史跡外）：ガイダンス機能および駐車場・便益施設の設置

### ①方針

史跡外の B2 区域との隣接地に駐車場等の便益施設を整備できるよう、適地の地権者との交渉を行い、整備を行う。設置箇所は往時の動線を考えると、東大手に隣接する地点が望ましいが、原駅・国道 1 号線などからのアクセスも検討したうえで設置箇所を判断する。

また整備においては興国寺城跡は第 7 章でも述べたように地域の核となりうる文化財であることから、必要最小限の便益施設ではなく、周辺の文化財との連携まで考慮した施設を設定する。

### ②整備内容

#### 【ガイダンス機能】

- ・面積が広大で、かつ長期に渡る史跡の歴史を理解するためには、史跡を総括するガイダンスが不可欠であるため、史跡外にこうした機能を有した施設の設置を検討する。なお、ガイダンス機能は建築物とするか、沼津市内で整備を行った史跡長浜城跡に設置したガイダンスウォールのような設備とするかは、アナウンスすべき項目を整理した上で、整備基本計画にて定める。
- ・ガイダンス機能には史跡の本質的価値である環境、重層的な歴史、城郭遺構や構造等の基本的な情報はもちろんのこと、周辺の文化財との関係などを紹介することとし、地域の文化財の核としての位置づけを目指す。
- ・施設の設置において地下掘削が生じる場合、史跡の外であっても遺構確認を行い、史跡はもとより埋蔵文化財の保存にも影響が生じないように配慮する。
- ・ガイダンス機能を有する施設の設置を検討するが、7-2 に示した史跡の公開に関する方針に基づき、出土遺物や歴史資料等の現物は原則展示しない。

第8-3表 B1区域の現況と整備の方向性

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
本丸西側斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第4期（西外堀と合わせて整備）
伝石火矢台東側斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第3期（東外堀と合わせて整備）
北曲輪周辺斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第3期（北曲輪と合わせて整備）
清水曲輪周辺斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第3期（清水曲輪と合わせて整備）

第8-4表 B2区域の現況と整備の方向性

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
西外堀	完了	部分的なトレーニング調査を実施済み。	西外堀と認知できるような表示と通路の整備。湧水地の安全対策。	第3期
東外堀	一部を除きほぼ完了	部分的なトレーニング調査を実施済みであるが、未調査地点も多い。	東外堀と認知できるような表示と通路の整備。	第2期
南外堀	民地が残る	部分的なトレーニング調査を実施済みであるが、未調査地点も多い。	外堀と認知できるような表示と三ノ丸への導入通路の整備。	第3期

## 【駐車場】

- 史跡への導入は東大手及び西大手の場所がおおよそ特定されていることから、駐車場から大手へ入るような動線計画を定めることが最良である。そのため、駐車場予定地は東外堀もしくは西外堀に隣接する箇所において大型バスも駐車できるような面積での整備を検討する。
- 多数の来訪者があることから、現状でも早期設置を望む声が地元住民からも上がっており、整備完了までの一時的な駐車場の整備は、整備の進捗にかかわらず検討を進める。

## 【便益施設】

- 広大な史跡にもかかわらず、現状でトイレは神社地内にあるのみで、他には設置されていないことから駐車場と合わせて整備を検討する。神社地内のトイレは汲み取り式の簡易トイレであることから、駐車場と合わせて設置するトイレ等の便益施設についてはユニバーサルデザインの観点に配慮したものとする。
- 来訪者が快適に史跡の見学を行えるように、ベンチなどの休憩施設を史跡内に設ける。この時、地下遺構のき損がなく、史跡の景観に調和するデザインとする。

【その他】

- ・史跡へのアクセス案内が現時点で不十分であることから、最寄り駅である原駅のロータリー、新東名高速道路に設置されているNEOPASA 駿河湾沼津等に史跡とその周辺までも含めた案内等の検討を行うとともに、史跡の近隣にも道標の設置を検討する。



長浜城跡（静岡県沼津市）



山中城跡（静岡県三島市）



横地城跡（静岡県菊川市）



諏訪原城跡（静岡県島田市）



高天神城跡（静岡県掛川市）



石垣山城跡（神奈川県小田原市）

写真 8-1 ガイダンス・駐車場・便益施設の設置例

## 8-4 史跡内の動線計画

各区域に示した整備計画の効果を高めるため、史跡内の主要動線を以下のように設定する(第8-3図)。

### 【大手から三ノ丸】

- ・絵図において三ノ丸への導入は東大手と西大手が描かれていることから、両大手を三ノ丸への導入口とする動線を検討する。
- ・D1(県道富士三島線)区域が三ノ丸を横断していることから、三ノ丸南部からD1区域を渡る動線は根古屋交差点に設置された横断歩道を渡るものとする。ただし東大手付近には横断歩道が設置されていないことから、駐車場等の位置の検討とともに、必要であれば関係機関と協議し、横断歩道の新設等を検討する。

### 【三ノ丸から二ノ丸】

- ・二ノ丸虎口と本丸虎口の位置が判明しており、さらにこの間に存在していた土壘の形状も概ね復元できることから、現在の管理用道路のような直線的な動線ではなく、土壘の形状を復元した上で、絵図に示される「升形ノアト」を通って本丸へ至る城内通路を整備する。この際、管理用道路と城内通路は保存管理方針に基づき、管理用道路は現在と同じアスファルト舗装、城内通路は土系舗装等とし、見た目にも明確に区分する。

### 【二ノ丸から本丸・伝天守台】

- ・本丸虎口の場所は判明しているため、本丸への導入動線は本丸1号虎口へ通じるものとする。神社地への管理用道路は上記と同じく復元する城内通路と明確に区分する。
- ・本丸内には2号虎口が検出されていることから、1号虎口から2号虎口への動線を復元し、さらに2号虎口は、東へ抜ける構造であるため、この城内通路の復元を行う。
- ・かつての本丸から伝天守台への登り口が未確定であるため、追加調査を行って動線を復元する。

### 【本丸・伝天守台から大空堀】

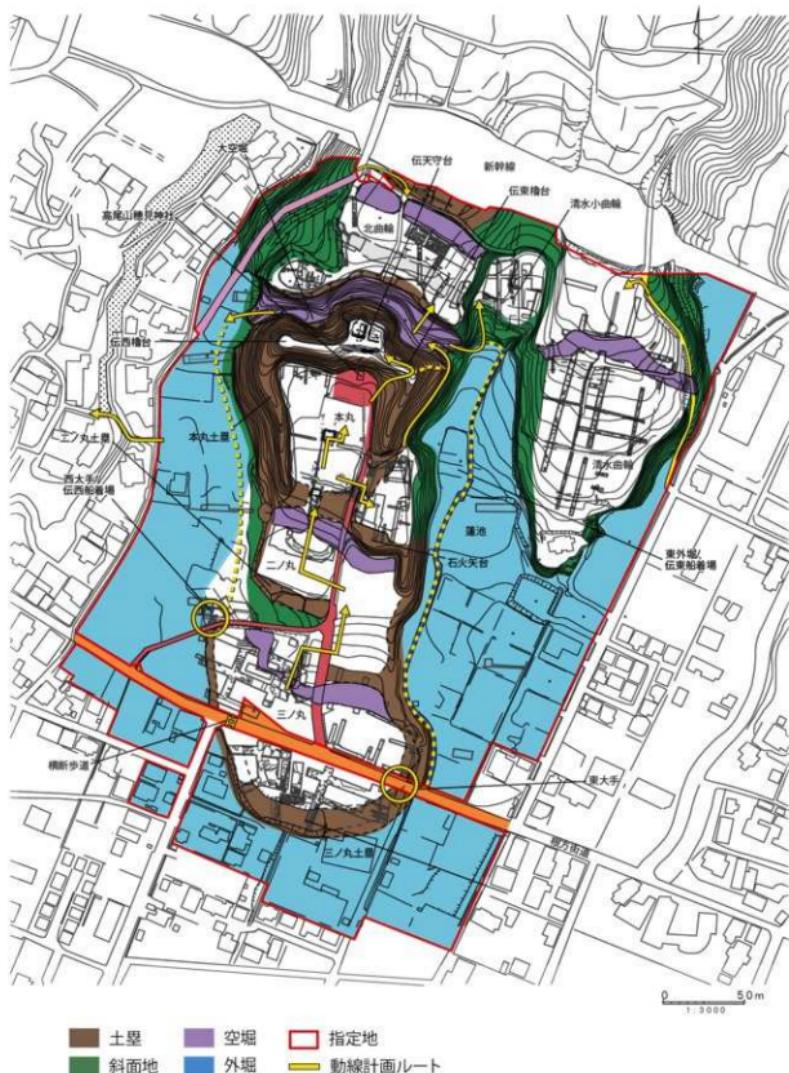
- ・現在も使用する伝天守台東側から大空堀へ下るルートと本丸大土壘東側を通るルートを踏襲する。
- ・大空堀の堀底道は両端部の修復を実施したうえで、現在同じく、北曲輪や西外堀、東外堀へ至る城内通路として利用する。

### 【北曲輪・清水曲輪への導入】

- ・現状の動線についてはC1区域の道路から進入するものと大空堀を通って進入するものがある。古絵図の中には伝天守台の西側から北曲輪へ渡る通路が描かれているが、発掘調査では未確認である。このため、曲輪内と同じく調査を継続して行い、北曲輪へ至る通路の解明に努める。ただし、北曲輪が最終段階で機能していない可能性もあることから、最終段階における城内通路が存在しないことも想定し、この場合は現状の動線を踏襲する。
- ・清水曲輪へはC2区域の道路と清水小曲輪から清水曲輪西斜面を抜けて至る通路が現況では存在するが、かつての城内通路は明らかでないため、北曲輪や清水小曲輪の調査成果をもとに、新たな通路を設置するか検討する。

### 【近隣関連施設への動線】

- ・史跡外の整備は行わないが、史跡の西側にはかつての城主である河毛重次の菩提寺である本法寺があることから、西外堀からの動線を史跡内の道標サイン等で示す。



第8-3図 興國寺城跡主要動線計画図

## 第9章 運営と体制整備

### 9-1 運営と体制整備の方向性

興国寺城跡は住宅街に隣接した広大な史跡であり、第6章に示したように維持管理一つにおいても近隣自治会や保存団体等との協力がなければ、十分な状態を保つことができない。こうしたことからも運営・体制の整備は急務であり、その方向性は以下のとおりとする。

- ①常に最新のデータを持って史跡の保存活用を進めるため、調査研究と専門委員による委員会開催を継続して実施する。
- ②保存、活用及び整備事業を効果的に実施するため、沼津市教育委員会及び関係部署との情報共有を図る。
- ③運営に市民や各種団体の参画が得られるように、官民一体となって協働できる体制を構築する。

### 9-2 運営と体制整備の方法

前節に掲げた方向性に基づき、運営と体制整備の方法を次のとおりに示す。

#### (1) 調査研究と専門委員会の継続実施と人材の育成

令和3年度段階で史跡の調査は完全ではなく、また位置づけが困難であった過去の調査成果も、再検証を行えば、史跡への理解の促進や保存するための情報として更新される可能性もある。については第6章にて示したように調査研究は史跡保存の重要な柱として位置づけられることから、今後も継続して調査研究に必要な専門的知識を有する整備調査委員会の開催、及び事務局として調査研究に当たることのできる人材の確保・育成を図っていく。

#### (2) 庁内外協力体制の強化

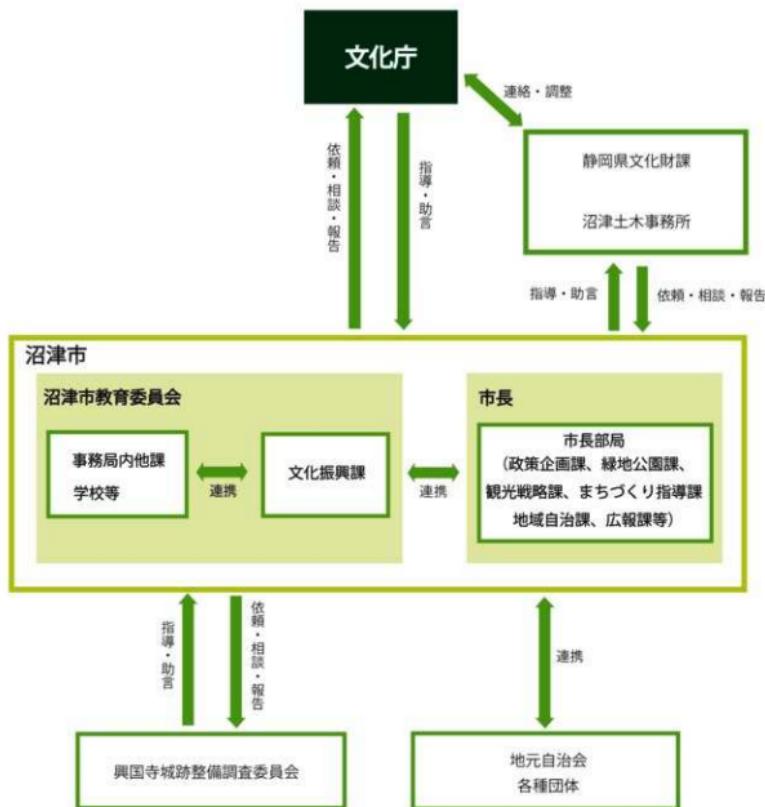
史跡の調査、保存、活用、整備を行うには庁内の教育、公園、観光、まちづくり、土木、防災などの関連部署との役割分担やそれぞれの人的リソースを把握したうえで、史跡の管理者である沼津市全体で情報共有や連絡会議等の開催によって、適切な取り組みを進めていく必要がある。

また従来のとおり、文化庁や静岡県などから指導助言が得られる体制を今後も維持する。

#### (3) 官民一体の協働体制

市民や各種団体の参画および協働体制の構築については、まず本計画にて示した史跡の本質的価値を理解してもらえるように、効果的な周知広報、展示、学習機会を提供して、史跡への愛着を持ってもらうことを継続して行う。

また史跡運営管理への参画の方法は、草刈り・ゴミ拾い等の維持管理やガイド等の史跡と直接的な関係を持つものから、居心地の良い周辺環境の維持、沼津市を訪れる観光客へのおもてなし等間接的なものまで多様であるが、各種団体が自身の強みを發揮して参画できるように沼津市も調整に務める。



第9-1図 史跡の保存・活用のための体制図

## 第10章 実施計画

### 10-1 各施策の実施計画

第9章までに記した各分野の施策に基づき実施する項目と概要を以下に示す。

第10-1表 施策項目の実施計画

	項目	前期計画（2022～2032年度）	後期計画（2033～2042年度）
(1) 調査項目	調査研究	遺構確認調査の実施、調査報告書の刊行 ● 2026年ごろ刊行	2032年ごろ刊行
(2) 保存管理	保存活用計画運用	現状変更取り扱い基準等の運用 点検	2032年総括・見直し 2042年
	日常維持管理	樹木剪定・除草、定期見回り	
	追加指定・公有地化	状況に応じて対応	
(3) 活用	史跡の公開	工事箇所は公開を制限	
	情報発信	ホームページ、パンフレット、発掘調査報告書等の公開	
	学校教育、社会教育	史跡めぐり、教材開発、出前講座、現地見学会、文化財講演会	
	史跡群の情報提供	文化財ウォーキング、歴史ガイド育成	
	市内文化財との連携	市内文化財との連携	
(4) 整備	整備調査委員会	調査、整備に関する指導・助言	
	管理に必要な施設の設置 (文化財保護法 115条関連)		
	整備基本計画及び設計作成と整備工事	整備基本計画、第1期整備設計、工事 ● 2032年	
	第2期～整備設計作成と整備工事		第2期～整備設計・工事
(5) 運営・体制	関係機関等の連携 運営体制の整備		

## 10-2 経過観察

前節に掲げた実施計画について、下記の項目について経過観察を行う。観察時期は計画期間の半分である5年間隔とする。

第10-2表 経過観察項目一覧

区分	項目	観察時期			観察主体	結果に対する対応
		前期計画 前半完了時	前期計画 完了時	後期計画 前半完了時		
計画	総合計画における位置づけと整合しているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事務局	整備調査委員会、沼津市教育委員会への実績報告
	予算確保のための取り組みはあるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	保存活用計画の見直しは検討されているか		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	遺構確認調査の進展はあったか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
保存管理	公有地化は進捗したか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		事務局	整備調査委員会、関係者への実施状況の報告
	史跡の周囲は埋蔵文化財として適切に対応され、追加指定の検討されたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	遺構・出土遺物の適切な保存管理がなされたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	樹木管理は適切に行われたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	建築物・工作物の管理は適切に行われたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	災害対策に取り組んでいるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	現状変更の取扱基準は適正に運用されているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	史跡の公開は適切に実施されたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
活用	出土遺物や歴史資料は活用されたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	企画・イベント等は計画的に実施されたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	民間団体等の利用が実施されたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	学校連携が図られたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	景観・眺望の活用が図られたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	アクセスの利便性は向上したか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	産業・観光事業との連携が図られたか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	史跡の情報発信はされているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

区分	項目	観察時期			観察主体	結果に対する対応
		前期計画 前半完了時	前期計画 完了時	後期計画 前半時		
整備	整備基本計画は作成されたか	○			整備調査委員会・事務局	整備調査委員会への実施状況の報告
	基本・実施設計が行われたか	○	○	○		
	遺構の復元展示等の整備が行われたか	○	○	○		
	園路の整備は行われたか	○	○	○		
	既存施設の段階的整理、撤去の検討をしたか	○	○	○		
	トイレ、休憩施設、駐車場等の便益施設を整備したか	○	○	○		
	説明サインの設置等によってガイダンス機能が向上したか	○	○	○		
	樹木伐採、枝打ち等による景観の復元・整備は進んだか	○	○	○		
	委員会が開催されたか	○	○	○		
運営体制	ボランティアガイドは新規募集等によって充実したか	○	○	○	事務局・府内調整会議ほか	
	各関係機関との連携は十分であったか	○	○	○		
	組織の運用は適切に行われているか	○	○	○		

## 10-3 今後の課題

保存活用計画をまとめるにあたって、今後の課題を以下のとおり、整理する。

### (1) 持続的かつ適切な保存管理手法の検討

第5章内でも課題として示したように、史跡の景観維持一つにおいても、史跡範囲が広大であることから現状でも充分な対応がなされているとは言い難い状態にある。特に北曲輪や清水曲輪は城郭の一部として機能したことは遺構確認調査にて把握されているものの、現在は立ち入りを制限している曲輪もある。

今後こうした史跡の維持管理について行政単独で持続的に実施していくことは困難である。については、史跡保存に関して理解を得てもらうための普及啓発事業、予算獲得のための取り組み、史跡に愛着を持つボランティアスタッフの育成等について、関係者総掛かりで保存管理手法について検討をする必要がある。

### (2) 整備基本計画の策定

史跡内は概ね公有地化が完了し、また一部の曲輪や外堀を除いては遺構確認調査は完了している。については、この成果に基づき、復元整備工事を実施していくこととなるが、本計画策定以後に予定される「整備基本計画」には、本計画に定めた整備の基本的な方針に基づき、訪れる人の興味関心を引き出せるように、より具体的な動線の整備、見学路を示す案内サインや史跡の解説を行う説明サインの位置などを示していく必要がある。また訪れやすい環境を整えるという点において、駐車場やトイレなどの便益施設の設置も早急に検討を進めることが求められている。

### (3) 地域社会の中の史跡とするために

本計画によって本質的価値は明記されたが、今後はその価値を多くの人々と共有することが必要である。これまでには城跡として地域の中でも特殊な場として存在した興国寺城を、その雰囲気は残しつつも、地域社会に位置づけられるように取り組みを推進していかなければならない。そのためには、行政のみで計画を進めるのではなく、様々に史跡と関係する人たちと連携を探りながら、効果的な活用方策を検討していく必要がある。

## 文化財保護に係る関連法令

### 文化財保護法（抜粋）

発令：昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：令和 3 年 4 月 23 日号外法律第 22 号

#### 第七章 史跡名勝天然記念物（第百九条第一百三十三条の四）

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

（解除）

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がいか若しくは判明しない場合は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくして、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は逃避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受けける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をとることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないとき認められるとき。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による处分には、第一百一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを

受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該处分の権限を有する行政庁又はその委託を受けた者は、当該处分をとるべきは、政令の定めるところにより、文化庁長官(百八十四条第一項又は百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。  
(復旧の届出等)

百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他の文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による处分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十二条第二項から第四項までの規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。  
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならぬい。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。  
(現状変更等の許可の特例)
- 百二十九条の四 百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。  
(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)
- 百二十九条の五 文化庁長官は、百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。  
(認定の取消し)
- 百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。  
(管理団体等への指導又は助言)
- 百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。  
(保存のための調査)
- 百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 百三十二条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず。かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史

跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 文化財保護法施行令（抜粋）

発令：昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号

最終改正：平成 31 年 3 月 30 日号外政令第 129 号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

### 第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヲに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第一百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又

は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の鋪装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を作わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第一百二十条及び法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水管等その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申し出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第一百三十条（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第一百五十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

発令：昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日号外文部科学省令第 7 号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)百第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他の参考となるべき事項

項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地

番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理團体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは貰亡し、又はこれを貰失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 減失、毀損、喪亡、亡失又は盗難（以下「減失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 減失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 減失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毁損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受けた影響
- 十一 減失、毀損等の事実を知つた日
- 十二 減失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、減失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
- （土地の所在等の異動の届出）
- 第七条 法第百十五第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならぬ。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた図面の写本を前項の書面に添えるものとする。
- （国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の記載事項等）
- 第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則**
- 発令：昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号  
最終改正：平成31年3月29日外文部科学省令第7号  
(復旧の届出)
- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別名及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定期限
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書  
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)
- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。  
(終了の報告)
- 第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。  
(復旧の届出を要しない場合)
- 第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第百十八条又は第二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受け復旧を行うとき。  
(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)
- 第五条 法第二百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準

用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

発令：昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日外文部科学省令第 7 号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において單に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期間

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の旅行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地図（△）を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当者承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百五十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添え

るものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡しつつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第二百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定を、法第二百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第二百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。



## 史跡興國寺城跡保存活用計画

令和4年3月31日 策定  
令和5年3月31日 印刷

編集／沼津市教育委員会  
発行／沼津市教育委員会  
沼津市御幸町16番1号  
TEL055-931-2500（代）  
印刷／みどり美術印刷株式会社